

官報

号外

昭和二十七年六月五日

第十三回 衆議院會議録 第五十号

昭和二十七年六月五日(木曜日)

議事日程 第四十九号

午後一時開議

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
両院協議会成案

第二 日本電信電話公社法案(内閣提出)

第三 日本電信電話公社法施行法案(内閣提出)

第四 国際電信電話株式会社法案(内閣提出)

第五 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出)

第六 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(丸山直友君外一名提出)

第七 市の警察維持の特例に関する法律案(河原伊三郎君外五名提出)

第八 輸出取引法案(内閣提出)

第九 公共工事の前拂金保証事業に関する法律案(内閣提出)

第十 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 消防法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

●本日の會議に付した事件

会期延長の件

日程第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
両院協議会成案

日程第二 日本電信電話公社法案(内閣提出)

日程第三 日本電信電話公社法施行法案(内閣提出)

日程第四 国際電信電話株式会社法案(内閣提出)

日程第五 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出)

日程第六 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(丸山直友君外一名提出)

日程第七 市の警察維持の特例に関する法律案(河原伊三郎君外五名提出)

日程第十 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 輸出取引法案(内閣提出)

日程第九 公共工事の前拂金保証事業に関する法律案(内閣提出)

日程第十一 消防法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)

午後二時五十九分開議

○副議長(岩本信行君) これより會議を開きます。

会期延長の件

○副議長(岩本信行君) お諮りいたします。今回の會期は明六日をもつて終了することになっておりますが、明後七日から六月二十日まで十四日間會期を延長したいと思ひます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて會期は十四日間延長するに決しました。(拍手)

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
両院協議会成案

○副議長(岩本信行君) 日程第一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、両院協議会成案を議題といたします。両院協議会協議委員長報告を求めます。倉石忠雄君。

報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。

昭和二十七年六月四日

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、両院協議会

衆議院協議 倉石 忠雄
委員長 倉石 忠雄
衆議院議長 林義治殿

〔別紙〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、両院協議会成案

別表第六の備考に次の一項を加える。

本表は、暫定的のものであつて、なるべく速かに昭和二十七年五月六日行つた参議院の修正議決の趣旨を斟酌して改訂するものとする。

附則は参議院議決の通りとする。

その他は衆議院議決の通りとする。

○倉石忠雄君登壇

した一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、両院協議会成案につきまして、両院協議会の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

本院協議委員の互選によりまして、議長には不肖私、副議長には西村久之君が當選いたしました。なお参議院の協議委員の議長には草葉隆閣下、副議長には館野二君が當選されました。

本案は、御承知の通り政府職員の勤務地手当支給地域区分関係別表の改訂に関するものでありまして、本院において政府原案を可決したものを、参議院において修正したものであります。

が、去る五月二十七日、本院において参議院の回付案に不同意の結果、両院協議会を求めたものであります。

協議会は、まず五月二十九日初回の會議を開きまして、衆議院の田中不敏三君及び参議院のカニエ邦彦君よりそれぞれ衆議院及び参議院の議決の趣旨

昭和二十七年六月五日 衆議院會議録第五十号 会期延長の件 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、両院協議会成案

の説明を聞き、さらに保利内閣官房長官の出席を求め、本案に対する政府の見解を聴取いたしましたところ、さきに人事院勧告により政府が提案したもののについても予算的に相当の苦慮をしておる次第であつて、参議院の修正案を實施することはきわめて困難である、政府は今後すみやかな機会に、今回の参議院の修正案を尊重し、その内容においても人事院と十分連絡し、勤務手当合理化の見地から慎重に検討する考であるから、この際は公務員の待遇にこたえて原案通り通過されんことを希望するとのことでありました。

かくして後協議に入り、懇談を重ねましたが、協議会において問題になりました点は、参議院の修正議決によつて地域給の支給割合が引上げられる三百数箇所の地域とその他の地域との不均衡をいかに是正するか、またそれに伴う予算的措置をいかにして講ずるかという点であつたのでありまして、これらの点につきまして前後四回にわたる協議を開き、種々協議懇談をいたしました結果、遂に昨日に至りまして、全会一致をもつて協議会の成果を得るに至つた次第であります。

その内容は、参議院が修正議決した部分の地域給の支給割合の引上げは、諸般の事情にかんがみ、今回はこれを行わず、別表の地域給については衆議院の議決通りとし、ただ施行期日については参議院の議決の通り公布の日からとし、四月一日より適用することとしたしました。また、なるべくすみやかに参議院の修正議決の趣旨をしんじやくして地域給の別表を改訂するということをも別表の備考に挿入いたしましたもの

であります。なお、別表に挿入いたしました「斟酌して」とは、参議院の修正議決の趣旨を尊重するとの意味であり、「なるべく速かに」とは、七、八月ころと予想される人事院の勧告を待つて、できるだけすみやかに改訂する意味であるということと相互に了解いたしました次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを希望いたします次第であります。

(拍手)

○副議長(岩本信行君) 質疑の通告があります。これを許します。松澤兼人君。

(松澤兼人君登壇)

○松澤兼人君 私、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に関する兩院協議会議員の報告について、二、三の点を御質問申し上げたいと思つたのであります。

いわゆる地域給の問題は、公務員にとつて重要な問題であり、公務員の給与の現状が現在のようであるといひますと、われ／＼としては、この問題の公正なる解決をなすことは当然の義務といわなければならぬのであります。地域給の法律案は、御承知のように、衆議院においては政府原案の通り決定し、参議院に送付せられました。

われ／＼は衆議院においてこの政府原案に対して適當なる修正を加えたいと考えていたのでありますが、一応はこれを承認して、さらに今後適當なる改訂をなすべきことを期待していたのであります。参議院は、国会独自の見解によつて相當大幅な修正を加え、これを衆議院に回付して参つたのであります。

す。われ／＼といひましては、先般参議院より修正案が回付せられて参りましたときに、参議院の修正に同意を與へるべしという意思表示をしたのであります。不幸自由党の多数によりまして不同意と決定し、兩院協議会に持ち込まれたのであります。

聞くところによれば、自由党の不同意の理由は、一つには修正案が不公平であるということ、二つには予算上の難点があるということでありまして、われわれは、第一の点については一応修正案を承認して、今後これを是正することが適當であると信じております。

第二の予算上の点については、自由党及び政府に、公務員の生活に対する一片の理解と同情があり、その改善の意思さえあるならば、財政上の問題は解決に困難であるとは思わないのであります。本日議題として兩院協議会の成果が上程されたのであります。これについて兩院協議会議員の御見解を伺いたいと存するのであります。

第一には、成果によると、地域給の別表は暫定的なものであつて、なるべくすみやかに改訂するところですが、この暫定的とは、時期としていかなる期間を意味するのであるか、すみやかに改訂されるという意味は、次期国会をさすものと考えられるが、さうに解釈してさしつかえないかどうかという点であります。政府原案においては四月一日から実施することを旨としておるのであります。全国は公務員は首を長くしてその実施を待つておるのであります。追加の地域給の分も、参議院の修正によれば四月一日から実施されることになつてゐるのでありますから、追加分の恩恵に浴する三百二

十二の地域、十二万四千九百五十人の国家公務員、その他公社職員、地方職員等は、参議院修正の即時実施を希望してゐるのであります。さだめし兩院協議会の成果には多大の失望を感じたろうと思ひます。改訂の時期につき親切なる答弁をお願いしたいと存じます。

第二に伺ひたいことは、同じく成果によれば「昭和二十七年五月六日行つた参議院の修正議決の趣旨を斟酌して」とありますが、この意味は、参議院の修正の基礎の上に、さらにそれによつて生ずるかもしれないアンバランスを是正して追加改訂するものと解釈すべきものと存じますが、その通り了解してよろしいかどうか。われ／＼は参議院の修正が万全のものとも考えませんが、法律によつて国会が自主的に地域給を決定するとなれば、結局あれ以上のものはできないと思ふのみならず、国会において、とにかく独自の見解が地域給について附加せられたことを考へるだけでも、国会の自主権の上から喜ぶべきことであると信ずるのであります。かかる修正案が参議院において全会一致成立して発表された以上は、公務員のこれに対する期待はきわめて大なるものがあり、この期待を万が一裏切るようなことがあつては、立憲政治に対する失望をもたらすことになる。従つて、修正案は一応これを認める意味であれば、われ／＼は兩院協議会の成果に対し敬意を表するものであります。万が一これを削つて改訂するものであれば、はなはだ遺憾といわざるを得ません。なお、これによつて生ずるかもしれないアンバランスは、今

後やはり国会の手によつて是正して行くことが適當であらうと信ずるのであります。先ほど申しました参議院の修正の趣旨をしんじやくするということとが上に述べたようなものであるか、御答弁を承りたいのであります。

第三に、さらに次期国会において、参議院修正部分及び新たに追加せられる部分等の議決があつた場合には、これらの地域の国家公務員は、いつからその改訂が適用されるのか。もちろん予算上の関係もありませんが、予算上の措置が講ぜられるならば、なるべく原案部分の公務員と同様に遡及して適用するのが當然と考えられるのであります。兩院協議会においては、その点について、いかなる話合ひがあり、了解があつたか、伺ひたいのであります。最後に、官房長官に伺ひたい。もしも成果が兩院において議決され、国会が成果によつて近い将来に改訂を行う場合には、政府はこれに協力して財源的措置を講じ、その実施期をできるだけさかのぼつて適用するよう善処されるかどうか承りたい。政府は、人事院機構を改革し、その権限を縮小して、事実上事務局は総理府の内部に掌握する考えのようである、それならば、公務員の基本的権利の制限を緩和する措置を講ずることが当然と考えられるのであるが、少くとも今回の地域給の問題について起つた紛糾を解決する上から見て、親切に公務員の立場を考へることが必要であると思ふのであります。将来の改訂及び実施期日の遡及の点について御見解を伺ひたい。

(拍手)

以上をもつて私の質問を終ります。

〔倉石忠雄君登壇〕
○倉石忠雄君 松澤君のお尋ねにお答
えいたします。

委員長報告の中にあります地域給の別表は暫定的なものであつて、なるべくすみやかに改訂するというこの「暫定的」とはいかなる時期であるかというお尋ねでございますが、この案は御承知のように、一度定めて永久不変のものではないのでございまして、末尾にございまして、この次に人事院の勧告がありました場合には、参議院の修正の趣旨を尊重して改訂するということに同意をいたしましたのであるから、暫定的であるということを加えたのであります。

それから第二の、すみやかに改訂するとは次期国会と了解してよろしいかということですが、松澤君御承知のように、人事院勧告をまつて行われるのでありますから、この次に人事院の勧告のございましたときは、両院は相談をいたしまして、なるべく参議院の趣旨を尊重したように修正をしようではないかという申合せをいたしました次第であります。

「参議院の修正議決の趣旨を斟酌して」というのは、参議院の修正を承認して、さらにそれによつて生ずるかもしれないアンバランスを是正するため改訂するという解釈でいいかというお尋ねでございますが、両院協議会においてしばしばお話がございましたのは、ただいま松澤君のおつしやつたように、参議院側でなされた御修正も、理想的なものであるということには意見は一致しておりません。従つて、参議院側で御修正になつた趣旨を尊重して、松澤さんの言われたように、ア

ンバランスを是正しようではないかというところからあります。従つて、その場合には、参議院側の希望ももちろん取り入れることに努力をいたす次第であります。

次に、実施時期はいつかというお話であります。両院協議会においては、この次は正したのも潮及して四月一日から施行しようではないかという御意見もございましたが、衆議院側はこれに同意をいたしませんでしたので、次回に修正されるべきものは、その決定したときを時期として、それから実施するということにいたしました。潮及いたさないということに決定いたしました。おりますから、さよう御了承願います。

○副議長(岩本信行君) これにて質疑は終了いたしました。
採決いたします。本提案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本提案は可決いたしました。(拍手)

第二 日本電信電話公社法案(内閣提出)

第三 日本電信電話公社法施行法案(内閣提出)

第四 国際電信電話株式会社法案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第二、日本電信電話公社法案、日程第三、日本電信電話公社法施行法案、日程第四、国際電信電話株式会社法案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。電気通信委員長田中重彌君。

日本電信電話公社法案
日本電信電話公社法
目次

第一章 総則(第一條—第八條)

第二章 経営委員会(第九條—第十八條)

第三章 役員及び職員(第十九條—第三十六條)

第四章 財務及び会計(第三十七條—第七十五條)

第五章 監督(第七十六條—第七十七條)

第六章 罰則(第七十八條—第七十九條)

第七章 雑則(第八十條—第八十七條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 公衆電気通信事業の合理的且つ能率的な経営の体制を確立し、公衆電気通信設備の整備及び拡充を促進し、並びに電気通信による国民の利便を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的として、ここに日本電信電話公社を設立する。

(法人格)

第二條 日本電信電話公社(以下「公社」という)は、法人とする。

(業務)

第三條 公社は、公衆電気通信業務及びこれに附帯する業務その他第一條に規定する目的を達成するために必要な業務を行う。

2 公社は、前項の業務の円滑な遂行に妨げのない限り、委託により左の業務を行うことができる。

一 電気通信設備の設置及び保存

二 電気通信用の機械、器具その他の物品の調達、保管、修理、加工及び検査

三 電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究

四 電気通信業務に従事する者の訓練

(事務所)

第四條 公社は、主たる事務所を東京に置く。

2 公社は、郵政大臣の認可を受け、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五條 公社の資本金は、この法律の施行の際における電気通信事業特別会計の資産の価額から負債の金額を控除した残額に相当する額とし、政府が全額を出資するものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公社に追加して出資することができる。

(登記)

第六條 公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七條 公社でない者は、その名称中に日本電信電話公社という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條法人の不法

行為能力、第五十條(法人の住所)及び第五十四條(代表権の制限)の規定は、公社に準用する。

第二章 経営委員会

(設置)

第九條 公社に、経営委員会を置く。

(権限)

第十條 経営委員会は、公社の業務の運営に関する重要事項を決定する機関とする。

2 左の事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

一 予算、事業計画及び資金計画

二 決算

三 長期借入金及び一時借入金の借入並びに電信電話債券の発行

四 長期借入金及び電信電話債券の償還計画

五 その他経営委員会が特に必要と認めた事項

(組織)

第十一條 経営委員会は、委員三人及び職務上当然就任する特別委員(以下単に「特別委員」という)二人をもつて組織する。

2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十二條 委員は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の開

会又は衆議院の解散のために同議院の同意を得ることができないときは、内閣は、前項の規定にかかわらず、同議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後の最初の国会で同議院の事後の承認を得なければならぬ。

3 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（国家人事委員会が指定する非常勤の者を除く。）又は地方公共団体の議会の議員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

五 公社の役員又は職員（委員の任期）

第十三條 委員の任期は、四年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができない。

（委員の罷免）

第十四條 内閣は、第十二條第二項後段の同議院の事後の承認を得られないとき、又は委員が同條第三

項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を罷免しなければならない。

第十五條 内閣は、委員が左の各号の一に該当するとき、その他委員が委員たるに適しないと認めるときは、同議院の同意を得て、これを罷免することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると認められるとき。

（委員の報酬）

第十六條 委員は、報酬を受けない。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（議決の方法）

第十七條 経営委員会は、委員長又は第十一條第四項に規定する委員長を代理する者及び二人以上の委員又は特別委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 経営委員会は、理事又は公社の職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

（公務員たる性質）

第十八條 委員は、副則の適用に関しては、法令により公務に従事する者とみなす。

第三章 役員及び職員

（役員の種類）

第十九條 公社に、役員として、総

裁、副総裁各一人及び理事五人以上を置く。

（役員の職務及び権限）

第二十條 総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁を補佐して公社の業務を執行し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員の場合はその職務を行う。

3 総裁及び副総裁は、第十一條第一項に規定する経営委員会の特別委員とする。

4 理事は、総裁が定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公社の業務を執行し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員の場合はその職務を行う。

（役員の任命及び任期）

第二十一條 総裁及び副総裁は、内閣が任命する。

2 理事は、総裁が任命する。

3 総裁及び副総裁の任期は、四年とし、理事の任期は、二年とする。

4 役員は、再任されることができない。

（役員の欠格事項）

第二十二條 第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当する者は、役員となることができない。

（役員の罷免）

第二十三條 内閣は、総裁又は副総裁が第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つた

ときは、これを罷免しなければならない。

2 総裁は、理事が第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第二十四條 内閣は、総裁又は副総裁が第十五條各号の一に該当するときは、その他総裁又は副総裁が総裁又は副総裁たるに適しないと認めるときは、これを罷免することができる。

2 総裁は、理事が第十五條各号の一に該当するとき、その他理事が理事たるに適しないと認めるときは、これを罷免することができる。

（役員との兼職禁止）

第二十五條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。但し、郵政大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第二十六條 公社と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合においては、経営委員会は、副総裁又は理事のうちから、公社を代表する者を選任しなければならない。

（代理人の選任）

第二十七條 総裁は、副総裁、理事又は公社の職員のうちから、公社の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の地位及び資格）

第二十八條 この法律において公社の職員とは、公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二條第二項に規定する者をいう。

2 第十二條第三項第一号に該当する者（町村の議会の議員である者を除く。）は、職員であることができる。

（任用の基準）

第二十九條 職員の任用は、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行う。

（給与）

第三十條 職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、且つ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2 前項の給与は、国家公務員及び民間事業者の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。

（降職及び免職）

第三十一條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくないとき。

二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 その他その職務に必要な適格性を欠くとき。

四 業務量の減少その他経営上やむを得ない事由が生じたとき。

(休職)

第三十二條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一 心身の故障のため長期の休養を要するとき。

二 刑事事件に関し起訴されたとき。

2 職員が前項第一号の規定に該当して休職にされた場合における休職の期間は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、同号の規定に該当して休職にされた場合を除き、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に及び、總裁が定める。休職の期間中その職員についてその故障が消滅したときは、總裁は、すみやかにその者を復職させなければならない。

3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。

5 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中これに給與の全額を支給する。

6 職員が結核性疾患にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、前項に規定する場合を除き、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

(懲戒)

7 職員が結核性疾患以外の心身の故障により、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、第五項に規定する場合を除き、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

8 職員が第一項第二号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中、俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

9 休職者には、本條に規定するものを除き、給與を支給しない。

(懲戒)

第三十三條 總裁は、職員が左の各号の一に該当するときは、これに對し、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができ。

一 この法律又は公社が定める業務上の規定に違反したとき。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

3 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。

4 減給は、一月以上一年以下の間俸給の十分の一以下を減ずる。

(服務の基準)

行するについて、誠実に法令及び公社が定める業務上の規程に従わなければならない。

(懲戒)

2 職員は、全力を挙げてその職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業体労働関係法第七條の規定によりもつばら職員の組合の事務に従事する者については、この限りでない。

(準用規定)

第三十五條 第十八條の規定は、役員及び職員に準用する。

(公共企業体労働関係法の適用)

第三十六條 公社の職員の労働関係に關しては、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

(總則)

第三十七條 公社の財務及び會計に關しては、この章の定めるところによる。

(事業年度)

第三十八條 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

予算を作成し、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類を添え、郵政大臣に提出しなければならない。

(郵政大臣)

2 郵政大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して適當であると認めたとときは、大蔵大臣に送付しなければならない。

3 大蔵大臣は、前項の規定により予算の送付を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

4 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を、国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

5 前項の予算には、第一項に規定する添附書類を附するものとする。

6 第一項の予算の作成及び提出の手続は、大蔵大臣が郵政大臣と協議して定める。

(予算の内容)

第四十二條 公社の予算は、予算總則、収入支出予算、繰越費及び債務負担行為に関する規定(予算に與へられる第四十條に規定する弾力性の範囲を定める規定を含む)を設ける外、左の事項に關する規定を設けるものとする。

一 第四十七條第二項の規定による債務負担行為の限度額

二 第五十三條第二項の規定による経費の指定

三 第五十四條第一項但書の規定による経費の指定

四 第六十一條第一項に規定する国庫納付に關する事項

五 長期借入金、一時借入金及び電信電話債券の限度額

六 役員及び職員に對して支給する給與の總額

七 その他予算の実施に關し必要な事項

(収入支出予算)

第四十四條 収入支出予算は、勘定の別に区分し、勘定ごとに、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて更に区分する。

(予備費)

第四十五條 災害の復旧その他避けることができない事由により支出予算の不足を補うため、公社の予算に予備費を設けることができる。

(繰越費)

2 公社は、前項に規定するものの外、災害の復旧その他緊急の必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内において、債務負担行為をすることが出来る。

(予算の議決)

第四十八條 予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

第四十九條 政府は、公社の予算が成立したときは、直ちにその旨を公社に通知しなければならない。

2 公社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することが出来ない。

3 政府は、第一項の規定により公社に通知したときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(追加予算)

第五十條 公社は、予算作成後に生じた避けることができない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、郵政大臣に提出することが出来る。

2 第四十一條第二項から第六項までの規定は、前項の規定による追加予算に準用する。

(予算の修正)

第五十一條 公社は、前條第一項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他

他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、郵政大臣に提出することが出来る。

2 第四十一條第二項から第六項までの規定は、前項の規定による予算の修正に準用する。

(暫定予算)

第五十二條 公社は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、郵政大臣に提出することが出来る。

2 第四十一條第二項から第六項までの規定は、前項の規定による暫定予算に準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたものとする。

(予算の流用)

第五十三條 公社は、予算について、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。但し、予算の実施上適当且つ必要であるときは、第四十四條の規定による区分にかかわらず、彼此流用することが出来る。

2 公社は、予算で指定する経費の金額については、郵政大臣の承認を受けなければ、前項但書の規定によりこれを他に流用することが出来ない。

(予算の繰越)

第五十四條 公社は、予算の実施上特に必要であるときは、支出予算

の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを、翌事業年度に繰り越して使用することが出来る。但し、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ郵政大臣の承認を受けなければならない。

2 公社は、継続費の毎事業年度の年割額に係る支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを、継続費に係る工事又は製造の完成年度まで、過次繰り越して使用することが出来る。

3 公社は、前二項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにし、郵政大臣、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(資金計画)

第五十五條 公社は、国会の議決を経た予算に基いて、四半期ごとに資金計画を定め、郵政大臣、大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された資金計画が国の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することが出来る限度を、郵政大臣を経て公社に通知しなければならない。

3 公社は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

(収入支出等の報告)

第五十六條 公社は、政令で定める

ところにより、債務負担行為により負担した債務の金額並びに収入し、及び支出した金額を、毎月、郵政大臣、大蔵大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

(決算)

第五十七條 公社は、毎事業年度の決算を翌年度六月三十日までに完成しなければならない。

第五十八條 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後一月以内に郵政大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定により郵政大臣の承認を受けたときは、その財務諸表を公告しなければならない。

第五十九條 公社は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、前條第一項の規定により郵政大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により報告書及び財務諸表(以下「決算書類」という。)の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する報告書の形式及び内容は、政令で定める。

第六十條 内閣は、前條第二項の規定により公社の決算書類の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算書類を、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第六十一條 公社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した損失の補てんに充て、なお残余があるときは、その残余の額は、あらかじめ予算で定めるところにより国庫に納付すべき場合におけるその納付額を控除し、積立金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び電信電話債券)

第六十二條 公社は、郵政大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは一時借入金をし、又は電信電話債券を発行することが出来る。

2 前項の規定による長期借入金、一時借入金及び電信電話債券の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、郵政大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項但書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第一項の規定による長期借入金及び電信電話債券のうち、外貨で支拂われるものについて、保証契約をすることが出来る。

第六十三條 公社は、国会の議決を経た長期借入金又は電信電話債券の限度額のうち、当該事業年度の金額があるときは、当該金額を限度として、支出予算の繰越額及び前事業年度から持ち越した未拂金の金額の範囲内で、翌事業年度において、長期借入金をし、又は電信電話債券を発行することが出来る。

（政府からの貸付等）
第六十四條 政府は、公社に対し、長期若しくは一時の資金の貸付をし、又は電信電話債券の引受をすることが出来る。

（国庫余裕金の一時使用）
第六十五條 政府は、前條の一時の資金の貸付に代えて、当該事業年度内に限り、国庫余裕金を公社に一時使用させることが出来る。

2 前項の規定により一時使用させる金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

（償還計画）
第六十六條 公社は、毎事業年度、長期借入金及び電信電話債券の償還計画をたてて、郵政大臣の承認を受けなければならない。

（現金の取扱）

第六十七條 公社は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、業務上必要があるときは、政令で定めるところにより、郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れることが出来る。

2 前項本文の規定により国庫に預託する金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

（財産の処分制限）
第六十八條 公社が電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は交換しようとするときは、国会の議決を経なければならない。

（会計職員）
第六十九條 総裁により契約を締結する職員として任命された者は、契約の締結に限り、総裁により現金の出納を命令する職員として任命された者は、債務者に対する現金の請求に限り、総裁により現金の出納をする職員として任命された者（以下「現金出納職員」という。）は、現金の支拂及び受領に関する、総裁により物品の出納をする職員として任命された者（以下「物品出納職員」という。）は、物品の品出納職員（以下「品出納職員」という。）は、物品の引渡及び受領に限り、それぞれ総裁を代理する。

第七十條 総裁は、現金出納職員又は物品出納職員が善良な管理者の注意を怠り、その保管に係る現金又は物品を亡失し損し、公社に損害を與えたときは、その損害の弁償を命じなければならない。

2 前項の規定により弁償を命ぜられた現金出納職員又は物品出納職員は、その責を免がれるべき理由があると思ふときは、会計検査院の検定を求めることが出来る。

但し、弁償を命ぜられた時から起算して五年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、会計検査院が現金出納職員又は物品出納職員に弁償の責がないと検定したときは、総裁は、その弁償の命令を取り消し、既に納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。

（会計規程）
第七十一條 公社は、その会計に關し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、公社の事業の企業的な経営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

3 公社は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

4 公社は、第一項の会計規程を定めたときは、直ちにこれを郵政大臣、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

（給與規則）
第七十二條 公社は、その役員及び職員に対して支給する給與については、給與規則を定めなければならない。この場合において、この給與規則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該事業年度の予算の中で定められた給與

の総額をこえるものであつてはならない。

（会計検査）
第七十三條 公社の会計については、会計検査院が検査する。

（大蔵大臣に対する報告等）
第七十四條 大蔵大臣は、公社の予算の実施に關し必要があると思ふときは、收支に關する報告を徴し、予算の実施状況について実地監査を行うことが出来る。

（大蔵大臣との協議）
第七十五條 郵政大臣は、第五十三條第二項、第五十四條第一項但書、第五十八條第一項及び第六十六條の承認並びに第六十二條第一項、同條第三項但書及び第七十一條第三項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五章 監督
第七十六條 公社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

（命令及び報告）
第七十七條 郵政大臣は、第一條に規定する目的を達成するため特に必要があると認めるときは、公社に対し監督上必要な命令をすることが出来る。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、公社からその業務に關する報告を徴することが出来る。

第六章 罰則
第七十八條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした役員は、十萬圓以下の罰金に処する。

一 この法律により郵政大臣の承認又は認可を受けなければならない場合において、その承認又は認可を受けなかつたとき、

二 第三條に規定する業務以外の業務を行つたとき、

三 第六條第一項の規定による政令に違反して、登記をしたことを怠り、又は不実の登記をしたとき、

四 前條第一項の規定による命令に違反したとき、

五 前條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき、

第七十九條 第七條の規定に違反した者は、五萬圓以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第七章 雑則
（恩給）
第八十條 この法律の施行の際現に恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員たる者が引き続き公社の役員又は職員となつた場合（その公務員が引き続き公社の役員若しくは職員又は同法第十九條に規定する公務員として在職し、更に引き続き公社の役員又は職員となつた場合を含む。）には、同法第二十條に

規定する文官として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を適用する。

2 前項の規定により恩給法を適用する場合においては、恩給の給與等については、公社を行政庁とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給の支拂に充てるべき金額及びこの法律の施行前に給與事由が生じた恩給の支拂に充てるべき金額で従前の電気通信事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において電気通信事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、公社が電気通信事業特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに關する法律(昭和六年法律第八号)の規定を適用する。

4 第一項の規定により恩給法を適用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條の規定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同條の規定にかかわらず、公社に納付するものとする。

(共済組合)
第八十一條 公社の役員及び職員は、国に使用される者で国庫から報酬を受けるものとみなし、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を適用する。この場合において、同法中「各省各庁」とあるのは「日本電信電話公社」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本電信電話公社總裁」と、第六十九條及び第九十二

條中「国庫」とあるのは「日本電信電話公社」と、第七十三條第二項、第七十五條第二項及び第九十八條中「政府を代表する者」とあるのは「日本電信電話公社を代表する者」と読み替へるものとする。

2 国家公務員共済組合法第二條第一項の規定により電気通信省に設けられた共済組合は、前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定により公社に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

(健康保険等)
第八十二條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一項、厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十六條ノ二及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十五條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

(災害補償)
第八十三條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、公社の事業は、国の直營事業とみなす。

(失業保険)
第八十四條 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

第八十五條 国庫は、公社がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法

第二十八條第一項に規定する国庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

(他の法令の準用)
第八十六條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)、土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を適用する。

(実施規定)
第八十七條 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

日本電信電話公社法案に対する修正案
日本電信電話公社法案に対する修正

日本電信電話公社法案の一部を次のように修正する。

目次中(第三十七條・第七十五條)を(第三十七條・第七十四條)に、(第七十六條・第七十七條)を(第七十五條・第七十六條)に、(第七十八條・第七十九條)を(第七十七條・第七十八條)に、(第八十條・第八十一條)を(第七十九條・第八十條)に改める。

第十一條第一項中「三人」を「五人」に改める。

第十七條第一項中「二人」を「三人」に改める。

第十九條中「五人以上」の下に「十人以下」を加える。

第二十五條中但書を削る。

第四十一條第二項中「これを検討して適當であると認めるときは、大蔵大臣に送付しなければならぬ。」を「大蔵大臣と協議して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。」に改め、第三項を削り、第四項中「国の予算とともに、」を削り、同項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を削る。

第四十三條第四号中「第一項」を「第一項但書」に改める。

第五十條第二項、第五十一條第二項及び第五十二條第二項の規定中「第六項」を「第四項」に改める。

第五十四條第三項及び第五十六條中、大蔵大臣を削る。

第五十九條第一項中「郵政大臣を経て大蔵大臣に」を「郵政大臣に」、同條第二項中「大蔵大臣を」「郵政大臣に」、同條第三項中「政令」を「省令」に改める。

第六十條第二項中「、国の歳入歳出の決算とともに、」を削る。

第六十一條第一項中「あらかじめ予算で定めるところにより国庫に納付すべき場合におけるその納付額を控除し、」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、政府は、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合においては、積立金として整理すべき額の一部を国庫に納付させることができる。

第七十一條第四項中、大蔵大臣を削る。

第七十四條を削り、第七十五條中「第五十三條第二項、第五十四條第一

項但書、第五十八條第一項及び第六十六條の承認並びに第六十二條第一項、同條第三項但書及び第七十一條第三項の認可を、第六十二條第一項及び第三項但書の認可並びに第六十六條の承認に改め、同條を第七十四條とし、以下第八十四條まで順次一條ずつ繰り上げる。

第八十五條中「役員及び職員に対して」の下に「その離職に基く給付として」を加え、同條を第八十四條とし、以下順次一條ずつ繰り上げる。

日本電信電話公社法案(内閣提出)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

日本電信電話公社法施行法案

日本電信電話公社法施行法

(経営委員會の委員の任命の事前措置)

第一條 内閣は、日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号。以下「公社法」という。)の施行前に、同法第十二條の例により、日本電信電話公社(以下「公社」という。)の経営委員會の委員となるべき者を指名することができる。

2 前項の規定により公社法第十二條の例による場合において、同條第三項第三号中「公社」とあるのは「電気通信省」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により指名された委員となるべき者は、公社法の施行の時に於いて、同法の規定により公社の最初の経営委員會の委員

に任命されたものとする。但し、その委員の任期は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、内閣が定めるところにより、それぞれ二年、三年及び四年とする。

(職員の特典)

第二條 公社法の施行の際現に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

2 前項の規定により電気通信省の職員が公社の職員となる場合においては、その者に對する退職手当は、支給しない。

3 第一項の規定により公社の職員となつた者が政府の職員として勤務した期間は、退職金の計算については、公社に勤務した期間とみなす。

(権利義務の承継)

第三條 公社法第三條に規定する業務に關し、公社法の施行の際現に国有する権利義務は、別に定めるところを除く外、その時において公社が承継する。

(訴訟の受審)

第四條 公社法第三條に規定する業務に關し、公社法の施行の際現に公社が受審する。

2 公社法第三條に規定する業務に關し、これを所管する行政庁を當事者とする訴訟であつて、公社法の施行の際現に係属しているものは、その時において公社の總裁が受審する。

(不動産に關する登記)

第五條 公社が不動産に關する権利につきすべき登記の手續については、政令で特例を設けることができる。

(負債の範囲)

第六條 公社法第五條第一項に規定する負債の金額は、公社法の施行の際における電気通信事業特別会計の借入金資本の額から四億四百七十七万九千円を控除した残額並びにその時における電気通信事業特別会計の減価償却引当金及び物品価格調整引当金に相当する額とする。

(財産の引継)

第七條 公社法の施行の際における電気通信事業特別会計の資産並びに公債、借入金及び一般会計からの繰入金以外の負債は、その時において公社に引き継がれるものとする。

(公債及び借入金等の処理)

第八條 公社法の施行の際現に電気通信事業特別会計が負担する公債及び借入金は、その時において一般会計に帰属する。

2 公社は、公社法の施行の際において、前項に規定する公債及び借入金の金額に相当する額の債務を政府に對し負うものとする。

3 前項に規定する債務については、公社は、政府に對しその債務を表示する証書を交付するものとする。

4 第二項の規定により公社が政府に對し負う債務の償還期限、利率及び利子支拂期日は、政府が定める。

(一般会計からの繰入金の処理)

第九條 公社法の施行の際における電気通信事業特別会計の負債たる一般会計からの繰入金は、その時において一般会計に帰属する。

2 公社は、公社法の施行の際において、前項に規定する一般会計からの繰入金の金額に相当する額から四億四百七十七万九千円を控除した残額の債務を政府に對し負うものとする。

3 前項に規定する債務については、公社は、政府に對しその債務を表示する証書を交付するものとする。

4 第二項の規定により公社が政府に對し負う債務は、後日、予算で定めるところにより、償還するものとする。

(財産の交換)

第十條 政府は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十七條第一項の規定にかかわらず、公社法の施行の際現に一般会計が電気通信事業特別会計に使用させている国有財産を、公社が第七條の規定により政府から引き継いだ国有財産であつたものであつて同法の施行の際現にもつぱら一般会計の用に供されているものと交換することが出来る。

2 前項の規定により政府と公社との間において交換する財産の範囲及びその評価の方法は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(土地、建物等の無償貸付)

第十一條 政府は、国有財産法第十八條及び第二十條第一項の規定にかかわらず、昭和二十四年五月三十一日において旧通信事業特別会計に属していた土地、建物又は工作物であつて、昭和二十四年六月一日以降引き続き郵政事業特別会計に属し、且つ、公社法の施行の際現に電気通信事業特別会計に使用させているものを、引き継ぎ公社の用に供するため公社に無償で貸し付けることができる。

十一日において旧通信事業特別会計に属していた土地、建物又は工作物であつて、昭和二十四年六月一日以降引き続き郵政事業特別会計に属し、且つ、公社法の施行の際現に電気通信事業特別会計に使用させているものを、引き継ぎ公社の用に供するため公社に無償で貸し付けることができる。

(昭和二十七年年度の予算及び決算に關する経過措置)

第十二條 公社の昭和二十七年年度の予算については、公社法第四十條から第四十九條までの規定は、適用しない。

2 公社は、政令で定めるところにより、昭和二十七年年度の電気通信事業特別会計予算のうち昭和二十七年六月三十日までに執行されなかつた部分に準ずる昭和二十七年年度の予算を作成して内閣に提出し、その承認を経なければならぬ。

3 政府は、前項の規定による承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならぬ。

第十三條 昭和二十七年年度の公社の予算及び決算に關する事項のうち、公社法第五十條から第五十四條まで及び第五十六條から第六十一條までに規定するものについては、これらに規定にかかわらず、公社を国の行政機関とみなし、公社の總裁を各省各庁の長とみなして、この法律に規定する場合を除く外、電気通信事業特別会計法(昭和二十四年法律第十号)、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)その他従前の電気通信事業特別会計に關し適用される法令の規定の例による。

2 公社の昭和二十七年年度の予算に關しては、公社法第五十五條第一項中「国会の議決を経た予算」とあり、同法第七十二條中「国会の議決を経た当該事業年度の予算」とあるのは、「日本電信電話公社法施行法第十二條第二項の規定により内閣の承認を経た予算(同法第十四條又は第十五條の規定による予算を含む)」と、公社法第六十二條第二項及び第六十三條中「国会の議決」とあるのは、「国会の議決(長期借入金及び一時借入金については、日本電信電話公社法施行法第十二條第二項の規定による内閣の承認を含む)」と読み替へるものとする。

第十四條 公社は、昭和二十七年年度の成立後に生じた事由に限り、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を

3 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を国会に提出しななければならない。

第十五條 公社は、昭和二十七年年度の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を

昭和二十七年六月五日 衆議院會議録第五十号 日本電信電話公社法案外二件

加える必要があるときは、予算を修正し、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出することができる。

2 前條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による予算の修正に準用する。

第十六條 公社は、昭和二十七年年度の歳入歳出決定計算書を作成し、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出しなければならない。

(電気通信事業特別会計の残務の処理)

第十七條 電気通信事業特別会計における昭和二十六年年度及び昭和二十七年年度の予算費の支出、決算その他会計に関する事務は、公社法の施行後においては、従前の例により公社が行う。

(資産の価額の改定)

第十八條 公社は、第七條の規定により政府から引き継いだ固定資産については、昭和二十九年年度末までに価額の改定をしなければならない。

2 前項の価額の改定を行う時期及び基準日その他価額の改定の方法並びに価額の改定によつて生ずる差額の処分方法は、政令で定める。

3 公社は、前二項の規定により価額の改定を行ったときは、その報告書を作成し、これを郵政大臣に提出してその承認を受けなければならない。

4 郵政大臣は、前項の規定により報告書の提出を受けたときは、これを国会に報告しなければならない。

(電信線電話線建設條例の改正)
第十九條 電信線電話線建設條例

(明治二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第四條、第六條及び第七條中「電信通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 日本電信電話公社ハ公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ノ建設又ハ通信ニ障害アル竹木其他ノ植物ハ已ムヲ得ザルモノニ限り之ヲ伐除シ又ハ移植スルコトヲ得

第五條中「電信通信省」を「日本電信電話公社」に、「許可シタル」を「承認シタル」に改める。

(登録税法の改正)

第二十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條中第一号ノ二の次に次の一号を加える。

一ノ三 日本電信電話公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)

第二十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條中第六号ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ二 日本電信電話公社ノ発スル証書、帳簿

(電信法の改正)

第二十二條 電信法(明治三十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「管掌ス」を「管理ス」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第一條ノ二 公衆通信ノ用ニ供スル電信及電話ニ関スル業務ハ日本電信電話公社ヲシテ之ヲ行ハシム

第二條第四号、第十二條、第十五條、第十六條及び第三十五條中「地方電気通信取扱局」を「電気通信取扱局」に改める。

第三條第一項中「又ハ軍事上必要ナル通信」を削る。

第五條中「地方電気通信局」に於テ主務大臣ハに改める。

第六條、第七條、及び第二十四條中「政府」を「日本電信電話公社」に改める。

第九條第一項中「政府」を「日本電信電話公社」に改め、同條第二項中「政府」を「日本電信電話公社」に、「支給ス」を「支拂フベシ」に改める。

第十條中「政府」を「日本電信電話公社」に、「支給セズ」を「支拂フコトヲ要ス」に改める。

第二十一條及び第三十一條第一項中「電信通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

第二十五條及び第二十六條中「地方電気通信局」を「日本電信電話公社」に改める。

第四十三條中「又ハ第三條第一項ニ依リ現ニ軍事通信」を削り、「政府」を「日本電信電話公社」に改める。

第四十五條中「帝國外國間ニ於ケル電信」を「日本外國間ニ於ケル電信及電話」に改める。

(所得税法の改正)
第二十三條 所得税法(昭和二十二

年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條中第四号の次に次の一号を加える。

四の二 日本電信電話公社

(法人税法の改正)
第二十四條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(地方自治法の改正)
第二十五條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第五項中「地方電気通信局、地方電気通信部、地方電気通信管理所、地方電気通信取扱局、電気通信省施設局資材部の出張所」を削る。

(会計検査院法の改正)
第二十六條 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第六号中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十八條の二第二項」を、「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十八條の二第二項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第

号)第七十條第二項」に改める。

第二十九條第六号中「及び日本国有鉄道法第四十八條の二第二項」を、「日本国有鉄道法第四十八條の二第二項及び日本電信電話公社法第七十條第二項」に改める。

(郵便貯金法の改正)
第二十七條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第六号中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(郵便法の改正)
第二十八條 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

(電信電話料金の改正)
第三十條 電信電話料金法(昭和二十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「電気通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第四條第二項中「内閣総理大臣及び電気通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

(郵政省職員及び電気通信省職員訓練法の改正)
第三十一條 郵政省職員及び電気通信省職員訓練法(昭和二十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

郵政省職員訓練法

第一條中「又は電気通信大臣」及び「又は電気通信省」を削る。

第二條、第四條及び第五條中「又は電氣通信大臣」を削る。

第三條第一項中「又は電氣通信大臣」を削り、同項第二号中「それぞれ郵政省又は電氣通信省」を「郵政省」に改め、同條第二項中「又は電氣通信大臣」を削る。

(郵政事業特別会計法の改正)

第三十二條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「電氣通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

第四十二條を削り、第四十三條を第四十二條とする。

(国家公務員のための国設宿舍に關する法律の改正)

第三十三條 国家公務員のための国設宿舍に關する法律(昭和二十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第八條の二第一号及び第十八條第二項中「電氣通信事業」を削る。

(国の所有に屬する物品の売却代金の納付に關する法律の改正)

第三十四條 国の所有に屬する物品の売却代金の納付に關する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五條中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」に改める。

(政府契約の支拂延滞防止等に關する法律の改正)

第三十五條 政府契約の支拂延滞防止等に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(国庫出納金等端数計算法の改正)

第三十六條 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の改正)

第三十七條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「電氣通信事業特別会計」を削る。

第二條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(一般職の職員の給与に關する法律の改正)

第三十八條 一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第五項中第六号を削る。

(公職選挙法の改正)

第三十九條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四百四十五條第一項及び第四百六十六條第一号中「又は日本専売公社」を「日本専売公社又は日本電信電話公社」に改める。

(電波法の改正)

第四十條 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「国」を「日本電信電話公社」に改める。

(国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律の改正)

第四十一條 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律(昭和二十五年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」に改める。

第三條第二号中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十六條第一項」を「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十六條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十條第一項」に改める。

第三條第三号中「及び日本国有鉄道法第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十條第一項」に改める。

第四十二條 予算執行職員等の責任に關する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

第十條第一項中「日本国有鉄道」の下に「及び日本電信電話公社」を加える。

(地方税法の改正)

第四十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号、第三百四十八條第一項及び第七百四十三條第三号中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

第四百四十六條、第四百四十三條、第四百六十五條、第五百八十六條第二項及び第七百四十四條中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」に改める。

第二百九十六條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(運輸省設置法等の一部を改正する法律の改正)

第四十四條 運輸省設置法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項を削る。

(国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律の改正)

第四十六條 国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十一條第一項」に改める。

第三條に次の一号を加える。

四 日本電信電話公社法第八十一條第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

(積雪寒冷地帯振興臨時措置法の改正)

第四十七條 積雪寒冷地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中第十号を次のように改める。

十 郵政事務次官

(計量法の改正)

第四十八條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五條第十九号中「電氣通信大臣」を「日本電信電話公社」に改める。

(土地收用法の改正)

第四十九條 土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を

次のように改正する。
第三條中第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 日本電信電話公社が公衆通信の用に供する施設(電信線電話線建設條例(明治二十三年法律第五十八号)の規定により土地等を使用することができものを除く。)

第五十條 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第二條から第五條まで並びに第六條第一項及び第四項中「電気通信大臣」を「日本電信電話公社」に改める。

(昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改訂に関する法律(昭和二十六年法律第三百八号)の一部を次のように改正する。

第五十一條 昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改訂に関する法律(昭和二十六年法律第三百八号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十一條第一項」に改める。

第三條に次の一号を加える。
四 日本電信電話公社法第八十

一 條第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

第五十二條 気象業務法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項及び第二項中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

(電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令の改正)

第五十三條 電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令(昭和二十四年政令第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一條、第三條、第四條、第五條第二項、第六條第一項、第七條第一項及び第十條中「政府」を「日本電信電話公社」に改める。

第二條第一項中「政府の機関」を「政府又は日本電信電話公社の機関」に、「政府との間」を「日本電信電話公社との間」に改める。

(電気通信省設置法等の廃止)

第五十四條 左に掲げる法律は、廃止する。
電気通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五号)
電気通信事業特別会計法

附則

1 この法律は、公社法の施行の日から施行する。但し、第一條の規定は、公布の日から施行する。

2 電気通信事業特別会計法は、第五十四條の規定にかかわらず、第十三條の規定においてその例による限度においてなおその効力を有する。

3 公社は、昭和二十七年年度において

ては、第八條第二項の規定により公社が政府に対し負う債務の利子及びその取扱に要する経費を国債整理基金特別会計に納付することができる。

日本電信電話公社法施行法案に対する修正案

日本電信電話公社法施行法案に對する修正

日本電信電話公社法施行法案の一部を次のように修正する。

第一條第三項中「それぞれ二年、三年及び四年」を「一人は一年九箇月、二人は二年九箇月、他の二人は三年九箇月」に改める。

第四十三條中「第三百四十八條第一項及び第七百四十三條第三号中」を「第三百四十八條第一項中」に改め、「第三百八十六條第二項」を削る。

日本電信電話公社法施行法案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

国際電信電話株式会社法案

国際電信電話株式会社法案

(目的)

第一條 国際電信電話株式会社は、国際電信通信事業を経営すること

を目的とする株式会社とする。

(事業)

第二條 国際電信電話株式会社(以下「公社」という)は、国際電信通信事業を営む外、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他前條の目的を達成するために

必要な業務を営むことができる。

(事務所)

第三條 公社は、本店を東京都に置く。

2 公社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

(株式)

第四條 公社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員、株主若しくは業務を執行する役員の半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。

2 公社は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(商号の使用制限)

第五條 公社でない者は、その商号中に「国際電信電話株式会社」という文字を用いてはならない。

(社債発行限度の特例)

第六條 公社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七條の規定による制限をこえて社債を募集することができる。但し、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により公社に現存する純財産額のいずれか少額の三倍をこえてはならない。

(一般担保)

第七條 公社の社債権者は、公社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法

(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(外貨債務の保証)

第八條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公社の外貨で支拂わなければならない債務について、保証契約をすることができ。

(監督)

第九條 公社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従ひ監督する。

第十條 公社は、社債を募集し、又は貸借期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第十一條 取締役及び監査役の選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議は、郵政大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第十二條 公社は、毎營業年度の事業計画を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第十三條 公社は、無線設備及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第十四條 郵政大臣は、第十條、第十一條(利益金の処分、合併及び解散の決議に係る部分に限る)及び前二條の認可をしようとする

きは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(命令及び報告)

第十五條 郵政大臣は、会社に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、会社からその業務に關する報告を徴することが出来る。

(罰則)

第十六條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした会社の取締役又は監査役は、十萬圓以下の罰金に処する。

一 この法律により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第二條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第六條但書の規定に違反して、社債を募集したとき。

四 前條第一項の規定による命令に違反したとき。

五 前條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第十七條 第五條の規定に違反した者は、五萬圓以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十八年三月三十一日後であつてはならない。

(設立委員)

2 郵政大臣は、設立委員を命じて、会社の設立に關する事務を処理させる。

3 日本電信電話公社(以下「公社」という。)は、会社の設立に際し、会社に対し、現物出資をすることが出来る。

4 公社は、日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第六十八條の規定にかかわらず、会社の設立に際し、国会の議決を経ないで、同條に規定する設備を会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡することが出来る。

5 公社又は設立委員は、公社が会社の設立に際し会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡する財産の範圍について協議することが出来る。又は協議がととのわなるときは、郵政大臣の決定を申請することが出来る。

6 前項の郵政大臣の決定があつたときは、同項に規定する財産の範圍について、公社と設立委員との間に協議がととのつたものとみなす。

7 公社は、第五項の郵政大臣の決定に従ひ日本電信電話公社法第六十八條に規定する設備を会社に対する出資の目的とし、又は会社に

対し譲渡するときは、第四項但書の認可を受けることを要しない。

(定款)

8 設立委員は、定款を作成して、郵政大臣の認可を受けなければならない。

9 公社の出資財産等の価格

設立委員は、前項の規定により作成する定款に、公社が会社に対する出資の目的とし、又は会社に對し譲渡する財産の価格を記載し、かつ、そのときは、電氣通信設備評価審議会の決定を受けなければならない。

する出資の目的とし、又は会社に對し譲渡するときは、第四項但書の認可を受けることを要しない。

(定款)

8 設立委員は、定款を作成して、郵政大臣の認可を受けなければならない。

9 公社の出資財産等の価格

設立委員は、前項の規定により作成する定款に、公社が会社に対する出資の目的とし、又は会社に對し譲渡する財産の価格を記載し、かつ、そのときは、電氣通信設備評価審議会の決定を受けなければならない。

10 電氣通信設備評価審議会は、公社が会社に対する出資の目的とし、又は会社に對し譲渡する財産について前項の決定をするときは、この法律の施行の日におけるその財産の時価を基準とし、収益率を参し、よくしなければならぬ。

(株主の募集)

11 設立委員は、第八項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の總数のうち、第三項の規定による公社の出資に對して割り当てべき株式を控除した残余の株式につき、株主を募集しなければならない。

12 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

13 設立委員は、株主の募集を終つたときは、株式申込証を郵政大臣に提出し、その検査を受けなければならない。

(拂込)

14 設立委員は、前項の検査を受けた後、遅滞なく、各株につきその発行価額の全額の拂込をさせなければならない。

(創立總會)

15 前項の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なく、創立總會を招集しなければならない。

(事務の引渡)

16 創立總會が終結したときは、設立委員は、その事務を会社の取締役役に引き渡さなければならない。

(適用除外)

17 商法第六十七條、第六十八條及び第六十五條の規定は、公社の設立については、適用しない。

(登録税の特例)

18 公社が設立の登録を受けるときは、登録税の額は、登録税法明治二十九年法律第二十七號)第六條第一項第三號の規定にかかわらず、公社の出資の額の千分の一・五と公社以外の者の出資の額の千分の六の合計額とする。

19 公社がその設立に際し不動産に關する権利の取得の登記を受けるときは、公社が出資し、又は譲渡した不動産についての登録税の額は、登録税法第二條第一項第三號の規定にかかわらず、千分の四とする。

(公社に割り当てられた株式の処分)

20 公社は、会社の成立後遅滞なく、第三項の規定による出資に對し割り当てられた株式を政府に譲渡しなければならない。

21 政府は、有価証券市場の状況を考慮し、なるべくすみやかに、前項の規定により譲り受けた株式を処分しなければならない。

22 政府は、第二十項の規定により譲り受けた株式の対価を、当該株式の処分に応じて公社に支拂うことが出来る。

(無線局の免許人の地位の承継)

23 公社が会社に対し出資し、又は譲渡した財産に係る無線局の免許人の地位は、出資の場合にあつては会社の成立の日、譲渡の場合にあつてはその譲渡の日において、会社が承継する。

(電氣通信設備評価審議会)

24 第九項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、郵政省に電氣通信設備評価審議会(以下「審議会」という。)を置く。

25 審議会は、委員長及び委員五人をもつて組織する。

26 委員長は、郵政大臣をもつて充てる。

27 委員は、左に掲げる者につき郵政大臣が任命する。

一 大蔵省の職員 一人

二 郵政省の職員 一人

三 公社の役員 一人

四 会社の設立委員 一人

五 学識経験のある者 一人

28 委員は非常勤とする。

29 委員長は、会務を総理する。

30 審議会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決をすることができない。

31 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

32 第九項、第十項及び前八項に定めるものの外、審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

(他の法律の改正)

33 電信法(明治三十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一條ノ二に次の但書を加える。

但シ主務大臣ハ日本外国間ニ於ケル電信及電話ニ關スルモノハ國際電信電話株式會社ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十四條及び第三十一條第一項中「日本電信電話公社」の下に「又ハ國際電信電話株式會社」を加える。

34 經濟關係規則の整備に關する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号第八号を次のように改める。

八 國際電信電話株式會社

35 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「又は日本放送協會」を、「日本放送協會又は國際電信電話株式會社」に改める。

36 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項但書及び第十八條中「日本電信電話公社」の下に

「又は國際電信電話株式會社」を加える。

37 郵政事業特別會計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「日本電信電話公社」の下に「又は國際電信電話株式會社」を加える。

38 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「日本電信電話公社」の下に「又は國際電信電話株式會社」を加える。

39 土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第十五号の二中「日本電信電話公社」の下に「又は國際電信電話株式會社」を加える。

(田中重雄君登壇)

○田中重雄君 たいだいま一括議題となりました日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案及び國際電信電話株式會社法案に關し、電氣通信委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これら三法案は、いずれも内閣提出にかかるとはならず、まず日本電信電話公社法案の制定理由といたしましては、わが國の電信電話事業は創始以來一貫して國營事業として經營されて参つたのであります。が、國營形態のもとにおきましては、企業經營の基本的である財務、會計、人事管理等の面において一般行政官庁と同一の規律を受けることが多く、また設備の拡張資金

につきましても、そのとき々の國家財政のわくに左右されて、十分かつ安定した資金を得られず、ために活動な企業活動を阻害され、設備の拡充も思うにまかせない結果、今日電氣通信事業は遺憾ながら國民の要望に十分たえることができない状態にあるのであります。よつて、政府といたしましては、さきに内閣に提出いたしました電信電話復興審議会の意見を徴し、また第七國會における本院の電氣通信事業の公共企業體經營移行に關する決議の趣旨並びに政令改正諮問委員會の答申の方針に準拠し、慎重考究の結果、今回電氣通信省を廢止し、新たに公共企業體たる日本電信電話公社を設立して電信電話事業の經營に任じさせることに定め、ここに本法案を提出するに至つたのであります。しかして、國營形態を公共企業體形態に改める主要な理由が、前に述べました國營方式から来る諸制約から離脱して、本事業體に企業としての自主性と機動性とを與えようとする点に存するのであります。から、本法案におきましては、民間企業との長所たる能率的經營技術をでき得る限り取入れ、極力企業活動を自由闊達ならしめる一面、公衆電氣通信事業の持つ公共性は、國會及び政府の監督機能によつてこれを確保しようとするものであります。

また日本電信電話公社法施行法案は、日本電信電話公社の設立手続及び経過措置を定めるとともに、他の關係法令を整理するの必要に基いて提出されたものであり、國際電信電話株式會社法案の提案理由としては、政府の説明によれば、わが國における國際電信電話事業は、従來國內電信電話事業と一

體として、國營によつて運用されて來たのであるが、列國の通信電波の獲得及び通信網擴張の熾烈な競争に伍して、わが國の對外通信の地位を向上せしめ、かつ自立經濟確立のため通信サービスの改善をはかるには、國際電氣通信事業に國內電氣通信事業より一層徹底した企業活動の自主性と機動性とを與える必要がある一方、國際通信の相手方たる諸外國における通信担当者も多く民間形態をとつてゐる事情にもかんがみ、ここに民間會社たる國際電信電話株式會社を設立して國際電氣通信事業を經營せしめるとともに、その公益的特性を確保するため必要なる國家監督をなし、保護を加えるためこの法律案を提出するといふのであります。

次に、法案の内容について主要な点を申し上げます。日本電信電話公社法案は、七章八十七箇條及び附則よりなる法律案でありまして、第一章總則は公社の目的、法人格、業務内容、資本金等に関する規定であります。そのうち資本金は、この法律施行の際における電氣通信事業特別會計の資産の価額から負債の金額を控除した残額に相當する額とし、政府が全額を出資することとなつております。

第二章は經營委員會に關する規定であります。公社の業務の運営に關する重要事項を決定する機關として經營委員會を置き、その構成は、兩議院の同意を得て内閣が任命する非常勤の委員三人と、職務上當然就任する特別委員たる總裁、副總裁二人の合計五人とし、委員長は委員の互選によつて選任されることとなつております。なお委員は無報酬で、その任期は四年であります。

第三章は役員及び職員に關する規定であります。公社に役員として總裁、副總裁各一人及び理事五人以上を置くこととなつております。總裁及び副總裁は内閣が、理事は總裁が任命し、總裁、副總裁の任期は四年、理事の任期は二年で、いずれも再任されることがあります。職員については、その地位、資格、任用の基準並びに給與について規定するほか、業務規程に従つて職務遂行に専念する義務を課する一方、降職及び免職、休職並びに懲戒につき、身分保障の見地から一定の基準を設けております。また、その労働關係については公共企業體労働關係法の適用を受けることとしたのであります。

第四章は財務、會計に關する規定であります。公社の財務及び會計に關しては、經理原則として發生主義會計原則によること、並びに公社の予算は、いはゆる事業予算として、需要の急激な増加、經濟事情の変動等、緊急偶発の事態に應じ得る弾力性を與えることを規定してあります。公社の予算は、予算總則、收入支出予算、繼續費及び債務負担行為予算なり、國會に提出してその議決を経ることとなつております。暫定予算、追加予算、修正予算についても本予算に準ずるものであります。資金につきましては、予算總則に定める限度額の範圍内において、政府及び民間に對し電信電話債券を発行し、また借入金をするのであります。元本の償還及び利子の支拂いについて

引続き委員会は採決を行い、公社法案及び公社法施行法案に対する修正案、同じく修正部分を除く原案、国際電信電話株式会社法案の順序をもつて賛否を諮りましたところ、いずれも多数をもつてこれを可決いたしましたのであります。すなわち電気通信委員会におきましては、日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案はこれを修正議決し、国際電信電話株式会社法案はこれを原案の通り可決いたしました次第であります。

これをもつて御報告を終わります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これより討論に入ります。長谷川四郎君。

(長谷川四郎君登壇)

○長谷川四郎君 たいだいま議題となりました日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案の両法案に対して、改進黨を代表いたしまして原案及び修正の部分に賛成の意を表するものであります。

このたびの修正は、原案の骨子ともなるべきものをまさに踏襲いたしまして、公共的企業性を持つた経営に一步前進するものであると確信するものであります。與黨の委員諸君も、よくこの公共企業運営の自主性を確立せんとする目的に終始政府と折衝いたしたことは、本国会始まつて以来、他の委員会に見られないところの努力であつたと思ふのであります。(拍手)従いまして、企業発足に際しましては、運営に当る方、また従業者の方も、二者一体となつて国民の要望にこたえ、われわれの意のあるところに万全を期し、能率を向上し、高効率高賃金制の範となつていただきたいと念ずるものであります。

ります。なおこの法案も、機動的企業運営に対しては、いまだ不備な点は認めざるを得ないのであります。経営にあつた際の隘路とともに、今後の修正に待ちたいと思ふのであります。

次に国際電信電話株式会社法案であります。戦後、国際通信事業は日とともに利用度が高まり、飛躍的發展を示してゐるのであります。現に二十五年度は二十億余の収益を得、二十六年度はさらに増収の一途をたどつてゐるのであります。振り返つて、国内通信事業は採算不能な状態にあるので、この赤字は国際通信の利益によつてまかなわれておつたのであります。しかるに、政府は、突如国内電気通信事業を公共企業体とし、莫大なる利益の上で、独占私有化した株式会社を設立させて運営に当らしめんとしておるのであります。また法案の内容におきましても、矛盾きわまりなく、たとえば国外より国の独立が脅かされ、さらに国内の平和が擾乱されるというようなことがあつても、これをただちに国家目的遂行に役立たしめるには非常な支障があります。これらを考えると、常識ある人々は首肯し得ないところでござ

います。(拍手)

今や、世界の国際情勢は日に緊迫の度合いを増大しつつあり、さらに国内的にも、一部分の暗躍は見るがすことのできない現実であります。この現実を無視して、政府與黨は政治の実質を誤り、一夜つくりの法案をもつて、一党一派の何ものにか支配され、まさに暴挙に出んと策したのであります。今まさに総選挙を間近に控え、與黨のこの行動を、輿論は決して見のがし

せん。(拍手)これを称して自由黨の選挙対策以外の何ものでもないとなえております。(拍手)かくのごとき法案は、われ／＼八千三百万国民とともに絶対に許すことはなりません。(拍手)

公共の施設、公共の福祉が侵害され、大資本家の独占利益のために国際的國家の権益が不当に擧り去られんとす、かかる法案に對しましては、絶対に反対をしなければならぬ。(拍手)いかに與黨の諸君であらうと、良識ある方はこの反対に賛成をしいたゞきたいことを念じまして、私の討論を終るものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 橋本登美三郎君。

【橋本登美三郎君登壇】

○橋本登美三郎君 たいだいま議題となりました日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案及び国際電信電話株式会社法案に關し、私は自由黨を代表し、電気通信委員會議決の通り、公社法案及び公社法施行法案については修正議決、國際會社法案については原案可決に賛成の意を表するものであります。

そも／＼わが國の電信電話事業の經營形態は、電信は明治二年、電話は明治二十三年の創業以來今日に至るまで、終始一貫國營方式をとつて参つたのであります。このたび、政府においては、この三法案を提出して、國內電信電話は公共企業体による日本電信電話公社に、一方國際電信電話は民營の形態たる國際電信電話株式會社に移すことになつたのであります。これは今後の電気通信事業に對する一大改革であると申さなければならぬのであります。特に國內の電信電話事業が公社

に移りました大きな理由は、委員長の報告にもあります通り、戦後の電信電話事業をして、できるだけすみやかに復興せしめたい、そして國民一般の需要を十分に充足したい、こういう考へ方から、今回最も能率的であるところの公共企業体の設立をはかつたのであります。原案におきましては、この点についてわれ／＼が研究いたしました結果、相當に修正の必要があり、野黨諸君の最も快い同調によつて、少くともわれ／＼が納得する公共企業体としては最善の道を盡すことができたことに對しましては、野黨諸君に對しても心から御礼を申す次第であります。

國際電信電話公社法案に對しては、いろいろ御議論があるようであります。また長谷川議員におきましても、あたかもこの法案は自由黨の選挙対策ではないかというような御意見であつたやうであります。が、こういうような考へ方を持つ野黨の人がありたいとしたすれば、みずから心の中に、そういうやうな、ふまじめな考へが潜つておればこそ、かくのごとき言論が出るのであらうと思ふのであります。この國際電信電話公社法案をこらんなればわかつて、株式の放出にいたしましたも、政府はできるだけ公開の席上においてこの株式の処分をいたし、あるいは利益金の処分においても、郵政大臣の認可なくしてはこの処分をなすことはできない、こういうやうになつておつて、皆さんが心配なさり、あるいはそういう世間でいうところのうわさになるような点は、この法案の上においては一点もあつた得ないのであります。なにもかかわらず、そういう考へ方では

おられるということは、その党において、あたかもそういうような考へを持つておられるから、人のことも悪いやうに考へられるのではないかと考へるのであります。(拍手)

のみならず、世界の情勢から考へて、國際電信電話事業が世界的な運営をする上においては、従来のごとく、單に日の丸を先に立て、あるいは軍艦、陸軍を先に立てては、今後の日本というものには世界的な文化進出はできないのであつて、あくまでも民主主義の原則に立ち、真に國民の意思によつて公明正大に國際場裡に進出することが、今後の新日本のとるべき道であります。従つて、われ／＼は、今日こそ、國の名によつて、あるいは権力を背景として國際場裡に進むがごとく、そういう企業体はできるだけ排除しなければならぬ。國民の力によつて、いわゆる民主主義の原則に立つて、こゝろした事業を經營してこそ初めて新日本の意義があるのであります。われ／＼は完全なる民營にこそ今後の日本の進歩の道があり、國際電信電話事業の發展の基礎があることを確信して、自由黨はこの絕對賛成の意を表するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 松井政吉君。

(松井政吉君登壇)

○松井政吉君 私は、日本社会黨を代表いたしまして、たいだいま上程されております日本電信電話公社法案並びに同法施行法案については希望條件を付して賛成をし、さらに國際電信電話株式會社法案につきましては反対の意見を申し述べたいと思ふのであります。

まず日本電信電話公社法案について申し上げます。御承知のように、今日の日本の電通事業は国営であります。しかしながら、この国営のままやっております電通事業が、電話を引くにいたしたとしても、電報の取扱いにいたしたとしても、さらにまたその経営の内容におきましても、最近新聞紙上に見られるがごとく汚職事件を次から次へと起しまして、企業体を危うくするがごとく状態であることは、皆様方御承知の通りであります。国民全体を利用の對象とする事業でありますから、国営のまま悪い部分を改竄されることが望ましいのであります。今日の状態では、とうてい復興することが不可能な状態になっておることを認めざるを得ないのであります。そこで、われわれは、公共性を保持しながら、今日の電信電話事業を通じて国民のサービスを増すとともに、さらに能率を上げる企業体というものは公共企業体以外にないということを確信する建前から、第一点として賛成の意を表する次第であります。

第二点は、御承知のように、法律案の原案というものは、おそまつきわまるものであります。とうていわれわれが納得することのできないものだったものであります。ところが、多くの委員の人々の力によりまして、監督の面、財務、会計制度の面におきまして、さらに公共企業体の本質であります独立採算の可能に近き形態が修正の結果明確化されたことについては、われわれは賛成をいたしましたのであります。しかも、この修正につきましては、多くの各会派、ほとんどの委員の人々が共同の立場で修正をされまして、與党たる

自由党の委員諸君が終始修正に努力されたことについて、私は敬意を拂うものであります。

しかしながら、一言つけ加えたいのは、かくのごとくして、委員会においては、ほとんどの会派が同じ考え方を持つて修正を行われて、土曜日の委員会においては可決をいたしましたのであります。しかも、緊急上程すら行おうとする空気が議院運営委員会にあつたのであります。火曜日の本会議に上程しようというところに相なり、火曜日の本会議にも上程がなされなかつたのであります。内情を調べてみましたところ、自由党の中における一部の人がこの修正に反対を唱へたために上程が遅れたということであり、自由党を初めとする委員会におけるほとんどの会派が共同で修正をして、委員会は可決をいたしているものであります。

今日の国会運営は、常任委員会を中心としてあらゆる法律案が審議をされ、常任委員会の可決というものは重んぜられなければならない建前に相なつておるのであります。しかるに、最近行われておる現象は、この正しい国会法の主旨に基づく運営を誤りまして、ある常任委員会が可決したものの、その上程が一週間も遅れておるものもある。二週間も遅れるものもある。さらにその結果、会期を延長しなければならぬというところに相なる。かかる運営の仕方と、かような国会の審議に対する考え方を持ちますならば、すなわち與党たる自由党が衆議院において絶大多數を占めながら、もはや国会運営に對する自主性を持たざるものであり、さらに吉田内閣の末期的状況だと

いわざるを得ないのであります。(拍手) われわれは、この弊害を改めるにあらずんば、いかに各党の常任委員諸君が真剣に党派を超えて国家のために正しい運営を行おうといたしまして、一党の内部事情からくずされることとなるのでありますから、この点については、與党たる自由党に對して鋭い反省を促してやまぬのであります。(拍手)

さらに、私は第三点として申し上げたいのは、従来公務員であります従業員には団体交渉権がなかつたのであります。公共企業体になりますならば、労働条件、厚生福利施設について団体交渉が行われるのであります。合理的なる労働行政がやや可能になるという観点から本案に賛成をいたします。但し、私は左の條件を付したものであります。

御承知のように、設立の趣旨が不明確であります。今後の運営において、公共企業体の本質を生かすために運営の全きを期すよう、監督官庁である郵政省におきましても、さらに政府におきましても、公社当局におきましても注意をいたしたいということとであります。

さらに、法案の内容について、なおわれわれは多くの不備の点を見出すのであります。これは次期国会等適當な機会において、完全なる公共企業体の本質を整える改正をするように努力をしてもらいたいということとであります。

さらに、法案第四十三條における弾力性の範囲をきめる規定は非常に重要な事項でありまして、この重要な弾力性の範囲をきめる規定を定める場

合におきましては、監督官庁である政府並びに公社におきましては、従業員側の意見並びに公社の意見等を尊重しながら弾力性の範囲を定めていただくということとであります。

さらに、難則の中における恩給と退職手当、さらにそれ以外の経過規定と目されるものについては、できるだけ早い機会に公社独自の定めをきめることに努力をしてもらいたいということとであります。

以上の條件を付して公社法案には賛成いたします。

次に国際電信電話株式会社法案について反対の意見を申し上げます。御承知のように、電氣通信事業は、国内、国際を問わず、公共事業であることは申すまでもございません。この公共的立場を維持するためには、利益追求を本旨とする民間の経営に移すべきものではないということとであります。(拍手)

第二点は、御承知のように、従来の国際電氣通信は、一切の電氣通信事業の中で一番利益を上げております。政府当局の発表でも十三億圓、さらに厳密に言えば二十一億圓といううわさも飛んでおるのであります。こういう利益のある部分は、こま切に民間に利益を導き移し、さらに民間における資本の導入をいたしまして、公共性と利益追求の衝突を起させるがごとき組織には賛成できないのであります。(拍手)

第三点として、われわれが指摘をいたしたいことは、われわれは党派を超えて、十箇月にわたり、小委員会を設置いたしました。日本の電氣電話事業をいかに行いべきかということについて研究を続けて参つたのであります。

す。第一次案から第五次案、このまでにおきましては、国際電信電話を会社にすることについては、政府当局から小委員会に一言の語もなかつたのであります。ところが、第八次案の修正されたものが原案となつて国会に上程される段階で、突如として国際電信電話株式会社法案というものが出て参つたのであります。しかも、その裏には、従来の歴史をながめてみても、この種の特殊会社あるいは国策会社の中における歴史は、債権、債務、株式の権利あるいは請負仕事をめぐりまして、疑獄と汚職の歴史であつたという事柄をわれわれは考えなければならぬのであります。(拍手) それは、改進黨の長谷川君が指摘したごとく、かくのごとき特殊会社の汚職の歴史を持つ事柄を再び繰返すということには反対であります。

さらにわれわれが具体的に考えなければならぬのは、これは一種の国有財産の拂下げであります。国有鉄道の一部分を拂下げ下げの場合におきましても、われわれは軽々に拂下げすべきものではないという考え方を持つのであります。国際電信電話は全国に施設全部が拂下げられるのであります。この拂下げをめぐつて、長谷川君の指摘したような事柄がないと、だれが断言をいたしたでしょうか。(拍手) 従つて、われわれは、設立の当初から、とかくのうわさを生み、さらに国民に疑惑を思わせるがごとき国際電信電話の会社法案については反対をせざるを得ないのであります。(拍手)

しかも、その内容につきましては、資本の割付、圧迫によつて公共性が失われる危険があること、さらに本法案

昭和二十七年六月五日 衆議院會議録第五十号 日本電信電話公社法案外二件

と商法の規定、民法の規定とが、内容によつてちがはうであつて、解決つかざる状態であるというのがこの法案の内容であり、政府当局の答弁の中にも、しばしば、法案の内容の整つたこと、矛盾している点は率直に認められてゐる。そういう不備な内容を認めながら、今国会にあつて出さなければならぬという真意が、われわれにはわからないのであります。

以上申し上げたような理由につきまして、すなわち日本電信電話公社法案並びに同施行法案については修正されたもの、修正を除く原案に賛成をいたしますが、国際電信電話株式会社法案については断固として反対することに表明いたしまして、私の討論を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 田島ひで君

○田島ひで君 僕は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま上程になりまして三つの法案並びに修正案に反対でございます。

わが国の電気通信事業は、創立以來八十年の間、一貫して国営によつて行われて来た、最も大きな全国的組織を持つ企業の一つであり、同時にこれは、日本国民が長い間の税負担によつて築き上げて来た、三千億圓に近い民族の一大財産であります。言うまでもなく、電信電話は国家活動全般にわたる神経系統として、独立国にとつては重要な基本的な事業であり、同時に、本来国民の文化、経済、政治、社交上の近代的日常必需品でなければならぬのでございます。ところが、日本では、創設のとき、すでに純粋な軍事、警察機構の中心としての国家活動機関

として生れたのであります。そのため、軍、警察や、また少数の大資本特権階級を除いては、半封建的な専制政治のもとで、みじめな奴隷生活を送つて来た一般国民大衆にとつては、電話は一個の財産であり、ぜいたく品であつて、電話を引くなどというものは思ひも寄らないのであります。従つて、わが国の電信電話は、日清戦争以來戦争のたびごとに、その軍事的性格と同時に、国家財政の軍事的収奪による建設費の削減によつて、また他方では戦争による軍需産業への需要の増加と、常に資金と需要との間の矛盾に悩まされるといふ宿命を持つて来たのであります。そして、そのたびごとに、民営論による民間資金の動員が叫ばれて参りました。

特に今度の大戰は、通信事業に最も苛酷な奉仕を要求して来たものであります。政府の資料によりまして、昭業の収益残九億余圓といふ多額が、昭和九年から二十年までに臨時軍事費特別会計に繰入れられて参りました。戦争による空爆では、施設の大半に上るものが壊滅的な被害を受け、戦争中から戦後の機械の略奪は資本の食いつぱりとなり、従業員の特遇改善も、国民へのサービスも、ほとんど顧みられませんでした。通信事業が、戦後七年になる今日、根本的復旧と今後の発展の見通しを得られないのは、このような戦争の被害だけではありません。戦後においても、また第一次吉田内閣のインフレ政策によつて、通信復興はまつたく忘れられました。その上、占領軍による施設の接収は、長距離回線だけでも三〇%に上り、米軍、警察への専用回線の集中とサービス提供、それらの

莫大な料金を拂ひ等、これらがすべて事業財政の上に大きな弱点となつて来たことは、政府みづから認めている点でございます。

さらに、米軍の命令によつて、働く者の創意をなくするような、アメリカ独占資本の事業管理形態であるところのライン・オーガニゼーションというアメリカのシステムをそのまま機械的に採用いたしまして、通信復興に挺身して来た従業員を首切り、職制の圧迫のもとに労働強化、低賃金をもたらし、争い來たのであります。一昨年、朝鮮戦争以來は、さらに米軍予備隊、警察への協力により、市外電話は半身不随状態に陥り、官僚の汚職腐敗等、事業の食い荒し、省内官僚の派閥争いなど、日本の電信電話をまつたく行き詰まりに導いたのでございます。このような自主性のない悪政や、軍事警察的性格の根源に目を向けないで、ただ企業形態を国営から公社や民営にかえるといふ機械的じりによつて事業の合理化と高効率化をはかり得るといふのは、まったく欺瞞策にほかなりません。

政府が本法案提出の理由としております建設資金についても、今日の日本は、民間資本の貧弱な状態のもとで、政府が予期する電信電話債も、結局は公衆負担が、労働者の労働強化による高効率を期待するか、あるいはこのような公衆と労働者の莫大な犠牲の上に積み上げられたものを切り売りする以外の何ものでもありません。すでに次の段階には、電力九分割になつて、電話事業を幾つかの都市重点の経営に分割して切り売りする

ということも伝えられているのでございます。また、もし政府の言うように、何らかの形の外資によるとしたし、米軍の永久單獨占領下にあれば、日本の現状といたしましては、電気通信事業は、ひとえにイランの石油と並んでございまして、特に、年に十三億から二十億の利益を上げていくといふ国際電信電話を、国内電信事業と切り離して民営にし、外債による外資の支配を許すのでありますから、公社といひ、民営といふても、かつての満州電信電話会社や満鉄と同様の状態になることは明らかでございます。

この阿法案の裏のねらいは、電通事業の再建や発展のためではございませぬ。阿條約と行政協定による米軍と予備隊、警察等、再軍備のため、わが国の電信電話を再び軍事通信網としたしまして、最も支配しやすい組織にし、最大限に利用しようというのがその根本でございます。(拍手)

そのために、第一に、企業をばらばらに寸断し、また組合を分裂させ、弱体化させることでございます。すでに国鉄や電力九分割など、公益事業はすべてこの手でやられております。さきに郵政と電通を分離し、今また国際、国内通信事業の分離とともに、工部省門では日本通信建設会社というトンネル会社を設立して工事独占の道を開き、また増設電話の自営を認めて、これも分離させようとしておるのでございます。労働組合についても、全通労働組合が全通従組と全電通従組にわかれたものが、さらに文字通り四分五裂となり、一方では破防法や労働法改悪等の弾圧法により、また他方では、共済

会によつて組合の懐柔、産報化が着々と進められております。

第二に、しかも監督行政面では、通信関係の組織一切を郵政大臣の支配一本に集中強化している点を見のがしてはなりません。行政協定によつて、緊急事態に際しては、米軍の命令一下、戦争や日本国民の弾圧の武器として動員する態勢が確立されたのでございまして、その間にあつて、官僚、財閥の火事場どろぼう式なうけや、政党の政治資金の元にしようというのが、本法案のほんとうのねらいであります。(拍手)

わが党は、このような法案には絶対に反対せざるを得ないのでございします。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 稲村順三君

○稲村順三君 僕は、日本社会党第二十三控室、労働者農民党、社会民主党及び農民協同党の小会派を代表いたしまして、日本電信電話公社法案並びにその施行法案に対する修正案に希望條件を付して賛成し、国際電信電話株式会社法案に対しては絶対反対するものでございします。(拍手)

元来、日本電信電話公社法案は、従来の国営であつた電信電話事業を公社に再編成しようとするものであります。が、私も、もとより、公社という一つの国営形態を頭から否定しようとするものではないのであります。もしも、でき上つた公社が、現行国営形態よりもはるかに自由に従業員を企業活動に認めるとともに、かつ、これらの従業員が、今日のよう一般国家公務員として労働組合運動すらも禁ぜられていよう現状から解放されるというのであれば

るならば、むしろ現行国営形態が公社にかわつて行くということが当然のことであると思ふのであります。だから、公社に賛成か反対かということ、は、公社であるがゆえにということにその原因を求めるのではなくして、それは本公社法案の持つ内容いかんにあると思ふのであります。

この立場から申しますと、本法によるところの公社は、しさいに検討すればするほど、政府が提出した理由がわからなくなつて来るのでございませう。本法案の程度のものであるならば、何れも公社というほどのものではなくて、現行国営形態でも、現行法令の一部を改善した方が、むしろ手取り早く、より有効であると思はれる点が多々あるものでございませう。現に、本法案では公社とはいつていますが、本質的には現行の国営形態と何ら異なつた点がないのであります。

第一に、この公社の執行部たる役員についてであります。まず総裁、副総裁について見ます。電信電話公社という企業体のいかなる機関とも何ら関係なく、また推薦もされなくとも、内閣が一方的にこれを任命することになつております。その点、国有鉄道の公社におきまして、監理委員会が推薦し、内閣がこれを任命することになつてゐる点と比べますと、今回の公社法案なるものは、教段と退歩を示しているものであると思ふのでございませう。

(拍手)名は役員と申しましたが、実質的には総裁も副総裁もまたたく官吏であるからでございませう。しかも、官吏にすぎないところの総裁が、また役員であるところの理事を任命することになつておるのでございませう。ここで

は、理事が役員ではなくて、職員といつた方が適當なものでございませう。なぜかといふに、役員である限りにおきましては、その企業全体を代表した、独立した執行権の一部を構成するものでなければなりません。しかも、理事は、独立執行権の象徴であるために、理事會を持たなければなりません。かかるに、審議過程において政府が答弁したところによりますと、委任執行権を持つにすぎないのでございまして、この点、明らかに職員と何ら異なることがないものでございませう。政府の説明は、団体の役員と職員とを十分に区別することができないのであります。

とにかく、以上述べたところによりまして、本法案によれば、公社に官吏と職員とがあるだけであつて、役員がないのでございませう。これでは、官吏による現在の国家経営と本質的に何ら異なるところがなく、ということができるものであります。

第二に、公社の経営委員会についてでございます。本法案では、この公社の最高決議機関であるといはれてゐる経営委員会の決議範囲が明確になつておらないのでございませう。なるほど、第十條第二項には、決議につきましては、ぜひなされなければならない事項が四つほどあげられておるのでございませうが、しかし、実際に公社を運営するといふことになれば、あげた四つの事項以外に、いな、この四つの事項以外が日常運営のために最も必要なことが多いのでございませう。しかも、この経営委員は常勤ではないのであります。報酬ももらつておりません。総裁以下の役員に対して、また職員に対し

て、何らの任免の権利、すなわち人事権も持つていないのでございませう。かような人事権を持つていない者が、いかなる決定をなさうといたしまして、この決議を不履行した者に対して何らの制裁権のないところの者が最高の決議機関といはれてゐるのであります。すなわち、これは要するに形式的な最高決議機関でありまして、實際上においては単なる諮問機関にすぎないと言わざるを得ないのでございませう。(拍手)

しかも、その上に、この法案によりまして、この経営委員会の資格に對しまして、その制限がなされてはおりますけれども、その制限が明確になつておりません。そのために、退職官吏であるとか、あるいはまた關係事業の當事者などが、かつてあつたように、やめて公社の経営委員などの中にも入り込んで来るというやうなことになるので、ここに官吏の汚職や腐敗が醸成されるという大きな原因もあると私は考えるのでございませう。(拍手)

第三に、本法案によれば、公社の予算編成や事業計画が、国家財政とひとしく、主務大臣に監督されるのみならず、大蔵大臣にも監督されるということになつておるのでございませう。まづ、大蔵大臣の支配権はここに強化されてゐるのでございませう。これは、何のために特別法まで出してわざわざ公社をつくらなければならぬのか、その根拠を講ずるに困難を感じるものでございませう。これらの諸点に關する政府委員の説明や、また大臣の説明を聞いておりました、われわれに對して明確なる理解を得ることができなかつたのでござい

ます。その証拠といたしまして、與黨たる自由黨の中ですら、もし公社として出発するならば、本格的な公社らしい性格を持つたものにならなければならないという機運が次第に強くなつて来たことによつても証明されると私は思ふのであります。(拍手)

もちろん、今日、ある政党的國營事業に關する態度はそれと異なつております。そこで、各政黨間において、公社に關する原則にまで一致するといふことは不可能であります。この際、最大公約数のものであつても、本法案の最も矛盾着している点をもし修正することができるとしたならば、それは一大進歩と言へるものでございませう。そして、それが同じように、現に公社形態をとつてゐる國營事業、すなわち國有鐵道公社や専賣公社をしてまた一歩前進せしめることの前奏曲をなすものでございませう。こうした意味におきまして、ここに自由黨、改進黨、右派社會黨、労働者農民黨、社會民主黨、農民協同黨及びわが黨が共同で、日本電信電話公社法案に對する共同修正案をつくることになつたのであります。

この際特に強調しておきたいと思ふことは、この修正に與黨側議員が参加してゐることです。職後、ややともすれば、與黨なるがゆゑに、政府原案に對して無批判的に、修正することがあつても、單なる字句の修正にとどまりまして、本質に觸れる修正といふものはしないのが普通になつてゐたのでございませうが、今日におきまして、かかる修正案ができたといふことについては、われわれにとりましては、これまた特筆大書すべき現象であ

つたといふことができると思ふのであります。(拍手)もとより、最大公約数である限りにおきまして、この修正案は、各黨にとつては、それと、不滿の点も多くあるでありませう。特にわが黨といたしましては、その感を深くするものであります。

われわれといたしましては、この修正案に對しての不満をあげるならば、経営委員会に關係分組の代表が入つておらないこと、經濟委員の資格制限に關係業者、關係官吏、公社の役員であつた者に対する冷却期間を設けておらないこと、総裁、副総裁の任免に經營委員會並びに國會が何ら關係を持つておらないこと、理事任命に對して經營委員會が何らの發言權を持つておらないこと、役員に對して地方議員……

○副議長(岩本信行君) 稲村君に申し上げます。申合せの時間が過ぎましたから簡潔に願ひます。

○稲村三三君(続) かような不滿をたくさん持つておるのでありますけれども、大蔵官係がこれまであらゆる國營事業に對して不當なる發言權を持つておつたことに對して、ここに制するものができたといふことに對して、私は修正の非常に大きな意義を発見するのでございませう。

しかしながら、國際電信電話株式會社法案に對しては絶対に反對を表明しなければならぬのであります。その理由といたしましてはいろいろございませうが、われわれがどうしても見のがすことのできないところのものは、民營といふやうなものから生ずるところの外國資本による支配の危險性でございませう。政府では、なるほど本法案で株式

の所有者は日本人及び日本法人に限定してゐるとは申しておりますが、社債の所有に對しては無制限にこれを認めたいのでございます。しかし、今日におけること金融状態の非常に詰まつてゐる経済におきましては、債権者がむしろ株主よりもその会社を支配する場合が非常に多いのでございます。しかも、政府では、国際電信電話事業は新しく回線増加のために相当大きな資本を要するというを言い、これを外資に期待してゐるところがあるのでございます。かような国際電信電話というものが必然的に外資に支配されるという事例は、すでに世界歴史においても、アジア諸国において見られたところでございまして、かような一点だけをもちまして、この国際電信電話株式会社法なるものが日本をいかなる運命の中に引きずり込むかといふことを考慮して、これに對して絶対反対するものでございまして。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。
まず日程第二及び第三の両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも修正であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第五 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第五、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。水産委員長川村善八郎君。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出)

第一條 内閣総理大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の使用に供する水面を提供するため必要があるときは、農林大臣の意見をきき、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができ。

(損失の補償)
第二條 国は、前條の規定による制限又は禁止により、当該区域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむつた損失を補償する。
2 前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。
(損失補償の申請)
第三條 前條の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
2 都道府県知事は、前項の申請書を受け受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。
3 内閣総理大臣は、前項の書類を受け受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合の補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。
(異議の申立)
第四條 前條第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、総理府令で定める手続に従ひ、内閣総理大臣に對して異議の申立をすることができ。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。
(補償金の交付)
第五條 政府は、前條第一項の規定による異議の申立がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。
(増額請求の訴)
第六條 この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。
2 前項の訴においては、国を被告とする。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 調達庁設置法(昭和二十四年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
第十條に次の一号を加える。
八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の施行に関すること。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出)

【川村善八郎君登壇】
○川村善八郎君 ただいま上程されました、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案について、水産委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。
まず本案の内容を簡単に御説明いたします。安全保障條約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊が訓練をするために、日米合同委員会が協定した一定の水面を使用する場合には、この水面における漁船の操業を制限し、または禁止することができると及びこれによる漁業経営上の損失を漁業者者に補償するといふ二点であります。
本案は、五月十日、内閣提出をもつて水産委員会に付託となり、同十三日、本委員会を開いて提案理由の説明を開き、ただちに審議に入つたのであります。この種の規制及び補償は、これまで北海道、千葉県、長崎県等を初め、全国十六都道府県にわたつて、四億円余が総敷理費の中から支拂われて来たのであつて、このうち漁業権は、今般行政協定の成立に伴ひ、これに基いて、さきに国会を通過成立した日本国とアメリカ合衆国との安全保障條約第三條に基き行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法によつて補償することになつたのであります。これ以外の許可漁業と自由漁業については補償の法的根拠がないので、本案によつて補償せんとするものであります。
従つて、その趣旨については全面的に賛成であります。ただ漁業の性質上、軍隊の訓練等起因する被害は、提供した一定水面のみでなく、これに近接する水面においても同様の被害がある場合が多いのであります。ゆえ

に、これが補償についての規定を設けるべきであるとして、五月十七日の委員会においては、これが調査を漁業制度に関する小委員会に付することに決定したものであります。その後数度にわたつて小委員会を開き、慎重に調査をいたした結果、間接被害については当然補償すべきであるとの結論に達したのであります。

しかし、五月三十一日の本委員会において、この点に關し、小委員長より政府当局に対し質疑いたしたところ、この種の間接被害に対する補償については、近く別途立法措置を講ずること及びこれが実施については本案施行のときに適及して補償するとの説明がありましたので、これを了承し、質疑を終り、討論を省略して採決いたしましたところ、共産党並びに社会党第二十三控室を除く多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告を申し上げます。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。高田富之君。

〔高田富之君登壇〕

○高田富之君 ただいま上程されました漁船の操業制限等に関する法律案に對しまして、日本共産党は絶対に反対するものであります。

われ／＼が今この法案を審議するにあたりまして思い出されることは、かつて三年前、千葉県の九十九里浜、片貝村の漁民諸君が、アメリカ軍による漁場取上げに反対して立ち上りました。かの涙ぐましい闘争のあとであります。片貝村の漁民諸君が、理不盡なる占領軍による漁場取上げにあつて、

生活の根柢をまつたく奪い去られましたとき、占領下の臣道をけつて、遂に、全村一丸となつて立ち上り、占領軍撤退の血の叫びを上げましたことは、当時、千葉全県民はもとより、全国民の絶大な支持と共感を集めたことは、われ／＼の記憶に新しいこととて、これに對する補償は、今日まで、わずかに億七千万円にとどまり、しかも、それが日本国民の血税から支拂われたのみで、泣き寝入りになされて來ましたといふ事實は、今日独立を志願する全国民のひとしく痛憤にたえない問題であります。この法案は、まさに片貝村の悲劇を、全国漁民、いな全国民に及ぼさんとするものであります。なぜならば、本法の成立によりまして、アメリカ海軍が日本の沿岸をかつて気ままに荒らしまわす特權を無期限に付與することになるからであります。

今日、米軍による農地、開拓地等の接収が全国農民の猛烈な反対にあつてゐることは諸君御承知の通りであります。が、日米合同委員会に、アメリカ側から、一たび一葉の地図が手渡され、その地図の上に赤線が塗られてあつたならば、わが美しい国土と、民族の象徴たる富士山さえ、立ちどころにアメリカ軍の戦車砲彈の演習場に奪取されてしまふ現状であります。この法案は、こうした米軍による日本主權の侵害、領土の奪取をさらに海面にまで押し広げて海軍演習地域を設定し、日本人の平和な生活を彼らの戦争目的のために無残に踏みしめんとするものであります。(拍手)

昭和二十一年度以来、米國海軍が日本海上において演習区域として奪い去つ

たところは、全国十七府県にまたがり、おもなところだけでも、千葉県の片貝、青森の関根、三沢、高館、福岡の芦屋、築城、粕屋、長崎の大村、島島、佐世保等、面積にして四万七千平方キロ、全国四十二箇所にわたつております。この被害額中、政府が終戦処理費から補償した分だけでも四億に達しております。これらの補償は、申すまでもなく、きわめて内輪に見積られたものであつて、その被害の実態ははかり知るべからざるものがあります。が、しかも、そのわずかの補償さえも、分配にあたりましては上に厚く下に薄いというが実態であります。しかも、昭和二十七年、米軍による取上げ箇所はますます増大する見込みであります。

政府が出してゐる内輪の見込みでも、漁獲物は、演習によるもの、その他漁場制限によるものを合せまして一千七百万貫の減少であり、平年漁獲高の六割と見込んでおるのであります。これは、いかに日本の漁業が米軍のために破壊されてゐるかを明瞭に示しておるのであります。(拍手)政府は、この法案によつて補償する金額を、昭和二十七年約四億六千六百万円と査定しておりますが、これらは安全保障費の中から出ることでありまして、これも予算の範囲内で演習被害を補償する建前になつておりますから、實際の適用にあつては、おそらく漁民のこころむる損害のごく一部しか補償されないのであらうことは明らかであります。米軍の演習その他による漁船の操業制限は、さらに間接的に地域外にも被害を及ぼし、漁船以外の海上航行をも禁止制限することになるのであります。

すから、日本人が魚もとれなく、海上の交通も自由にはできないという結果に立ち至るのであります。かつて徳川の末期に、黒船が東京湾に侵入して來たとき、当時の幕府でさえ、彼らによる測量を自由には許さぬという毅然たる態度を示したのであります。しかるに、今日吉田内閣は、測量の拒否はおろか、日本国一切の沿岸が、かくしてアメリカの荒しほうだい、認しようというのであります。(拍手)アメリカ海軍が日本の沿岸を支配し、アジア侵略基地にこれを使用することによつて、日本国民は対岸のアジア諸国との善隣友好関係回復への熱願をますます一歩深めること以外の何ものでもありません。

アメリカの日本支配とその戦争政策は、かくもはかり知れぬ犠牲と負担をわが日本国民に強要せんとしているものであり、私どもは、一日もすみやかなる全占領軍の完全撤退を望む国民にかつて、かかる売國法案に断固反対するものであります。(拍手)
○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。
採決いたしました。
報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第六 醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律案(九山直友君外一名提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第六、醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律案の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員理事九山直友君。

醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律等の一部を改正する法律案
醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律等の一部を改正する法律案

第一條 醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律(昭和二十四年法律第二百七十二号)の一部を次のように改正する。
本則中但書を削る。

第二條 齒科醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律(昭和二十五年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。
本則中但書を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律等の一部を改正する法律案(九山直友君外一名提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

○九山直友君登壇
ただいま議題となりました醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律等の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

医師または歯科医師になるためには国家試験に合格しなければならないことは申すまでもないことであるが、正規の日本の医学学校または歯科医学学校を出ていないが、外地において免許を受けて医業を営んでいて、終戦により引揚げた者の救済のために定められた特例試験を受けて二度とも合格しなかつた者及び従前大陸、特に満洲方面向けの医師の養成を目的とした学校を卒業した者または朝鮮及び満洲国におきまして医師または歯科医師試験の第一部の試験に合格した者に対しては、それ、医師国家試験予備試験または歯科医師国家試験予備試験に合格し、さらに所定の実地修練を行つた上で国家試験を受けて医師または歯科医師になる道が開かれていたものであります。しかしながら、現在医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験回数はいずれも二回に限られており、この試験に二度とも合格しなかつた者は永久に試験を受けることができなくなるのであります。しかも、これらの者の多くは引揚者であつて、経済的にも同情すべき立場にあり、年齢的にも転業を困難とする者も少なくないので、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律による国家試験予備試験の実施期間中は、その受験回数の制限を撤廃して、将来に希望を持たせようとするのが、本案提出の理由並びに内容であります。

本法案は、六月二日、本委員会に付託せられ、提案者丸山直友委員より提案理由の説明を聴取し、たまたに審議に入り、質疑応答の後、討論を省略

し、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第七 市の警察維持の特例に関する法律案(河原伊三郎君外五名提出)

第十 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(岩本信行君) 議事日程順序変更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、日程第七とともに日程第十を繰上げ一括上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は変更せられました。

日程第七、市の警察維持の特例に関する法律案、日程第十、消防組織法のの一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員川本末治君。

市の警察維持の特例に関する法律案
市の警察維持の特例に関する法律

第一條 警察法(昭和二十二年法律

第九十六号)第四十條第三項の規定に基き国家地方警察に警察維持に関する責任の転移が行われた町村の区域をもつて、又はその区域と警察を維持しない他の町村の全部若しくは一部の区域をもつて、市が設置された場合において、は、当該市は、同條第一項の規定にかかわらず、その議会の議決を経て警察を維持しないこととする

ことができる。
2 前項の議決は、当該市の設置の日から五十日以内に行わなければならない。この場合において、当該市長は、議決の結果を国家公安委員会を経て内閣総理大臣に報告しなければならない。

第二條 前條の規定により警察を維持しないこととなつた市は、住民投票によつて警察を維持すること

ができる。
2 前項の住民投票については、警察法第四十條の三の規定を準用する。この場合において、同條中「町村議会」とあるのは「市議会」と、「町村」とあるのは「市」と、「町村長」とあるのは「市長」と、それ

ぞれ読み替へるものとする。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際既に市となつてゐるもので第一條第一項の規定に該当する市に対する同條の規定の適用については、同條第二項中「当該市の設置の日から五十日以内」とあるのは「この法律施行の日から五十日以内」と読み替へるものとする。

市の警察維持の特例に関する法律案(河原伊三郎君外五名提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
消防組織法の一部を改正する法律案

消防組織法の一部を改正する法律案
消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「国家消防庁を」を「国家消防本部」に改める。
第三條中「長官」を「本部長」に改め、同條第三項中「庁務」を「部務」に改める。

第五條第一項中「消防研究所及び管理局を置く」を「消防研究所を附置する」に改め、同條第二項中「所長一人、局長一人その他所要の職員を、所長その他所要の職員」に改め、同條第三項中「国家消防庁長官」を「国家消防本部長」に改める。
第三十一條第一項中「国家消防庁」の下に「国家消防本部」を加え、「第一項」を削る。

附則
1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 この法律施行の際、国家消防庁の職員である者は、別に許命を発せられない場合においては、同一の勤務条件をもつて、国家消防本部の職員となるものとする。
3 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第九十八條第四項中「国家消防庁」を「国家消防本部」に改める。

4 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。
第十九條第一項及び第三項、第二十二條第一項並びに第三十五條第二項中「国家消防庁を」を「国家消防本部」に改める。

5 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項及び第三十五條第一項中「国家消防庁長官を」を「国家消防本部長」に改める。

6 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第六十條第三項中「国家消防庁長官を」を「国家消防本部長」に改める。

消防組織法の一部を改正する法律案に対する修正案
消防組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
(一) 第三條の改正に関する部分の次に次のように加える。
第四條第二号中「消防準則」を「消防制度及び消防準則」に、第五号中「消防操法訓練」を「消防職員及び消防団員の教養訓練」に改め、第九号中「検定」の下に「及び熟練」を加え、同條に次の四号を加える。
十一 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
十二 消防思想の普及宣伝に関する事項

消防組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
(一) 第三條の改正に関する部分の次に次のように加える。
第四條第二号中「消防準則」を「消防制度及び消防準則」に、第五号中「消防操法訓練」を「消防職員及び消防団員の教養訓練」に改め、第九号中「検定」の下に「及び熟練」を加え、同條に次の四号を加える。
十一 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
十二 消防思想の普及宣伝に関する事項

消防組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
(一) 第三條の改正に関する部分の次に次のように加える。
第四條第二号中「消防準則」を「消防制度及び消防準則」に、第五号中「消防操法訓練」を「消防職員及び消防団員の教養訓練」に改め、第九号中「検定」の下に「及び熟練」を加え、同條に次の四号を加える。
十一 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
十二 消防思想の普及宣伝に関する事項

消防組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
(一) 第三條の改正に関する部分の次に次のように加える。
第四條第二号中「消防準則」を「消防制度及び消防準則」に、第五号中「消防操法訓練」を「消防職員及び消防団員の教養訓練」に改め、第九号中「検定」の下に「及び熟練」を加え、同條に次の四号を加える。
十一 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
十二 消防思想の普及宣伝に関する事項

消防組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
(一) 第三條の改正に関する部分の次に次のように加える。
第四條第二号中「消防準則」を「消防制度及び消防準則」に、第五号中「消防操法訓練」を「消防職員及び消防団員の教養訓練」に改め、第九号中「検定」の下に「及び熟練」を加え、同條に次の四号を加える。
十一 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
十二 消防思想の普及宣伝に関する事項

十三 消防功勞者の表彰に関する事項

十四 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基きその権限に属する事項

第五條の改正に関する部分の次に次のように加える。

第九條に次の但書を加える。

但し、市は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、消防本部及び消防署を設けなければならない。

第十條第二項中「市町村を「町村」に改める。

第三章中第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條の二 都道府県は、消防に關し、左に掲げる事務を掌る。

一 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項

二 消防統計及び消防情報に関する事項

三 消防に關する市町村相互の連絡調整に関する事項

四 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項

五 消防思想の普及宣伝に関する事項

六 消防功勞者の表彰に関する事項

七 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に關する事項

八 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基きその権限に属する事項

第二十條を次のように改める。

第二十條 国家消防本部長は、必要に應じ、消防に關する事項について都道府県又は市町村に勸告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長に對し、消防に關する事項について指導し又は助言を與えることができる。

第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二 都道府県知事は、必要に應じ、消防に關する事項について、市町村に勸告し、市町村長又は市町村の消防長に對し、消防に關する事項について指導し又は助言を與えることができる。

この場合における勸告、指導及び助言は、国家消防本部長の行う勸告、指導及び助言の趣旨に沿ふものでなければならない。

第二十二條中「消防統計」の下に「及び消防情報」を加える。

第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條の二 都道府県知事は、地震、颱風、水災等の非常時態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に對して、災害防禦の措置に關し、必要な指示をすることができ、この場合における指示は、国家消防本部長の行う勸告、指導及び助言の趣旨に沿ふものでなければならない。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、單獨に又は共同して、消防職員及び消防団員の訓練を行うために所要の機關を設置しなければならない。

附則第四項を第五項とし、第五項を第六項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第一号中「国家消防庁」を「国家消防本部」に改める。

附則第六項を第七項とし、第八項として次の一項を加える。

四 耐火建築促進法（昭和二十七年法律第一号）の一部を次のように改める。

第四條第二項中「国家消防庁長官」を「国家消防本部長」に改める。

消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書（最終号の附録に掲載）

〔川本末治君登壇〕

○川本末治君 たいま議題となりました市の警察維持の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず本案の提出理由を説明いたします。多数の町村においては、町村財政、警察人事、警察活動の諸面から、自治体警察を国家地方警察に移管しようという希望が強く、そのため、昨年警察法の一部を改正し、もし住民の多数が希望するならば、一定の手続を経てこれを實現し得る道を開いたのであります。ところが、かかる町村が市になりますと、住民多数の意思は依然として国家警察の維持を欲していても、警察法に第四十條第一項の規定がある理由により、当然また再び自治体警察を維持しなければならないのであります。これは、警察法の右の規定が、この場合住民多数の意思に逆行するものでありまして、かかるものは民主的法の規範と称することを得ません。そこで、この不都合を除去するために、今回この特例法を設けた次第であります。

次に、本案の内容は二箇條及び附則からなっております。その第一條は、本法の適用範囲及び議決の手続を、第二條は当該市が警察を維持する場合の手続を規定したものであります。すなわち、警察法第四十條第三項の規定により警察維持の責任移転が行われた町村が、当該町村の区域をもつて市を設置した場合、あるいは他の警察を維持しない町村の区域を含めて市を設置した場合においては、警察法第四十條第一項が、市は全部一応は自治体警察を持つべきものと規定してあります。その規定にかかわらず、当該市は、市議会の議決を経て、警察の維持は国家に移管して、みずからは自治体警察を持たないことができることとしたのであります。しかし、右の市議会の議決は、当該市の設置の日から五十日以内にこれを行ふべきこと及びこの場合、当該市長は議決の結果を国家公安委員会を経て内閣総理大臣に報告すべきものとしたのであります。

以上第一條の内容であります。次に本案は、前述の通り住民多数の意思をもつて警察維持の責任移転を決定するということと趣旨と述べるものであります。もし、逆に、前述の手続によつて自治体警察を持たなくなつた市が再び自治体警察を持たないときは、住民投票によつてこれを維持することができることとしたのであります。なお、右の場合の住民投票に關しては警察法第四十條の三の規定を適用することとしたのであります。以上が第一條の内容であります。

なお、右の議決は当該市の設置の日から五十日以内に行ふべきことは前に申し述べた通りであります。この法律施行の際すでに市になつてゐるものについては、この法律施行の日から五十日以内に議決すればよいこととしたのであります。以上は附則第二項の内容であります。

本案は、去る五月一日、河原伊三郎君、大泉寛三君、川本末治、永井要造君、野村専太郎君及び橋本龍伍君から、衆法第三十八号をもつて提出の上、五月七日、本委員会に付託せられたものであります。爾來、本委員会においてはたび／＼委員会を開いて慎重審議をいたしました結果、五月三十日質疑を打ち切り、六月二日討論採決を行い、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

次に、たいま議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審

議の経過並びに結果を報告いたします。

まず本案の提出理由を説明いたします。多数の町村においては、町村財政、警察人事、警察活動の諸面から、自治体警察を国家地方警察に移管しようという希望が強く、そのため、昨年警察法の一部を改正し、もし住民の多数が希望するならば、一定の手続を経てこれを實現し得る道を開いたのであります。ところが、かかる町村が市になりますと、住民多数の意思は依然として国家警察の維持を欲していても、警察法に第四十條第一項の規定がある理由により、当然また再び自治体警察を維持しなければならないのであります。これは、警察法の右の規定が、この場合住民多数の意思に逆行するものでありまして、かかるものは民主的法の規範と称することを得ません。そこで、この不都合を除去するために、今回この特例法を設けた次第であります。

次に、本案の内容は二箇條及び附則からなっております。その第一條は、本法の適用範囲及び議決の手続を、第二條は当該市が警察を維持する場合の手続を規定したものであります。すなわち、警察法第四十條第三項の規定により警察維持の責任移転が行われた町村が、当該町村の区域をもつて市を設置した場合、あるいは他の警察を維持しない町村の区域を含めて市を設置した場合においては、警察法第四十條第一項が、市は全部一応は自治体警察を持つべきものと規定してあります。その規定にかかわらず、当該市は、市議会の議決を経て、警察の維持は国家に移管して、みずからは自治体警察を持たないことができることとしたのであります。しかし、右の市議会の議決は、当該市の設置の日から五十日以内にこれを行ふべきこと及びこの場合、当該市長は議決の結果を国家公安委員会を経て内閣総理大臣に報告すべきものとしたのであります。

以上第一條の内容であります。次に本案は、前述の通り住民多数の意思をもつて警察維持の責任移転を決定するということと趣旨と述べるものであります。もし、逆に、前述の手続によつて自治体警察を持たなくなつた市が再び自治体警察を持たないときは、住民投票によつてこれを維持することができることとしたのであります。なお、右の場合の住民投票に關しては警察法第四十條の三の規定を適用することとしたのであります。以上が第一條の内容であります。

なお、右の議決は当該市の設置の日から五十日以内に行ふべきことは前に申し述べた通りであります。この法律施行の際すでに市になつてゐるものについては、この法律施行の日から五十日以内に議決すればよいこととしたのであります。以上は附則第二項の内容であります。

本案は、去る五月一日、河原伊三郎君、大泉寛三君、川本末治、永井要造君、野村専太郎君及び橋本龍伍君から、衆法第三十八号をもつて提出の上、五月七日、本委員会に付託せられたものであります。爾來、本委員会においてはたび／＼委員会を開いて慎重審議をいたしました結果、五月三十日質疑を打ち切り、六月二日討論採決を行い、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

次に、たいま議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審

議の経過並びに結果を報告いたします。

まず本案の提出理由を説明いたします。多数の町村においては、町村財政、警察人事、警察活動の諸面から、自治体警察を国家地方警察に移管しようという希望が強く、そのため、昨年警察法の一部を改正し、もし住民の多数が希望するならば、一定の手続を経てこれを實現し得る道を開いたのであります。ところが、かかる町村が市になりますと、住民多数の意思は依然として国家警察の維持を欲していても、警察法に第四十條第一項の規定がある理由により、当然また再び自治体警察を維持しなければならないのであります。これは、警察法の右の規定が、この場合住民多数の意思に逆行するものでありまして、かかるものは民主的法の規範と称することを得ません。そこで、この不都合を除去するために、今回この特例法を設けた次第であります。

次に、本案の内容は二箇條及び附則からなっております。その第一條は、本法の適用範囲及び議決の手続を、第二條は当該市が警察を維持する場合の手続を規定したものであります。すなわち、警察法第四十條第三項の規定により警察維持の責任移転が行われた町村が、当該町村の区域をもつて市を設置した場合、あるいは他の警察を維持しない町村の区域を含めて市を設置した場合においては、警察法第四十條第一項が、市は全部一応は自治体警察を持つべきものと規定してあります。その規定にかかわらず、当該市は、市議会の議決を経て、警察の維持は国家に移管して、みずからは自治体警察を持たないことができることとしたのであります。しかし、右の市議会の議決は、当該市の設置の日から五十日以内にこれを行ふべきこと及びこの場合、当該市長は議決の結果を国家公安委員会を経て内閣総理大臣に報告すべきものとしたのであります。

以上第一條の内容であります。次に本案は、前述の通り住民多数の意思をもつて警察維持の責任移転を決定するということと趣旨と述べるものであります。もし、逆に、前述の手続によつて自治体警察を持たなくなつた市が再び自治体警察を持たないときは、住民投票によつてこれを維持することができることとしたのであります。なお、右の場合の住民投票に關しては警察法第四十條の三の規定を適用することとしたのであります。以上が第一條の内容であります。

なお、右の議決は当該市の設置の日から五十日以内に行ふべきことは前に申し述べた通りであります。この法律施行の際すでに市になつてゐるものについては、この法律施行の日から五十日以内に議決すればよいこととしたのであります。以上は附則第二項の内容であります。

本案は、去る五月一日、河原伊三郎君、大泉寛三君、川本末治、永井要造君、野村専太郎君及び橋本龍伍君から、衆法第三十八号をもつて提出の上、五月七日、本委員会に付託せられたものであります。爾來、本委員会においてはたび／＼委員会を開いて慎重審議をいたしました結果、五月三十日質疑を打ち切り、六月二日討論採決を行い、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

次に、たいま議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審

議の経過並びに結果を報告いたします。

まず本案の提出理由を説明いたします。多数の町村においては、町村財政、警察人事、警察活動の諸面から、自治体警察を国家地方警察に移管しようという希望が強く、そのため、昨年警察法の一部を改正し、もし住民の多数が希望するならば、一定の手続を経てこれを實現し得る道を開いたのであります。ところが、かかる町村が市になりますと、住民多数の意思は依然として国家警察の維持を欲していても、警察法に第四十條第一項の規定がある理由により、当然また再び自治体警察を維持しなければならないのであります。これは、警察法の右の規定が、この場合住民多数の意思に逆行するものでありまして、かかるものは民主的法の規範と称することを得ません。そこで、この不都合を除去するために、今回この特例法を設けた次第であります。

次に、本案の内容は二箇條及び附則からなっております。その第一條は、本法の適用範囲及び議決の手続を、第二條は当該市が警察を維持する場合の手続を規定したものであります。すなわち、警察法第四十條第三項の規定により警察維持の責任移転が行われた町村が、当該町村の区域をもつて市を設置した場合、あるいは他の警察を維持しない町村の区域を含めて市を設置した場合においては、警察法第四十條第一項が、市は全部一応は自治体警察を持つべきものと規定してあります。その規定にかかわらず、当該市は、市議会の議決を経て、警察の維持は国家に移管して、みずからは自治体警察を持たないことができることとしたのであります。しかし、右の市議会の議決は、当該市の設置の日から五十日以内にこれを行ふべきこと及びこの場合、当該市長は議決の結果を国家公安委員会を経て内閣総理大臣に報告すべきものとしたのであります。

以上第一條の内容であります。次に本案は、前述の通り住民多数の意思をもつて警察維持の責任移転を決定するということと趣旨と述べるものであります。もし、逆に、前述の手続によつて自治体警察を持たなくなつた市が再び自治体警察を持たないときは、住民投票によつてこれを維持することができることとしたのであります。なお、右の場合の住民投票に關しては警察法第四十條の三の規定を適用することとしたのであります。以上が第一條の内容であります。

なお、右の議決は当該市の設置の日から五十日以内に行ふべきことは前に申し述べた通りであります。この法律施行の際すでに市になつてゐるものについては、この法律施行の日から五十日以内に議決すればよいこととしたのであります。以上は附則第二項の内容であります。

本案は、去る五月一日、河原伊三郎君、大泉寛三君、川本末治、永井要造君、野村専太郎君及び橋本龍伍君から、衆法第三十八号をもつて提出の上、五月七日、本委員会に付託せられたものであります。爾來、本委員会においてはたび／＼委員会を開いて慎重審議をいたしました結果、五月三十日質疑を打ち切り、六月二日討論採決を行い、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

次に、たいま議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審

議の経過並びに結果を報告いたします。

まず本案の提出理由を説明いたします。多数の町村においては、町村財政、警察人事、警察活動の諸面から、自治体警察を国家地方警察に移管しようという希望が強く、そのため、昨年警察法の一部を改正し、もし住民の多数が希望するならば、一定の手続を経てこれを實現し得る道を開いたのであります。ところが、かかる町村が市になりますと、住民多数の意思は依然として国家警察の維持を欲していても、警察法に第四十條第一項の規定がある理由により、当然また再び自治体警察を維持しなければならないのであります。これは、警察法の右の規定が、この場合住民多数の意思に逆行するものでありまして、かかるものは民主的法の規範と称することを得ません。そこで、この不都合を除去するために、今回この特例法を設けた次第であります。

次に、本案の内容は二箇條及び附則からなっております。その第一條は、本法の適用範囲及び議決の手続を、第二條は当該市が警察を維持する場合の手続を規定したものであります。すなわち、警察法第四十條第三項の規定により警察維持の責任移転が行われた町村が、当該町村の区域をもつて市を設置した場合、あるいは他の警察を維持しない町村の区域を含めて市を設置した場合においては、警察法第四十條第一項が、市は全部一応は自治体警察を持つべきものと規定してあります。その規定にかかわらず、当該市は、市議会の議決を経て、警察の維持は国家に移管して、みずからは自治体警察を持たないことができることとしたのであります。しかし、右の市議会の議決は、当該市の設置の日から五十日以内にこれを行ふべきこと及びこの場合、当該市長は議決の結果を国家公安委員会を経て内閣総理大臣に報告すべきものとしたのであります。

以上第一條の内容であります。次に本案は、前述の通り住民多数の意思をもつて警察維持の責任移転を決定するということと趣旨と述べるものであります。もし、逆に、前述の手続によつて自治体警察を持たなくなつた市が再び自治体警察を持たないときは、住民投票によつてこれを維持することができることとしたのであります。なお、右の場合の住民投票に關しては警察法第四十條の三の規定を適用することとしたのであります。以上が第一條の内容であります。

なお、右の議決は当該市の設置の日から五十日以内に行ふべきことは前に申し述べた通りであります。この法律施行の際すでに市になつてゐるものについては、この法律施行の日から五十日以内に議決すればよいこととしたのであります。以上は附則第二項の内容であります。

本案は、去る五月一日、河原伊三郎君、大泉寛三君、川本末治、永井要造君、野村専太郎君及び橋本龍伍君から、衆法第三十八号をもつて提出の上、五月七日、本委員会に付託せられたものであります。爾來、本委員会においてはたび／＼委員会を開いて慎重審議をいたしました結果、五月三十日質疑を打ち切り、六月二日討論採決を行い、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

次に、たいま議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審

議の経過並びに結果を報告いたします。

まず本案の提出理由を説明いたします。多数の町村においては、町村財政、警察人事、警察活動の諸面から、自治体警察を国家地方警察に移管しようという希望が強く、そのため、昨年警察法の一部を改正し、もし住民の多数が希望するならば、一定の手続を経てこれを實現し得る道を開いたのであります。ところが、かかる町村が市になりますと、住民多数の意思は依然として国家警察の維持を欲していても、警察法に第四十條第一項の規定がある理由により、当然また再び自治体警察を維持しなければならないのであります。これは、警察法の右の規定が、この場合住民多数の意思に逆行するものでありまして、かかるものは民主的法の規範と称することを得ません。そこで、この不都合を除去するために、今回この特例法を設けた次第であります。

次に、本案の内容は二箇條及び附則からなっております。その第一條は、本法の適用範囲及び議決の手続を、第二條は当該市が警察を維持する場合の手続を規定したものであります。すなわち、警察法第四十條第三項の規定により警察維持の責任移転が行われた町村が、当該町村の区域をもつて市を設置した場合、あるいは他の警察を維持しない町村の区域を含めて市を設置した場合においては、警察法第四十條第一項が、市は全部一応は自治体警察を持つべきものと規定してあります。その規定にかかわらず、当該市は、市議会の議決を経て、警察の維持は国家に移管して、みずからは自治体警察を持たないことができることとしたのであります。しかし、右の市議会の議決は、当該市の設置の日から五十日以内にこれを行ふべきこと及びこの場合、当該市長は議決の結果を国家公安委員会を経て内閣総理大臣に報告すべきものとしたのであります。

以上第一條の内容であります。次に本案は、前述の通り住民多数の意思をもつて警察維持の責任移転を決定するということと趣旨と述べるものであります。もし、逆に、前述の手続によつて自治体警察を持たなくなつた市が再び自治体警察を持たないときは、住民投票によつてこれを維持することができることとしたのであります。なお、右の場合の住民投票に關しては警察法第四十條の三の規定を適用することとしたのであります。以上が第一條の内容であります。

なお、右の議決は当該市の設置の日から五十日以内に行ふべきことは前に申し述べた通りであります。この法律施行の際すでに市になつてゐるものについては、この法律施行の日から五十日以内に議決すればよいこととしたのであります。以上は附則第二項の内容であります。

本案は、去る五月一日、河原伊三郎君、大泉寛三君、川本末治、永井要造君、野村専太郎君及び橋本龍伍君から、衆法第三十八号をもつて提出の上、五月七日、本委員会に付託せられたものであります。爾來、本委員会においてはたび／＼委員会を開いて慎重審議をいたしました結果、五月三十日質疑を打ち切り、六月二日討論採決を行い、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

昭和二十七年六月五日 衆議院會議録第五十号 市の警察維持の特例に関する法律案外一件

議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、現行消防組織法は、昭和二十二年十二月公布せられ、翌昭和二十三年三月から実施せられ、その後数度の小改正を経て現在に至つてゐるものであります。今回の政府改正案は、行政機構改革の一環として、消防に関する国家機関の簡素化をねらつてゐるのであります。

すなわち、改正の第一点は、国家消防庁は総理府の外局としての国家公安委員会のもとに置かれてありますから、庁という名称を改めて国家消防本部とすることを適当と認め、さうして改称いたし、従つて長官を本部長と改めようとするものであります。改正の第二点は、内部組織を簡素化するため管理局を廃止するとともに、消防研究所を国家消防本部に付置することとしようとするものであります。改正の第三点は、以上の改正に伴ひまして関係法律中の字句の整備をはかつたこととあります。なおこの改正は本年七月一日から施行するものとしておりまして、この法律が成立しました場合は、国家消防庁の職員である者は、別に辞令を発せられないときは、同一の勤務条件をもつて国家消防本部の職員となるものと規定してあります。

以上が本改正案の内容であります。本法案は、五月七日、本委員会に付託せられ、五月十四日、木村国務大臣より提案理由の説明を聴取し、五月三十一日質疑を行い、同日これを終了したのであります。質疑応答の内容は會議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

以上が本改正案の内容であります。本法案は、五月七日、本委員会に付託せられ、五月十四日、木村国務大臣より提案理由の説明を聴取し、五月三十一日質疑を行い、同日これを終了したのであります。質疑応答の内容は會議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

以上が本改正案の内容であります。本法案は、五月七日、本委員会に付託せられ、五月十四日、木村国務大臣より提案理由の説明を聴取し、五月三十一日質疑を行い、同日これを終了したのであります。質疑応答の内容は會議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

しかして、本委員会におきましては、消防に関する調査のため小委員会を設置いたしておたのであります。その小委員会におきまして、国家消防本部の所掌事務を明確化するのと、市制施行地において消防本部、消防署を設置することを原則化するのと、消防に関する都道府県の所掌事務を明確にし、積極的に指導をなし得る道を開くことなどの観点から政府原案を修正する必要があると認め、その旨小委員長より五月三十一日に報告がなされた次第であります。

本委員会におきましては、これに關し、六月四日質疑応答の後、討論採決を行うことになつたのであります。その際、小委員長報告の趣旨をとりまして、自由党及び改進黨の共同提案による次のごとき修正案が提出せられ、改進黨所属の床次委員長より修正案の内容を説明せられたのであります。

修正案の要点について簡単に御説明申し上げます。第一点は、国家消防本部の所掌事務の整備をはかつたこととあります。国家消防本部の所掌事務は、元來消防組織法に列記してあるもののほか、消防関係法令に根拠を有するものもとり、消防に関する市町村の指導面における單なる事実事務として行つていたものも取り、これらを整備し、明確にするため第四條及び第二十條を修正しようとするものであります。

第二点は、市制施行地には、財政その他の事情の許す限り消防本部、消防署を設置することとしたこととあります。市制施行地において原則として消防本部、消防署を設置するよう第九條に但書を設け、消防力の平均的

第九條に但書を設け、消防力の平均的

向上を期する次第であります。もとより、これによつて市における消防団の存在を否定するものではなく、署と団と両方相まつて消防の使命達成をねらつてゐるものであります。

第三点は、消防に関する都道府県の所掌事務を明確化するとともに、市町村消防の育成のために都道府県知事が積極的に指導をなし得る道を開いたこととあります。都道府県の消防関係所掌事務については、現行消防組織法中ほとんど何も規定がありませんが、都道府県は、国と市町村との中間的行政機関としての性格上、事実事務として消防事務を取扱つて来たことが多かりでなく、市町村消防に勧告、指導及び助言を與へることの必要も認められますので、第十八條の二、第二十條の二を新設して、市町村消防の育成のため都道府県の所掌事務を法文化した次第であります。

第四点は、地震、台風、水災等の非常事態の場合において、都道府県知事が災害予防のために必要な指示をなし得る道を開いたこととあります。地震、台風、水災等の規模が大となつて被害が増加し、一市町村の消防力に よる措置では完壁が期せられないと認められるような非常事態にあつたつては、都道府県知事が、国家消防本部の勧告、指導、助言の趣旨に反しない範圍において、市町村または市町村長、消防長及び水防管理者に対して災害防禦の措置に關し必要な指示を與へることは妥當と認められますので、第二十條の二を新設した次第であります。

第五点は、都道府県設置の訓練機關に関する義務制の問題であります。都道府県の消防職員及び消防団員の訓練

都道府県の消防職員及び消防団員の訓練

機關については、現在任意設置制となつてゐるのであります。教養訓練の重要なことは申すまでもないところであり、都道府県単位または数府県共同形式の義務設置制に改めることとあります。

次いで、原案並びに修正案について討論を行いましたところ、日本社会党を代表して門司委員より、原案には賛成、修正案には希望意見を付して賛成する旨の発言があり、日本社会党第二十三控室を代表して入板委員より、原案には賛成、修正案には反対の討論があり、日本共産党を代表して立花委員より原案並びに修正案に反対の意見を表明せられたのであります。

続いて採決いたしました結果、多数をもつて修正案並びに修正部分を除く原案が可決せられ、よつて本法案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、消防組織法の一部を改正する法律案に関する地方行政委員会における審議の経過並びに結果についての御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(岩本信行君) 討論の通告があります。順次これを許します。鈴木幹雄君。

本の解決を回避せんとするところにあります。(拍手) さらに、その結果は既存の自治体警察を有します市との不均衡を生じまして、それをそのまま放任する結果に陥るがゆゑであります。

警察法の施行によりまして、国家地方警察と自治体警察が分離せられましてからすでに四年の歳月を経たのであります。新しい制度の運営も、その利害得失も、正當に批判を加へべき十分なる時期と経験を持つたのであります。これを自治体警察の面から取上げてみますならば、当該自治体の財政負担の問題、警察機能と能率の問題、警察の民主化と警察の威信の問題、人事の刷新等々は特に論じなければならぬと信ずるものであります。

本法は、警察維持の責任転移が行はれた町村が新たに市制を施行した場合において、市議会の議決を経て警察の維持を国家にまかせ、みづからは自治体警察を持たないことができるものとすの特例をつくらんとするものであります。警察法によりまして、市はみづからの警察を持つことが権利であり、かつ義務なりと規定をしております。また地方自治法の精神もここにあり、これは明白であります。この原則を破るには、市がみづからの警察を持つことを一定の條件のもとにおいては放棄するが妥當であるか、あるいはその義務を履行しないことが自治体の発展に貢献するかの何らかの理由がなければならぬのであります。しかして、このことは、既存の市制施行の都市共通の問題であり、當然に警察法の改正として論議すべきものであります。特例法というが、ごとき臨時的な措置をとるべ

これは明白であります。この原則を破るには、市がみづからの警察を持つことを一定の條件のもとにおいては放棄するが妥當であるか、あるいはその義務を履行しないことが自治体の発展に貢献するかの何らかの理由がなければならぬのであります。しかして、このことは、既存の市制施行の都市共通の問題であり、當然に警察法の改正として論議すべきものであります。特例法というが、ごとき臨時的な措置をとるべ

これは明白であります。この原則を破るには、市がみづからの警察を持つことを一定の條件のもとにおいては放棄するが妥當であるか、あるいはその義務を履行しないことが自治体の発展に貢献するかの何らかの理由がなければならぬのであります。しかして、このことは、既存の市制施行の都市共通の問題であり、當然に警察法の改正として論議すべきものであります。特例法というが、ごとき臨時的な措置をとるべ

きものでは断じてないのであります。

(拍手)

かかる見地より、市の自治体警察保持の問題に於けることなく、従つて市一般の問題としてその是非を決することなくして、新たに市制を施行せんとする自治体についての警察維持の特例を認めんとする本法は、警察法並びに地方自治法の根本精神を蹂躪するものなりと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)しかのみならず、かりに本法の実施を見たりとしますならば、新たに市制を施行した市は、今後何年間にわたりまして、欲するならば自治体警察を持たないで行くことが可能であり、このことは既存の市との不均衡をおおぐくもないのであります。

さらに提案者の言がごとく、住民の意思を尊重し、かつ財政的な負担を理由とするならば、すでに自治体警察を有しております市におきましても同様の要求と理由を持つことは当然予想せられるのであります。これは根本問題として解決されておらないという矛盾を暴露するものであります。

以上の見地より、わが党は本法案に反対の意思を表明する次第であります。(拍手)

○議長(林護治君) 河原伊三郎君。

(河原伊三郎君登壇)

○河原伊三郎君 私は、ただいま議題となつております市の警察維持の特例に關する法律案に對しまして、自由党を代表して、委員長報告の通り原案に賛成の意を表明せんとするものであります。

財政力の弱い町村が合同して市をつくりする目的は、おおむね事務上の冗費を省いて財政上の余裕をつくり、

教育、文化、厚生、土木、産業などの事業面にこれを用いてその発展振興をはかり、住民の福祉を増進せんとするにあることは、想像にかたくないところでありまして、ところが、やがては財政上余裕ができるにしましても、新しい市が誕生をあげました当初においては、さしあたり庁舎の改築、増築、移転とか、道路の新設とか、あるいは事務的臨時支出など、新発足に伴う莫大な臨時費を要するものであります。

このときにあたつて、さらに巨額の経費を伴う自治体警察を義務的に持たねばならぬということは、新生自治体最大の重荷で、非常な苦痛であることは多言を要しません。この重い荷物を、彼らが希望するならば、その希望に従つて、預け主である自治体が返還を請求するまでの間、国において預かるうという本法案は、最も適切かつ親切なるものであります。吾人が双手をあげて賛成するゆえんであります。

(拍手)さらに、今日は、民主政治確立のため基盤的自治団体たる市町村の強化が要望せられ、その規模を拡大することが急務であると叫ばれている折から、本案はその点に對して多量なる好影響をもたらすことを確信するものであります。

委員会に現れた、本案に対するおもなる反対論としては、本議場においても述べられましたように、本案を特別法案としたことはよろしくない、その性質上警察法の一部改正によるべきとする取扱ひ上の法制技術論、並びに本案成立のあかつきには、既成の市とのふつり合ひを生じ、警察法上の声が全国の小都市から沸騰するおそれがあるという、この二点を強調せられたの

であります。前者に對するわれわれの意見としましては、現行警察法が、市には自治体警察を持つべきことを規定しておるのをくつがえすものでなく、特殊事情下の特殊措置ということを明瞭にするためには、本法を改正せずして特別法となすを妥當と考えるものであります。次に後者の場合は、すでに整備を遂げておる既成の都市においてすら、小都市においては太りに動搖を來し、自警を國警に返上の世論が沸騰するであらうということは、本法案がいかに地方の実情に適合し、地方民の要望に合致しておるかを明瞭に裏書きするものにはかならず議論であると思ふべきものでないかと信するものであります。

およそ現行の法律なるものは、占領下という特殊事情のもとに生れたところの舶來品もしくは混血兒でありまして、獨立を回復した新日本においては、當然自主的見地に立つて、全面的に慎重に、かつ嚴重に再検討を加えて、改むべき点は大いに改むべきは論をまたないところであります。ことに警察法は、制定の當時と今日は内外の情勢がまつたく一変し、特に昨今の治安状況は一大變遷を呈して、計画的、組織的の治安攪亂、秩序破壊が白晝公然と各地に行われるありさまで、早急に大改正をなす必要を痛感するものであります。かかる際、新発足早々、力弱く、氣の進まず新しい市に、重い荷物、しかも大切な治安確保、秩序維持の大責任を押しつけるがごときは太りに考慮を要するところでありまして、これによつて既成の都市の間から新しい輿論が沸騰するならば、よろ

しく謙虛な態度で善処すべきだと考えるものであります。

要するに、本案は実情に適し、いわゆるかゆいところへ手の届く、最も適切かつ親切なる良法案と認めまして、大いに賛成する次第であります。(拍手)

○議長(林護治君) 門司亮君。

(門司亮君登壇)

○門司亮君 私は、ただいま上程されております市の警察維持の特例に關する法律案に對しまして、日本社会党を代表いたしまして反対の意思表示をするものであります。

この法案は、先ほど提案理由の説明の中にもありましたように、町村警察を維持するということを廃止いたしましたその自治体が、市になりましたという法律案であります。警察法は、皆さんも御存じのように、日本の従来の官僚政治の中で最も悪かつた、警察権力国家であるといわれておつたその警察制度を改めようとするため、に、国家地方警察並びに地方自治警察の二つにその制度を一応区分いたしまして、警察の民主化をはかつて参つたのであります。なかつく自治警察は、民主主義の建前において、みづから責任においてその住民がその治安を維持するといふ、真に民主的警察樹立のために行われた制度であるといふことは、警察法制定當時のその前文が明らかにこれを示しておるのであります。従ひましては、警察自治体の制度といたしましては、やはり自治警察を主軸とする警察制度が打立てられなければならぬ。ただ、今日国家地方警察を持つておるものは、地方の公共団体

の経済的關係においてこれを維持しないことができないという規定を設けておるだけあります。

この法案の内容を見てみますと、先ほど賛成者の意見にありましたように、警察費が非常にかさんで、そうして町村の警察であつたときと廃止したものが、市になつたときと比べて、ただちにその費用のたかさかか警察を持てことは財政的に非常に困難であるから、地方自治体のためにはきつめて親切な法案であるかのごとき言葉を弄されたのであります。もし、しかりとするならば、これは先ほど申し上げておりますように、警察法の基本に触れます。いわゆる日本の自治体警察を縮小せんとする案であります。以上は、當然これは警察法の改正として、その基本に於ける問題として取扱わなければならぬのであります。

(拍手)さらに、今日の自治法の規定から参りまして、人口三万を持つものを市と規定し、さらに警察法四十條には、市になりました場合は必然的に自治警察を持たなければならぬ規定を設けております。ということは、明らかに市町村の区別をはつきりするために市の資格條件を自治法に與え、この資格條件に沿つて、警察法によつて自治警察を維持しなければならぬということを規定いたしておるのであります。しかるに、この自治法で規定いたしておりますその市の資格條件を、この特例によつて曲げようとす

る、きわめて愚劣なる案であると私は

どもはいわざるを得ないのであります。(拍手)

さらに私はこの法案を見て参りますときに、今提案されております、いわゆる警察法の改悪と相関連いたしまして、国家地方警察にこれが容認されて参りますならば、今提案されております警察法の改悪によつて、内閣総理大臣が国家地方警察の本部長官を任命することができるといふ、いわゆる内閣の一端の現われであると思つて、決して私は過言でないと思つたのであります。(拍手)もしそうでないとするならば、先ほど提案者が言つたように、あるいは賛成者が申し上げましたように、なぜ根本的に警察法の改革という意思によつてこれが出て来なかつたかということであり得ます。特例を設けて、今日の町村警察を廃止したものにのみこれを適用するということとは、明らかに自由党の選挙政策の現われであると申し上げても決して過言ではないと思つたのであります。(拍手)

その理由をいたしましては、現実的にこれを見て参りますならば、もし今日町村警察を維持することをやめた地方の自治体が市になつて参りますときに自治体警察を持たなくてもいいといふことになつて参りますと、現実にかつて出るものが出て来るかということであり得ます。今日、町村警察を廃止いたしましたものの中でも、たとえば神奈川県における相模原市のごときは人口七万を擁しておりますのであります。人口七万を擁しておりますこの町が、かりに市になつて参りますならば、この法を適用いたしますならば、自治警

察を持たなくてもいい。現在、茨城県の古河市のごときは、人口わずか二万九千人であります。これでも自治警察を現行法において持つております以上は、この自治警察を廃止する法律はどのにもないものであります。従つて、この法が適用されて参りますならば、現実に自治警察を持つて財政的に非常に苦しんでおります市には何らの恩恵なくして、自治警察を十分持ち得る力のある今日の町村が市になりました場合においてもそれに恩恵を與えようとするとは、行政的にも、あるいは財政的にも、きわめて不均衡なものと言ひ得ると思つたのであります。この行政的にも財政的にもきわめて不均衡なものが現実に地方の自治体に現われて来るということを知りつ

つ、特例としてこれを定め参ります以上は、明らかに自由党の選挙政策といつても返す言葉はないと思つたのであります。(拍手)もしこれが、真に提案者の言ひがことき、警察法を改悪しなければならぬという原則の上に立つてやるものとするならば、明らかにその基本に触れております以上は、警察法の改正ということである。地方の公共団体が均等された恩恵に浴するといふ法案でなければ、私は法律としての価値なしと申し上げても決して過言ではないと思つたのであります。

以上の理由をもちまして、きわめて簡単ではございませんが、本法案に対しては強く反対の意思を表示する次第であります。(拍手)

○議長(林義治君) 立花敏男君。

「立花敏男君登壇」

○立花敏男君 私は、日本共産党を代表いたしましたして、ただいま上程されて

おります市警察並びに消防に関する法律案並びにその修正案に対して反対の意見を陳述せんとするものであります。まず最初に申し上げておきたいと存じますことは、この二つの法案は密接不可分の法案でありまして、改進黨あるいは社会党のなされたこととく、一つの法案に反対し、他の法案に賛成するといふことができ、まづたぐらばらぬものではないのであります。何となれば、政府はこの二つの法案を通じて、全国十数万に達するところの警察勢力を集中的に掌握し、さらに全国二百万に達するところの消防団を含め、消防組織を集中的に掌握し、この二つの勢力をもちまして、盛り上つて参りました人民の弾圧と、並びに迫り来り参りますところの自由党あるいは他の反動政党的の最も恐るべき総選挙対策に用いんとしているからであります。この法案は、一口に申しますと、自治体警察を国家警察の手に取上げるところの突破口を築くための法案であります。

しかば、なぜ自由党は自治体警察を国家警察に取上げんとしているのか。これは、現在自由党が地方自治体において何とやろうとしておるかというところを見れば、一目瞭然であります。たゞいま吉田政府がやつておりますことは、地方自治体を脅威いたしました住民登録を強行し、警察予備隊十二万への増強のための強制募集を断行せんとしていることとあります。しかも、この新しい徴兵制度——アメリカ型選抜徴兵制に對しては国民の大きな反対が燃え上り、応募人員はわずか二倍の割合であります。これで

は予定の人員も充足できない惨状であります。採用規定の引下げを行わなければならぬに陥つておるのであります。しかも一方、アメリカ帝國主義の日本再軍備への要求は熾烈でありまして、マッカーサー大使を通じて、師兵十八万への至急増加が要求されておるといふ情報も伝わつておるのであります。かかる状態のもとにおきまして、吉田政府のとりどころの方法は、たゞ一つ徴兵反対運動を警察力をもつて弾圧する以外には全然手がなないのであります。(拍手)

さらに吉田政府が地方でやつておりますことは、国税約七百億の大増税の上に、地方税約四百億の大増税を強行し、住民税、事業税等を大幅に増徴せんとしていることとあります。今までも食えなかつた國民が、この千二百億に達するところの大増税に對して全国的に反税闘争に立ち上り、あるいは税金不納の抵抗運動を始められておるのであります。しかもこの國民の膏血をしぼつた税金が中央、地方の軍事予算に無限に注ぎ込まれておることを目の前にいたしまして、國民大衆の憤りは今や頂点に達しつつあるものであります。(拍手)これを弾圧することなくしては、吉田政府がアメリカ帝國主義に再軍備要求に對して忠実たり得ないことは明白であります。

さらに吉田政府の地方でやつておりますことは、全国至るところでの軍事基地、軍事施設、演習用のための土地であるいは海面の取上げであります。このため、農民、漁民はその生業を奪われ、生活を破壊され、完全に死の脅威にさらされつつあるものであります。これらの人々の闘争と抵抗は、今や地方

によりましては、まづたぐ一揆的な様相を帯びつつあるものであります。これに對して吉田政府のなし得ることは、ただ一つ、ピストルとこん棒の脅迫のみであります。

さらに、吉田政府の向米一辺倒の軍需産業偏重の産業政策は、完全な地方産業あるいは民族産業を崩壊せしめまして、彼ら中小企業資本家自身が反政府闘争に大きく立ち上りつつあるものであります。また、これらの産業破壊より生ずるところの膨大な失業群及び植民地的な農業政策に死するところの膨大な潜在失業群、これらは、まさに吉田政府にとりましては、恐るべき不逞のやからであり、警察力をもつて監視し、脅迫し、弾圧しなければ、内外の支配階級どもは枕を高くして寝ることができないのであります。

以上のように、吉田政府が現在地方でやつておりますことは、すべて國民の利益を無視いたしまして、アメリカ帝國主義の利益と要求を実現するため軍事植民地的の荒廃政策を強行しつつあることは明白であるのであります。従つて、それは必然的に地方において全國的な大きな反対と抵抗に直面せざるを得ないのであります。現に、あすから開始されようとしておりますところの、数百万労働者を先頭とするところの第三波ゼネストは、かかる全國的な反吉田政府の一つの現われにすぎないのであります。ここに、吉田政府が自治体警察を国警に編入いたしましたして、政府自身の手によつて全警察組織を掌握せんとする根拠が傾たわつておるのであります。だからこそ、政府はこの法案を提出いたしましたして、市が自治体警察を持たなくともよ

いという特例をつくり、全警察組織掌握の突破口を切開かんとしているのではありません。

しかも、あわせて重大なことは、自治警察を奪うことによつて、政府は日本民主政治の基礎であるところの地方自治そのものを完全に破壊せんとしておることでもあります。何となれば、警察権を他に奪われたとき自治というもの、もはや自治の名には値しないことは明白であります。かくて、吉田政府の売国的政策は、遂に地方自治をさへ許し得ない状態に立至つてゐるのであります。植民地官僚のファッショ政治に移行しつつあることが強く注目されねばならないと思つてあります。日本のすべての愛国者、すべての平和主義者は、断じてかかる暴挙を許し得ないのであります。

次は消防組織法の一部改正法案についてであります。以上述べましたこと、吉田政府の軍事植民地政策は明かに全国民の反響を呼び起し、全国津々浦々に至るまで大きな反対と抵抗の波が盛り上りつつあるのであります。全国的規模の大闘争に対しては、単に警察機構の整備、掌握のみでは役に立たないことを、吉田政府自身が十分察知しておるのであります。かくて考へ出されたのが、全国二百方に達する消防組織の掌握であります。ゆえに、政府與党の修正案が最も端的に示しておりますものは次のごとくであります。すなわち、国家消防本部長よりの地方自治体の消防に対する勧告権、指導権あるいは助言権を明確に規定しておることあります。これは明白に全国消防組織の中央集権化にはかならないことは、贅言を要しないと思つてあります。

ります。さらに、このことは、府県知事に対しまして重大なる権限を與え、府県内の市町村消防に対する知事の勧告権、指導権及び助言権を規定し、さらに知事は市町村消防に対して必要な指示を與へることを規定してあるのであります。

以上のごとく、地方自治の建前からいたしましてまったく独自の立場であつた市町村消防が、知事、国家消防本部長の段階を経まして、完全に中央集権の姿となるのであります。これは自治警察の国家編入、国警長官の総理大臣任命制による全警察組織の総理大臣掌握のファッショ的方向とまつた軌を一にするものといわざるを得ないのであります。(拍手)

今や全国二百方の消防団員は、吉田政府とその一味の忠実なる番犬として、全国至るところの自治体に大きく立ち上りつつあるところの大衆闘争に対抗し、弾圧する役割を果させられようとしてゐるのであります。この意味において、今や消防組織法の改正は、火を消すための消防の組織の確立ではなくしてまさに大衆弾圧の法案となつてゐるのであります。(拍手)しかし、遺憾ながら吉田内閣のこの目的は失敗に終るであらう。何となれば、消防団員は、今や立ち上りつつあります。この国民大衆とは決して別個のものではないからであります。われわれは断じて消防団員諸君を売国自由党の手には渡さないであります。売国政府がアメリカ帝国主義に忠実であり、日本国民を奴隷化し、日本の軍事基地化の政策を強行しようとするばかりで、国民大衆の闘争はますます広汎に、ますます大量的に、全国民的な闘争に燃え上ることは、今や必至であります。

ります。この愛国的国民闘争の高まりの中で、売国吉田政府の反動機構、弾圧機構はその内部において明らかに崩壊し、残されるものは、ただ一握りの売国吉田政府とその一味にほかならないのであります。これはまさに歴史の冷酷なる必然であり、全国民の希望であります。

日本共産党は、この歴史の必然と国民の要求に従つて、吉田売国内閣打倒の闘争の先頭に立つとともに、かかる反動的、売国的弾圧法案には断固反対するものであります。(拍手)

○議長(林義治君) これにて討論は終局いたしました。

まず、日程第七につき採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林義治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に日程第十につき採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林義治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

第八 輸出取引法案(内閣提出)
○議長(林義治君) 日程第八、輸出取引法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事小川平二君。

輸出取引法案
輸出取引法

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 輸出取引の公正(第三條・第四條)

第三章 輸出業者の協定(第五條・第七條)

第四章 輸出組合(第八條・第十條・第十一條)

第五章 雑則(第二十條・第三十條・第三十二條)

第六章 罰則(第三十三條・第三十七條)

附則 第一章 総則

第一條 この法律は、不正な輸出取引を防止し、及び輸出取引の秩序を確立し、もつて輸出貿易の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「不正な輸出取引」とは、左に掲げるものをいう。

一 仕向国の法令により保護される工業所有権又は著作権を侵害すべき貨物の輸出取引

二 虚偽の原産地の表示をした貨物の輸出取引

三 輸出契約において定める要件を著しく欠く貨物の輸出

四 前各号に掲げるものの外、国際取引における公正な慣習に基く輸出取引であつて、政令で定めるもの

第二章 輸出取引の公正

(不正な輸出取引の禁止)

第三條 輸出業者は、不正な輸出取引をしてはならない。

(制裁)

第四條 通商産業大臣は、前條の規定に違反した輸出業者に対し、戒告することができる。

2 通商産業大臣は、輸出業者が前項の規定による戒告を受けた後一年以内に前條の規定に違反したときは、その輸出業者が当該違反行為が故意又は過失によるものでないことを証明した場合を除き、その輸出業者に対し、一年以内の期間を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出を停止すべきことを命ずることができる。

第三章 輸出業者の協定

(協定)

第五條 輸出業者は、左の各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該仕向地に輸出する当該貨物と同種又は類似の貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件又は数量について協定を締結することができる。

一 輸出貨物の価格が仕向地におけるその貨物と同種又は類似の貨物の価格に比して著しく低い

二 輸出貨物の価格が著しく変動し、仕向地の輸入業者が著しい損失を受け、又は受けるおそれがあるため、その貨物の輸出取引の成立が困難となること

三 輸出貨物に係る仕向地の輸入取引における競争が実質的に制

昭和二十七年六月五日 衆議院會議録第五十号 輸出取引法案

限されているため、その貨物の輸出業者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

2 輸出業者は、前項の認可を受け、締結した協定を変更し、又はそのときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請があつた場合において、申請に係る協定又はその変更が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 その内容が第一項各号の一に掲げる事由を除去するため必要な最少限度のものであること。

二 その内容が不当に差別的でないこと。

三 輸出取引の秩序の確立を著しく害するものでないこと。

(認可の取消等)

第六條 通商産業大臣は、前條第一項の認可をした協定（同條第二項の変更の認可をしたときは、その変更後のもの）が前條第三項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その協定を締結している者に対し、その変更を命じ、又は認可を取り消さなければならない。

(協定の廃止の届出)

第七條 輸出業者は、第五條第一項の協定を廃止しようとするときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四章 輸出組合
(法人格)
第八條 輸出組合は、法人とする。

(原則)
第九條 輸出組合は、左の要件を備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。
二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
三 組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

(名称)
第十條 輸出組合は、その名称中に「輸出組合」という文字を用いなければならない。

2 輸出組合でない者は、その名称中に「輸出組合」という文字を用いてはならない。

(事業)
第十一條 輸出組合は、左に掲げる事業を行うことができる。

一 輸出業者の不正な輸出取引の防止
二 輸出業者の共通の利益を増進するための施設

2 輸出組合は、前項に定めるものの外、第五條第一項各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該仕向地に輸出する当該貨物と同種又は類似の貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件又は数量について、定款で定めるところにより、組合員の遵守すべき事項を定めることができる。

3 第五條第二項及び第三項、第六條並びに第七條の規定は、前項の組合員の遵守すべき事項に準用する。

(組合員の資格)
第十二條 輸出組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて、定款で定めるものとする。

一 輸出業者
二 輸出組合
(発起人)
第十三條 輸出業者をもつて組織する輸出組合を設立するには、その組合員とならうとする三十人以上の輸出業者が、その他の輸出組合を設立するには、その組合員とならうとする二以上の輸出組合又は十人以上の輸出業者及び一以上の輸出組合が発起人となることを要する。

(設立の認可)
第十四條 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び事業計画書を提出して、通商産業大臣に、設立の認可を申請しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする輸出組合が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 第九條各号の要件を備えていること。
二 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 その設立が輸出取引の秩序の確立に寄與するものであること。

(定款)
第十五條 輸出組合の定款には、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一 事業
二 名称
三 事務所所在地
四 組合員たる資格に関する規定
五 組合員の加入及び脱退に関する規定
六 組合員の権利義務に関する規定

七 事業の執行に関する規定
八 役員に関する規定
九 会議に関する規定
十 会計に関する規定
十一 公告の方法

2 輸出組合の定款には、前項の事項の外、輸出組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を記載しなければならない。

(定款の変更)
第十六條 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第十四條第二項の規定は、前項の認可に準用する。

(合併)
第十七條 輸出組合の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第十四條第二項の規定は、前項の認可に準用する。

(解散)
第十八條 通商産業大臣は、輸出組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その輸出組合の解散を命ずることができる。

一 第十四條第二項各号に適合するものでなくなつたとき。

二 定款に定める事業以外の事業を行つたとき。

2 通商産業大臣が輸出組合の解散を命じた場合における次條において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第八十八條の規定による解散の登記は、通商産業大臣の嘱託によつてする。

(準用)
第十九條 中小企業等協同組合法第三條第二項（住所）、第八條（登記）、第十一條から第十四條まで、第十九條（組合員）、第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで（設立）、第三十五條から第三十六條の三まで、第三十八條から第四十二條まで（役員）、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十五條まで（総会及び総代会）、第六十二條から第六十六條まで、第六十八條、第六十九條（解散及び清算）、第八十三條（第二項第三号及び第五号を除く）、第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八十八條から第九十五條まで、第九十七條第一項及び第二項、第九十八條から第九十三條まで（登記）並びに第九十五條第二号から第六号の二まで、第八号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで（罰則）の規定は、輸出組合に準用する。この場合において、第二十八條中「前條第一項の認証」とあるのは「輸出取引法第十四條第一項の認可」と、第三十一條、第四十八條及び第六十二條第二項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」とする。

一 第十四條第二項各号に適合するものでなくなつたとき。

昭和二十七年六月五日 衆議院會議録第五十号 輸出取引法案

と、第五十一條第二項第二号中「規約」とあるのは「輸出取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項」と、第五十三條第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定、変更又は廃止」と、第六十二條第一項中「五 事業の全部の譲渡」とあるのは「五 輸出取引法第十八條の規定による解散の命令」と、第六十三條第一項中「合併し、又はその事業の全部を譲渡する」とあるのは「合併する」と、同條第二項中「合併又は事業の全部の譲渡」とあるのは「合併」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の拂込」とあるのは「輸出取引法第十四條第一項の認可」と、第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿」とあるのは「輸出取引法登記簿」と、第九十三條第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の拂込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と、第九十七條第一項中「第三項」とあるのは「輸出取引法第十八條第二項」と読み替へるものとする。

第五章 雜則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用除外)
第二十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九

十一号)の規定は、第五條第一項若しくは第二項(第十一條第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ)又は第十一條第二項の認可を受けて正當な行為には、適用しない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 不正な競争方法を用いるとき。
- 二 国内取引の一定分野における競争を實質的に制限することとなるとき。
- 三 次條第四項の規定による請求があつた後一月を経過したとき。

(同項の請求に応じ、通商産業大臣が第六條(第十一條第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ)の規定による処分をした場合を除く。)

(公正取引委員会等との関係)
第二十一條 通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第二項又は第十一條第二項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

- 2 通商産業大臣は、第六條の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。
- 3 公正取引委員会は、第二十條但書第一号又は第二号に該当すると認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送しようとするときは、通商産業大臣の意見をきかなければならない。
- 4 公正取引委員会は、第五條第一項の認可を受けて締結した協定

(同條第二項の認可を受けて変更したときは、その変更後のもの)又は第十一條第二項の認可を受けて定めた組合員の遵守すべき事項(同條第三項において準用する第五條第二項の認可を受けて変更したときは、その変更後のもの)が第五條第三項第一号又は第二号(これらの各規定を第十一條第三項において準用する場合を含む)に適合しなくなつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、第六條の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

第二十二條 通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第二項、第十一條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項若しくは第十七條第一項の認可をし、又は第六條若しくは第十八條第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る貨物(第十四條第一項、第十六條第一項又は第十七條第一項の認可の場合にあつては、認可に係る輸出組合の所屬員たる輸出業者の取扱に係る貨物)についての主務大臣の同意を得なければならない。

(輸出取引審議会)
第二十三條 通商産業省に、輸出取引審議会(以下「審議会」という)を置く。

第二十四條 通商産業大臣は、第二條第四号の政令の制定又は改定の際、立案をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

2 審議会は、前項に掲げるものの外、この法律の運用に関する重要な事項について、通商産業大臣の

諮問に応じて答申し、又は通商産業大臣に建議する。

第二十五條 審議会は、会長一人及び委員五十人以内で組織する。

2 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び輸出貿易に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第二十六條 学識経験のある者のうちから任命された会長及び委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

第二十七條 会長及び委員は、非常勤とする。

第二十八條 会長は、審議会の会務を總理する。

第二十九條 第二十三條から前條までに定めるものの外、職事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(聴聞)
第三十條 通商産業大臣は、第四條第二項、第六條又は第十八條第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相當な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
- 3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害關係人に對し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(不服の申立)
第三十一條 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に不服の申立をすることが出来る。

2 通商産業大臣は、前項の不服の申立があつたときは、前條の例により公開の聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その旨を不服の申立をした者に送付しなければならない。

(報告)
第三十二條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、輸出業者又は輸出組合から報告を徴することができる。

第六章 罰則
第三十三條 第四條第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十四條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五條第一項の規定による認可を受けずに同項に規定する協定を締結した者
- 二 第五條第二項の規定に違反した者
- 三 第六條の規定による命令に違反した者

第三十五條 左の場合には、輸出組合の理事は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一條第二項の規定による認可を受けずに、同項に規定する組合員の遵守すべき事項を定めたとき。

二 第十一條第三項において準用する第五條第二項の規定に違反したとき。

三 第十一條第三項において準用する第六條の規定による命令に違反したとき。

四 第十八條第一項の規定による命令に違反したとき。

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七條(第十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條第二項の規定に違反した者

三 第三十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の

第二十四條第一項の表中

輸出入	輸出入
輸出入振興並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。	輸出入振興並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。
輸出入取引に関する重要事項を調査審議すること。	輸出入取引に関する重要事項を調査審議すること。

従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して二月を超えない期間内において政令で定める。

2 輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

3 外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十條を次のように改める。

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 輸出入業者の協定及び輸出入組合の組合員の遵守すべき事項を認可すること。

輸出入取引法案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔小川平二君登壇〕

○小川平二君 ただいま議題となりました輸出入取引法案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

今日國際經濟社會に復歸いたしましたわが國が、広く世界各國と正常な通商關係を回復して、より一層貿易を拡大して参りますためには、公正な國際慣行を遵守することが最も肝要であることは申すまでもないところであります。しかしながら、わが國の經濟の特殊性が申しまして、輸出入取引がとかく過度の競争に陥り、仕向國の工業所有權等を侵害したり、あるいは仕向國の關係産業または輸入業者に不安並びに損失を與えた事例も見られますので、この國際慣行の信用を高めるため、に、不正な輸出入取引を防止するとともに、輸出入取引の秩序を確立するため、輸出入業者の協定または輸出入組合の設立を認める制度が重要なことと認められるのであります。

以上が本法案の提案の理由であります。その主要点は、大要次の通りであります。

第一に、仕向國における工業所有權の侵害等の不正な輸出入取引を防止いたしますとともに、その違反者に対しては必要な制裁を課することになつております。

第二には、輸出入価格が低いため、仕向國産業の利益を著しく害するいは、輸出入価格が変動し、輸出入取引の成立が困難となる場合等に限つて、輸出品の

価格、品質、数量等について輸出入業者の協定を認めることになつておるのであります。

第三として、民主的な輸出入組合の設立を認めまして、不正な輸出入取引の防止及び輸出入業者の共通の利益増進のための業務を行はしめるほか、輸出入業者の協定の場合と同様の趣旨で、組合員の遵守すべき基準を決定し得ることとしたのであります。

第四には、輸出入業者の協定及び輸出入組合の決定につきましては、独占禁止法及び事業者団体法の適用を除外することになつております。

第五として、通商産業省に諮問機關として輸出入取引審議會を設置して、民間業界の意見を輸入し、本法の運用の円滑を期することになつております。

以上が本法案の要旨であります。本法案は、五月十九日当委員会に付託となり、二十一日政府委員より提案理由の説明を聴取いたし、翌二十三日質疑に入り、二十七日、二十八日、二十九、三十日、六月二日並びに三日と連続して政府委員との間に質疑応答がかわされたのであります。その内容につきましてもは會議録を御参照願ふことといたします。

六月三日、質疑終了後、討論に付しましたところ、自由党を代表して私より賛意を表し、改進黨山手満男君、日本社会党今澄勇君よりも、それなく党を代表し、将来の希望條件を付して賛成の意見が述べられたのであります。さらに共産党を代表して横田基太郎君からは反対の意見を述べられたのであります。引續いて採決に入りましたところ、多数をもつて可決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義朗君) 討論の通告があります。これを許します。横田基太郎君。

〔横田基太郎君登壇〕

○横田基太郎君 輸出入取引法案を提出している自由党は、現下ますます深刻化して來た日本の輸出入の不振を打開する熱意もなく、能力も喪失しているではないか。自由党は、何國の、だれの利益のために輸出を云々しているのであらう。貿易は日本の利益のために考えなくてはならないのに、アメリカへの気がねが先で、日本の利害得失をあとにしている。自由党吉田政権がアメリカに心中立てするほど、アメリカは日本のために考へてはいない。過去の実績より検討しよう。

戦前、日本の輸出入は、隣邦中國と強く結びついてゐた。満洲、支那、台灣を除く輸出は、日本の總輸出額の二〇％を占めていたといわれている。それが戦後は、輸出、昭和二十五年五・八％、二十六年〇・七％、戦前、輸入は、十年間平均二・二％であつたものが、戦後は二十五年四・四％、二十六年一・一％と、戦前は二・二％、戦後は二・一％と、アメリカの干渉で、二〇％も占めていた貿易が、最近ほとんど皆無になつてしまつた。

中共貿易が一九五一年不振であつたのは、引合いがなかつたためではない。中國の要求する物資をアメリカが輸出せなかつたからだ。それゆゑ、せめて元の二〇％の輸出へと日本の各業界者が中ソ貿易のために努力して、なぜ悪いのだ。市場は一度失えば、その回復は容易ではない。領土は狭小、資

源は貧弱な日本が、有利な海外市場の喪失を避けるアメリカの政策と、その政策代行者に反抗するのはあたりまゝだ。

日本独立の裏づけをなし、日本経済自立を背負う日本の産業は、その正常なる発展のために、隣邦中国、ソ連との貿易を望んでいる。それゆゑにこの貿易の望みを、歓迎するべく旅券法の禁をけしめて、歓迎するべくモスクワへ、北京へと旅立つたのだ。アメリカ化した吉田政府と、通産、外務の官僚が、米人の願望のままに、いかにして日本の貿易を細らせ、弱らせ、麻痺させようかと懸命になつて苦しんでいるとき、自由党とアメリカ人の好まぬ日本の民間、政界の有志は、小気味よくも、購買力旺盛な中ソにあつて、貿易輸出入のおの／＼三千萬ポンド、總額邦貨にして六百億円の取引に調印してはいないか。中国は買手のだ。日本へ売るのだ。しかも、中国市場は、戦前は根本的にその性格をかえてしまつた。

気の毒にも、欲にほろけたアメリカと自由党には、かわつてしまつた中ソの人民の力による富と開発の社会主義建設の大事業が理解できないのだ。一九二九年以降、各国が競つて関税引上げ等で貿易を阻害し、世界が不況に見舞われていたとき、新興の力の／＼しいソ連の社会主義建設は、莫大なる物資の海外発注となつて、欧州諸国の不況を救つたとまでいわれている。中国では、国内改革なつて、その国威はものすく／＼、世界を荒す戦争鬼アメリカを朝鮮でてんでこ舞いさせつゝ、

国内で、歴代政権のなし得なかつた大偉業、淮河治水に成功する大建設計画を並行し、中国の人心と自然を驚異させつゝある。

今日の中国を論じてはおそい。あすの中国を知る努力を怠るな。中国への貿易を今日一日遅らせることは、われわれ日本の輸出に百年の悔いを残すことである。トシ百三十億のアメリカの悪質大豆を買わせられて、日本の主婦と業者がなぜ苦しめばならないのだ。良質の大豆を、中国よりトシ百ドル前後で買おうじやないか。樺太に、トシ八十八五五セントの良質石炭がある。石炭を、鉄鋼を、マンガン、銅、塩、落花生等を輸入しよう。日本から自動車、自動機、ブリキ板、電気器具から農業機械、何でも輸出すればいいのだ。中国を荒したのは日本人ではないか。日本人は中国復興の義務がある。アメリカがぐずぐず言つたところ、そのときこそ、自由党よ、言つておらずに言つた。君たちが選挙区で言つてゐる、から念仏を忘れず、アメリカ人に言つた。四月二十八日を忘れたのか、と言つてやれ。自由党にすれば、この日は日本の独立の日ではないか。

ものは世界の笑ひものだ。だれが守つてゐるのか。さればこそ、パリ・リストがあり、ボジテヴィ・リストがあり、やきもちやきのアメリカ軍人が充満して、妨害の限りを盡している。

日本よりの物資が、香港に、昭和二十六年二月二十一億五千八百萬圓輸出され、二十億九千五百二十萬圓が輸入されてゐる。そのうちの九十八億一千万圓の繊維品、三十四億六千六百八十萬圓の金属製品が中共地区に再輸出されてゐるであらうといわれている。にもかかわらず、アメリカから押しつけられた輸出貿易管理令を日本は忠実に守ると言つてゐる。せめてバトル法までの制限緩和が輿論になつてゐるのに、日本の現外務大臣岡崎氏は、世界に率先し、輸出貿易管理令まで、世界の中心貿易を逆転させる範を示そうとしておりますと答へてゐる。岡崎氏は、日本外務大臣ではないつもりなのか。それとも、岡崎氏の唇は、まだ一九五二年四月二十八日以前になつてゐるのであらうか。

輸出貿易管理令では、温州みかん、ゆり根、カン詰、寒天まで中国への輸出を禁止してゐたのだ。そんなことをしているから、日本の寒天でアメリカは細菌戦のための微菌を培養しているのじやないかと皮肉られるのだ。中国に売れるまじろカン詰まで輸出禁止をし、その結果一体どうなつたのか。アメリカに一本ポンド三セントの関税で、どかされ、ミシン、陶磁器と、アメリカは日本の物をけちくさく小言つて、より買ひはしないではないか。アメリカがこんなにもけちになつて来たのだから、一九二九年の関税戦開始の再来を想起し、今から中国への輸出に懸念

にならうじやないか。それを妨害する外務大臣なんか、再び官僚の古かこの中にたたき込むか、アメリカへほうり出してしまふ。

この頭迷な外務大臣に加えて、行政協定で富士山をアメリカ軍に奉り、立川の井戸水をガソリン臭くし、住民を困らせるワシントン総理が後押しをして、中共貿易を妨害している。これと闘わねばならない通産の責任大臣高橋氏は、国会での質問に對しまし、なるべく聞かずにいたきたいと、ぼけがまわつてゐる。また独立後の通産行政の抱負を聞かれて、私には抱負はありませんと、とぼけてゐる。このやうな人が、外務の通産の責任者であり、その上に古島氏なき後のワシントン総理の事柄があつて、日本の貿易がうまく行くはずがあるものか。

バトル法は、そのどこを見ても、アメリカへの脅威と安全のためにとつたアメリカ本位の処置だと各所に書いてあつて、日本のために一言半句も書いてはない。アメリカの脅威と安全は、アメリカだけで四苦八苦すればよい。日本人が手助けせねばならない義理合ひは少しもない。

が輸入されて来た。日本の事態を見よ。南鮮の政情を輸入して、官界は腐敗し、巡査はばら／＼になり、まともなかつたで残つた巡査は暴力団となり、五千圓の鉄かぶとは、巡査個人な自由なる判断を押えつけ、持つ棒は長く延ばされ、ピストルは日本国民の急所にならぬ撃ちられ、警察はあだ討ちと人殺し請負人の凶状持ちの屯所にかわつてしまつたじやないか。

最後に、簡単な事実を述べて結論とします。例は自動車であり、一九五〇年、世界各国が持つ自動車台数は七千余万台だと記録されてゐる。そのうち、アメリカは五千余万台持つてゐる。アメリカ人は三人に一台の割合で自動車を持つてゐることになつてゐる。中国は八千七百人に一台の割合といわれている。日本にも自動車産業もあつて、日本製トラックは、文化の遅れた東洋に向くといわれている。この條件を生かして、トラックを今こそ中国へ輸出せねばならないときなのだが、質と価格が問題だ。

一九五〇年、アメリカの生産は八百万台、英国五百二十万台、カナダ二十八万台といわれているのに、日本の生産は二、三千台じやないか。自動車は大量生産が生命だ。従つて、米國製大型車が、輸入税四割、物品税二割で、大抵百三十萬圓、欧州の小型車なら八十万圓ぐらゐで買えるはずだ。このとき、日本の小型車は百万圓前後もしてゐる。しかも性能は向うがいゝやうだ。これで競争して、どちらが有利なのか。競争には不利な、これほど悪い産業を日本は育てて行かねばならぬのに、みずから市場をほうりつるために、中

共貿易を、バトル法適用より以上に禁止しようとは、よくも言えたものだ。日本の自動車も、三人に一台持つて、アメリカへ売ると、八千七百人に一台しか持つていない中国に売ると、どちらが商売がしやすいのだ。これはどっちが経済の常則を無視してまで日本の貿易をゆがめて、それでも自由党は日本人によつて選挙された政党だといえるのか。

政府は、朝鮮戦争が片づいたら何とかなるというが、戦争が片づけば、アメリカの品物と競争して不利な條件にある日本製品を中ソに入れる自信があるか。アメリカにそのおかしさをやめよ。日本の先人苦心の地、日本伝来の有利な中国市場を失うおかしさをやめよ。日本のために、世界平和のために、隣邦中ソとの輸出を盛んにやろうじやないか。そのためにやまになる朝鮮半島を朝鮮と日本から撤退させよう、国民の力を統一して闘おう。世界と日本に必要なことはこのことだけだ。これを妨害する、買弁化した自由党吉田政府は、日本の各所にその暴力的権力を日ごとに乱され、治安の混乱、政治的不安の中に……。

○議長(林義治君) 時間が過ぎましたから簡単に願います。
○橋田壽賀子(親) その政治生命を終るであらう。
犬と格下で総理に反対する自由党農林委員の健闘は痛快だった。ワシントン氏の專欄にたてつけば、ニュース映画が走つて来る。自由党員は、党を固めることではない、党の統制の乱れることのみを日本の各界から求められているのだ。日本では、国会で制定され

た法を守ること自体が違法行為のようになつてしまつた。法を乱し秩序が生まれようとしてゐるのが日本の現状だ。国会は法を無視して法案を議決してゐる。この法案の質疑応答は、三人の委員でやつたときがある。採決のときは、委員長代理を交えて七名であつた。議会で定足数を無視するなら、選挙も定員も不要だ。このように国会と国政が混乱してゐるから世間が騒がしくなるのだ。世情騒然を云々するより、国会のあり方でも考へよ。

本末を転倒する自由党よ。日本貿易の常態は中ソとの取引が先であつて、その実現まで、こんな小刀細工の手遊び法案は、あつて益なきことだ。よつて、日本共産党は、自由党の輸出取引法案には絶対反対であります。(拍手)
○議長(林義治君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)
○議長(林義治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第九 公共工事の前拂金保証事業に関する法律案(内閣提出)
○議長(林義治君) 日程第九、公共工事の前拂金保証事業に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長松本一郎君。

公共工事の前拂金保証事業に関する法律案
公共工事の前拂金保証事業に関する法律

第一章 総則(第一條第二條)
第二章 登録(第三條—第十一條)
第三章 前拂金保証事業(第十二條—第二十條)
第四章 監督(第二十一條—第二十四條)
第五章 雑則(第二十五條—第二十八條)
第六章 罰則(第二十九條—第三十四條)
附則

第一章 総則
(この法律の目的)
第一條 この法律は、公共工事に関する前拂金の適正且つ円滑な実施を確保するため、前拂金保証事業の登録及びその事業の運営の準則を定めることにより、前拂金保証事業の健全な発達を図り、もつて公共工事の適正な施工に寄與することを目的とする。

第二章 登録
(登録の申請)
第四條 前條の登録を受けようとする者は、以下「登録申請者」という。一 建設省令で定めるところにより、左に掲げる事項を記載した登録申請書を建設大臣に提出しなければならない。
二 本店、支店その他政令で定める営業に使用する場所の名称及び所在地
三 資本の額
四 取締役及び監査役(以下「役員」という。)の氏名
五 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。
一 定款及び事業方法書
二 役員の履歴書及びその者が第

の既済部分に対する代価に相当する額を控除した額(前金拂をした額)に出来形拂をした額を加えた場合においては、前金拂をした額を限度とする。以下「保証金」という。)の支拂を当該請負者に代つて引き受けることをいう。
三 この法律において「前拂金保証事業」とは、前拂金の保証をすることを目的とする事業をいう。
四 この法律において「保証事業会社」とは、第五條の規定により建設大臣の登録を受けて前拂金保証事業を営む会社をいう。

第六條 前項第一号の事業方法書には、保証の目的の範囲、支店及び政令で定める営業に使用する場所の権限に関する事項、保証限度、保証金額及び保証期間の制限、前拂金の保証に関する契約(以下「保証契約」という。)の締結の手続に関する事項、保証の拒否の基準に関する事項その他建設省令で定める事項を記載しなければならない。
(登録の実施及び登録の通知)
第五條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第六條の規定により登録を拒否する場合を除く外、建設大臣は、遅滞なく、前條第一号各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を保証事業会社登録簿に登録しなければならない。

て聴聞を行つた後、その登録を拒否しなければならぬ。

一 資本の額が三千万円以上の株式会社でないこと。

二 定款の規定又は事業方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正な運営を確保するのに十分でないこと。

三 第二十二條の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過しないこと。

四 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しないこと。

五 役員のうちに、破産者で復権を得ない者、禁こ以上の刑若しくはこの法律により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終つた後若しくは執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者又は第二十二條の規定により登録を取り消された会社の役員で、当該処分があつた日以前三十日以内にその職にあつたものであり、且つ、当該処分があつた日から五年を経過しないものがあること。

2 建設大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ聴聞の事項、場所及び期日を通知した上、その職員をして、当該登録申請者について聴聞させなければならない。この場合において、登録申請者が正当な理由がなくて聴聞に応じないとき

は、聴聞をしないで登録を拒否することができる。

3 建設大臣は、前項の規定によりその職員をして聴聞させる場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて、その職員をしてその意見を聴取させなければならない。

4 前項の規定により出頭を求められた参考人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

5 建設大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を附してその旨を登録申請者に通知しなければならない。

(申請による登録の変更)

第七條 保証事業会社は、第四條第一項各号に掲げる事項又は同條第二項第一号に掲げる書類について変更しようとするときは、遅滞なく、その旨を記載した登録変更申請書を建設大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、その変更を証する書面を登録変更申請書に添附しなければならない。但し、その変更が政令で定める営業に使用する場所の名称及び所在地に関するもの並びに事業方法書に関するものであるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による登録の変更の申請が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及びその者が前條第一項第五号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添附しなければならない。

4 前二條の規定は、第一項の規定による登録の変更の申請について準用する。この場合において、第五條第一項及び第六條第一項中「登録の申請」とあるのは「登録の変更の申請」と、第五條第一項中「前條第一項各号に掲げる事項」とあるのは「登録の変更の申請に係る事項」と、第五條第二項並びに第六條第一項、第二項及び第五項中「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と読み替へるものとする。

(営業の再開又は休止に基く登録の取消)

第八條 建設大臣は、第二十二條の規定により登録を取り消した場合を除く外、保証事業会社が第五條第一項の規定による登録を受けた日から三月以内に営業を開始しないとき、又は引き続き三月以上その営業を休止したときは、当該保証事業会社に通知して聴聞を行つた後、その登録を取り消すことができる。

2 第六條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により聴聞をしようとする場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「拒否しようとするときは」とあるのは「取り消しようとするときは」と、第六條第三項中「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と、第六條第四項中「拒否」とあるのは「取り消す」と読み替へるものとする。

第九條 保証事業会社が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

一 会社が合併に因り消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

二 破産に因り解散した場合においては、その破産管財人

三 会社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

四 前拂金保証事業を廃止した場合においては、当該保証事業会社の業務を執行する役員であつた者

(登録のまつ消)

第十條 建設大臣は、左の各号の一に掲げる場合においては、保証事業会社が登録簿につき、当該保証事業会社に関する登録をまつ消しなければならない。

一 第八條第一項又は第二十二條の規定により登録を取り消した場合

二 前條の規定による届出があつた場合

三 建設大臣が前條各号の一に掲げる場合に該当するものと認め、当該各号に掲げる者に通知して聴聞を行つた後、その事実を確認した場合

2 第六條第二項から第四項までの規定は、前項第三号の規定により聴聞をしようとする場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「拒否」とあるのは「まつ消」と、「登録申請者」とあるのは「第九條各号の一に掲げる者」と読み替へるものとする。

(登録のまつ消の場合における保証契約の措置)

第十一條 前條の規定により登録がまつ消された場合においては、当該保証事業会社であつた者又は第九條第一号に規定する場合において合併後存続する会社若しくは合併に因り設立された会社は、その登録のまつ消前に締結された保証契約については、その保証契約が終了するまでは、第三條の規定にかかわらず、当該保証契約の目的の範囲内においては、なお保証事業会社とみなす。

第三章 前拂金保証事業

(保証約款)

第十二條 保証事業会社は、保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ建設大臣の承認を受けた前拂金保証約款(以下「保証約款」という。)に基かなければならぬ。

2 保証約款においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 保証料の利率及び支拂に関する事項

二 保証金の額の決定及び支拂に関する事項

三 第十七條第二項の規定により徴収すべき金額及び保証基金の拂いもしに關する事項

四 保証契約の解約に関する事項

五 その他建設省令で定める事項

3 保証事業会社は、第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に保証約款を記載した書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

- 4 建設大臣は、前項の規定による承認の申請があつた場合においては、第五項の規定により承認を拒否する場合を除く外、遅滞なく、その承認をしなければならぬ。
- 5 建設大臣は、第三項の規定による承認の申請があつた場合において、保証約款の内容が法令に違反し、若しくは公正な運営を確保するため適当でないとき、又は保証約款に記載した書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、当該保証事業会社に通知して聴聞を行つた後、その承認を拒否しなければならぬ。
- 6 第六條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により聴聞をしようとする場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「登録」とあるのは「承認」と、「登録申請者」とあるのは「承認申請者」と読み替へるものとす。
- 7 建設大臣は、第四項又は第五項の規定により承認をし、又は承認を拒否した場合においては、遅滞なく、その旨を書面をもつて当該保証事業会社に通知しなければならぬ。この場合において、承認を拒否する旨の通知には、その理由を示さなければならぬ。
- 8 保証事業会社は、保証約款を変更しようとするときは、その変更しようとする事項について建設大臣の承認を受けなければならない。
- 9 第六條第二項から第四項まで並びに第三項から第五項まで及び第七項の規定は、前項の規定による変更の承認の場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「登録」とあるのは「変更の承認」と、「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と読み替へるものとする。
- (保証金の支拂)
- 第十三條 保証契約に係る公共工事の発注者は、保証契約の締結を条件として前金拂をした場合においては、当該保証契約の利益を享受する旨の意思表示があつたものとみなす。
- 2 前項に規定する発注者は、当該工事の請負者がその責に附すべき事由に因り債務を履行しないためにその請負契約を解除したときは、保証事業会社に対して、保証契約で定めるところにより、書面をもつて保証金の支拂を請求することができる。
- 3 前項の請求があつた場合においては、保証事業会社は、同項の書面を受理した日から三十日以内に保証金を支拂わなければならない。
- (保証料の拂い戻し)
- 第十四條 保証事業会社は、第五條の規定により登録を受けた日の属する事業年度以降三事業年度を限つて、保証約款で定めるところにより、保証契約を締結した請負者（以下「保証契約者」という。）が支拂つた保証料の総額に於て保証料の一部を当該保証契約者に対して拂い戻すことができる。
- 2 保証事業会社が前項の規定により保証料の一部を拂い戻したときは、その金額は、拂い戻しをした当該事業年度の保証事業会社の所得の計算上、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九條第一項に規定する総損金に算入する。
- 3 前項の規定は、法人税法第十八條から第二十五條までの規定による申告書に前項の規定の適用を受ける旨とする旨及び拂い戻した保証料の額に関する事項の記載がない場合においては、税務署長において特別の事情があると認める場合を除く外、適用しない。
- (責任準備金の計上)
- 第十五條 保証事業会社は、事業年度末においてまだ経過していない保証契約があるときは、そのまだ経過していない保証期間に於て保証料の総額に相当する金額を事業年度ごとに責任準備金として計上しなければならない。
- 2 保証事業会社が前項の規定により責任準備金を計上した場合においては、その計上した金額は、当該計上した事業年度における当該保証事業会社の所得の計算上、法人税法第九條第一項に規定する総損金に算入する。
- 3 前項の規定により総損金に算入された責任準備金の金額は、その翌事業年度における保証事業会社の所得の計算上、法人税法第九條第一項に規定する総損金に算入する。
- (支拂備金の積立)
- 第十六條 保証事業会社は、決算期ごとに左の各号の一に掲げる金額がある場合においては、支拂備金として当該各号に掲げる金額を積み立てなければならない。
- 一 当該事業年度において締結された保証契約に基いて支拂うべき保証金その他の金額のうちに決算期までにその支拂が終了しないものがある場合においては、その金額
- 二 当該事業年度において締結された保証契約に基いて支拂う義務が生じたと認められる保証金その他の金額がある場合においては、その支拂うべきものと認められる金額
- 三 現に保証金その他の金額について訴訟が係属しているために支拂つていないものがある場合においては、その金額
- (保証金の積立)
- 第十七條 保証事業会社は、定款で定めるところにより、保証基金を設けなければならない。
- 2 保証事業会社は、前項の保証基金を積み立てるため、保証約款で定めるところにより、保証契約ごとに当該保証契約者から保証約款で定める金額を徴収することができる。
- 3 保証事業会社は、責任準備金をもつて保証債務を支拂うことができない場合においては、当該保証債務の弁済に充てる場合に限り、保証基金を使用することができる。
- (保証契約の解約)
- 第十八條 保証事業会社は、発注者の責に附すべき事由に因り請負契約が解除された場合においては、発注者の同意を得ないで保証契約を解約することができる。
- 2 保証事業会社は、保証契約者から申入があり、且つ、発注者が同意した場合においては、保証契約を解約することができる。
- (兼業の制限)
- 第十九條 保証事業会社は、左に掲げる事業の外、他の事業を営んではならない。
- 一 公共工事の請負者が銀行その他の政令で定める金融機関から当該工事に關する資金（設備の取得及び改良に關する資金を除く。）の貸付を受ける場合において、その債務を保証する事業
- 二 前拂金保証事業に附随する事業
- (常務役員の仕事主義)
- 第二十條 保証事業会社の常務に従事する役員が他の会社の常務に従事しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。
- 第四章 監督
- (事業改善の命令)
- 第二十一條 建設大臣は、保証事業会社の行つた事業について発注者又は請負者の利便を阻害している事実があると認めるときは、中央建設業審議会の意見を聞いた上で、当該保証事業会社に対して、事業方法書又は保証約款を変更することを命ずることができる。
- (違反行為等に対する処分)
- 第二十二條 建設大臣は、保証事業会社又はその役員がこの法律又はこの法律に基く命令に違反していると認めるときは、当該保証事業会社又は役員に対して、違反是正のための必要な指示をし、又は

違反是正のための適当な措置をとるべきことを命ずることができ
る。

2 建設大臣は、保証事業会社又はその役員が左の各号の一に該当すると認めるときは、中央建設業審議会の意見を聞いた上で、理由を示し、その登録を取り消し、若しくは六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は役員解任を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分を違反したとき。

二 第六條第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたとき。

三 不正の手段により第五條の規定による登録を受けたとき。

3 建設大臣は、前項の規定による処分をしようとする場合において、中央建設業審議会の意見を聞く前に、あらかじめその職員をして、当該保証事業会社又はその役員について聴聞させなければならぬ。

4 第六條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による聴聞について準用する。この場合において、第六條第二項中「登録申請者」とあるのは「保証事業会社又はその役員」と、「登録を拒否しようとするときは」とあるのは「処分をしようとする場合にあつては」と、「登録を拒否することができ」とあるのは「処分することができ」と読み替へるものとする。

(事業報告書の提出)
第二十三條 保証事業会社は、事業

年度ごとに、建設省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

(報告の検査)

第二十四條 建設大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、保証事業会社に対しその行う事業に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をして当該保証事業会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 雑則

(審査の請求)

第二十五條 土木建築に関する工事の請負を業とする者は、建設省令で定めるところにより、保証事業会社又はその役員について第二十二條第二項各号の一に該当する事実があるとき、又は保証事業会社が行う事業について土木建築に関する工事の請負を業とする者の利便を不当に阻害している事実があると認められるときは、建設大臣に審査の請求をすることができる。

2 建設大臣は、前項の審査の請求を受けたときは、明らかに審査の請求に係る事実がないと認める場

合を除き、その職員をして当該審査の請求をした者及び当該審査の請求に係る保証事業会社又はその役員について聴聞させなければならない。

第六條第二項前段、第三項及び第四項の規定は、前項の規定による聴聞について準用する。この場合において、第六條第二項中「登録を拒否しようとするときは」とあるのは「審査の請求を受けたとき」と、「登録申請者」とあるのは「当該審査の請求をした者及び当該審査の請求に係る保証事業会社又はその役員」と読み替へるものとする。

4 建設大臣は、前二項の規定による審査の結果、保証事業会社又はその役員について第二十二條第二項各号の一に該当する事実があるとき、又は同項に規定する処分をしようとするときは、同項に規定する工事の請負を業とする者の利便を不当に阻害している事実があると認めるときは第二十一條に規定する処分若しくは必要な指示をし、若しくは適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

(大蔵大臣との協議)
第二十六條 建設大臣は、第五條、第六條、第十二條、第二十一條又は第二十二條に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

(前拂金の使途の監査)
第二十七條 保証事業会社は、保証契約の締結を条件として、発注者

が請負者に前拂金を支拂つた場合においては、当該請負者が前拂金を適正に当該工事に使用しているかどうかについて、厳正な監査を行わなければならない。

(不適用規定)

第二十八條 第十九條及び第二十條の規定は、銀行その他の政令で定める者が第五條の規定により登録を受けて前拂金保証事業を営む場合については、適用しない。

第六章 罰則

(罰則)
第二十九條 保証事業会社の役員又は職員がその職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、これを二年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その価額を没收する。

3 第一項の賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十條 第三條の規定に違反して登録を受けないで前拂金保証事業を営んだ者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 不正の手段により第五條の規定による登録を受けた者
二 第十二條第一項の規定による承認を受けた保証契約によらないで保証契約を締結した者

三 第十七條第一項の規定に違反して保証基金を設けなかつた者
四 第十九條の規定に違反して同條各号に掲げる事業以外の事業を営んだ者
五 第二十二條第二項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者
二 第十七條第三項の規定に違反して保証基金を使用した者

三 第二十條の規定に違反して他の会社の業務に従事した者
四 第二十一條の規定による命令に違反した者

第三十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十三條又は第二十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第二十四條第一項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者

三 第二十四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第三十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前四條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。但し、法人

昭和二十七年六月五日 衆議院會議録第五十号 消防法の一部を改正する法律案

又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人に對しては、この限りでない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。
- 2 保証事業会社が第五條の規定による登録を受けた日の属する事業年度において計上すべき責任準備金は、第十五條第一項の規定にかかわらず、保証料の總額に政令で定める割合を乗じて得た金額によることができる。第十五條第二項及び第三項の規定は、この場合について準用する。
- 3 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
第六條第一項第四号中への次に次のように加える。
ト 公共工事の前拂金保証事業に関する法律（第五條の規定に基いて登録を受けた保証事業会社）
建設省設置法（昭和二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。
第三條第二十五号の次に次の一号を加える。
二十五の二 公共工事に関する前拂金保証事業に関する法律（の施行に關する事務を管理すること）
第四條第四項中「第二十五号、第二十六号」と「第二十五号から第二十六号まで」に改める。

5 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。
第三十三條第一項中「建設大臣又は都道府県知事」を「他の法律によりその権限に属せしめられた事項を処理する外、建設大臣又は都道府県知事」に改める。

公共工事の前拂金保証事業に関する法律案（内閣提出）に關する報告書（最終号の附録に掲載）
〔松本一郎君登壇〕
○松本一郎君 ただいま議題となりました公共工事の前拂金保証事業に關する法律案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

〔議長退席、副議長着席〕
まず本法案の提案の理由について説明いたします。御承知のように、國または地方公共団体の発注する公共工事の年間工事量は全建設工事量の半ば以上を占める龐大なものになつておりますが、最近、これらの公共工事の着工資金の調達に、請負業者にとつてきわめて困難な問題となつております。その結果、公共工事全般にわたつて工期の遅延、工費の増大等を招来いたし、公共工事の適正な遂行を阻害することが憂慮されておりました。公共工事に關して前拂金制度を確立することが要請されておるのであります。本法案におきまして、公共工事の前拂金保証事業を営む者について登録の実施及び前拂金保証事業の運営の準則等を定め、公共工事の前拂金の実施の確保を期したいというのが本案の趣旨であります。

次に、本法案の要旨について申し上げます。
第一に、この法律案の適用ある公共工事は、國、日本國有鉄道、日本専売公社または地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に關する工事のほかに、資源の開発等についての重要な土木建築に關する工事であつて、建設大臣の指定するものを考へております。

第二に、前拂金保証事業を営もうとするときは登録を必要とし、登録申請者が三千万円以下の会社、その他一定の要件を欠く場合は、建設大臣が登録を拒否することとなつております。
第三は、保証事業会社の公正な運営と健全な経営を確保するため、保証約款の承認、保証基金の積立て、審査請求その他必要な規定を設けております。

本法案は、去る四月三日建設委員会に付託され、四月十五日提案理由の説明を求め、爾後八回にわたり慎重に審査をいたしました次第であります。次に、質疑応答の主な点を申し上げます。

第一は、設立される会社の数は少数に限定せず、少くとも地方ブロック別程度に設置すべしとする点であります。これに對しては、現在数社を考慮中であり、本委員会の意見を參考としてきめて行きたいという答弁であります。

第二は保証の対象及び保証限度等の事業方法書の内容に對してであります。保証の対象は一件五十万円以上の公共工事について適用することとし、保証限度は債務残高が自己資本の二十倍を越えないようにするという答弁でございます。

第三は地方財政に對する影響についてであります。これに對しては、この制度は地方公共団体に對し前拂金を強制するものではなく、予算交付の迅速化等の措置によつて地方公共団体が前拂金制度を活用できるように措置を講じたいということでありました。

第四は保証事業会社の運営の問題についてであります。これに對しては、的確なる指導監督によつて、中小業者が大業者に比し特に圧迫されないよう適正なる運営を期したいということでありました。

その他、保証事業会社の性格の問題、独占禁止法との關係、資本構成の問題、保証料算定の根拠等、長時日にわたり質疑応答を重ねたのであります。その詳細に關しましては速記録に譲りたいと存じます。

次いで、一昨三日質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて本法案は原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

右御報告いたします。
○副議長（若本信行君） 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長（若本信行君） 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

○副議長（若本信行君） 日程第十一は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○副議長（若本信行君） 御異議なしと認めます。
日程第十一、消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。地方行政委員会理事吉田吉太郎君。

消防法の一部を改正する法律案
消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第三十六條の次に次の一條を加える。

第三十六條の二 第二十五條第二項又は第二十九條第五項（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は廢疾となつた場合においては、市町村は、條例の定めるところにより、療養その他の給付を行うものとする。

附則
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

〔吉田吉太郎君登壇〕
○吉田吉太郎君 ただいま上程せられました消防法の一部を改正する法律案の、地方行政委員会における起草の経過並びにその大要について御説明申し上げます。

消防法の一部を改正する法律案
消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第三十六條の次に次の一條を加える。

第三十六條の二 第二十五條第二項又は第二十九條第五項（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は廢疾となつた場合においては、市町村は、條例の定めるところにより、療養その他の給付を行うものとする。

○副議長（若本信行君） 日程第十一は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○副議長（若本信行君） 御異議なしと認めます。
日程第十一、消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。地方行政委員会理事吉田吉太郎君。

消防法の一部を改正する法律案
消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第三十六條の次に次の一條を加える。

第三十六條の二 第二十五條第二項又は第二十九條第五項（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は廢疾となつた場合においては、市町村は、條例の定めるところにより、療養その他の給付を行うものとする。

附則
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

〔吉田吉太郎君登壇〕
○吉田吉太郎君 ただいま上程せられました消防法の一部を改正する法律案の、地方行政委員会における起草の経過並びにその大要について御説明申し上げます。

消防法の一部を改正する法律案
消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第三十六條の次に次の一條を加える。

第三十六條の二 第二十五條第二項又は第二十九條第五項（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は廢疾となつた場合においては、市町村は、條例の定めるところにより、療養その他の給付を行うものとする。

御承知の通り、消防法は昭和二十三年七月成立公布せられ、昭和二十五年五月一部改正が行われまして、現在に至つておりますが、その完璧を期するため所要の改正を行う必要を認めまして、地方行政委員会においては、昨年十二月十五日、消防に関する小委員会を設け、消防組織法の一部改正の法律案に対する修正案の審議とともに、鏡意消防法の改正案の起草に当つたのであります。

小委員会とは四回開会して調査審議を重ねました結果、五月三十一日、小委員会において、賛成多数をもつて小委員会の成案を得ましたので、同日、川本小委員長より、本委員会において、小委員会の起草の経過並びに結果について報告があり、六月四日質疑を終了し、かつ同日討論を終局いたしました、次いで小委員長報告の成案を地方行政委員

次に改正案の大要を申し上げますれば、これは消防法第二十五條第二項、第二十九條第五項、第三十六條に關係を持つものでありまして、消防法の規定の上から義務づけられているところの、一般民間人が所定の事由により死亡したり、負傷したり、疾病にかかつたり、あるいは廃疾となつた場合を關慮し、これらの者のために対処しようとするものであります。すなわち、火災その他の災害が発生した場合、当該消防等の対象物の關係者、その他命令で定めてある者は、消防隊が災害現場に到着するまで消火、延焼防止、人命救助を行うべき義務を負わされてお

り、そして、かような場合には、災害の現場付近にある者も同様に消火、延

燃防止、人命救助に協力すべき義務を負わされているのでありますが、これによる災厄に對して、現行法上は補償の規定がないのでありまして、このままでは消防法の運用上支障を来すおそれもあり、かつ被災者に對してまことに氣の毒であることも考えられますのに、その人たちが消火その他の消防作業等に従事したために死亡したり、負傷したり、疾病にかかったり、あるいは廢疾となつた場合には、市町村はその條例の定めるところによつて療養その他の給付を行うものとするを規定しようとするものであります。なお消防吏員または消防団員は、緊急の必要があるときは、災害現場付近にある者を消火その他の消防作業等に従事させることができることになつてゐるのであります。當該災害現場付近にある

者が、その消防作業に従事したために死亡したり、負傷したり、疾病にかかったり、あるいは廢疾となりました場合にも、右と同様に処遇されることになったそうとするものであります。

以上、本改正案の提案の経過、理由並びにその大要を御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○副議長(岩本信行君) 採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よき。つて本案は可決いたしました。(拍手)

公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)

○**福永健司君** 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出、公職選挙法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○**副議長(岩本信行君)** 福永君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○**副議長(岩本信行君)** 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。公職選挙法改正に関する調査特別委員長小澤佐重喜君。

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律

(1) 目次中「第六十八條(無効投票)」を「第六十八條(無効投票)」を第六十八條の二(同一氏名等の公職選挙法昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する

力」に、「第九十四條（公營に要する経費の分担）」を「第九十四條 削除」に、「第百十七條（地方公共団体の長の決選投票）」を「第百十八條（地方公共団体の長及び議員の選挙区画の決定）」を「第百十七條 削除」に、「第百二十三條（地方自治法の施行期日）」を「第百二十四條（地方自治法の施行期日）」と改題し、

公共団体の長の決選投票の場合の当選人及び無投票当選」(第百二十八條)、「**第十八條**(長の決選投票)」を「**第百二十八條** 削除」、「**第百三十七條**(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)」を「**第百三十七條**(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)」に、「**第百三十八條**(戸別訪談運動の禁止)」を「**第百三十七條**(未成年者の選挙運動の禁止)」に、

問)を「第三十八條(戶別訪問)」、「第三十八條の二(署名運動の禁止)」に、「第一百四十四條(ポスターの數)」を「第一百四十四條(參議院全國選出議員の選舉運動用ポスター)」に、「第一百四十八條(新聞紙、雜誌の報道及び

「第百四十八條（新聞紙、雜誌の報道及び評論等の自由）を第百四十八條の一（新聞紙、雑誌の不法利用等の制限）に、第百五十二條（新聞紙、雑誌の不正投票掲載の制限）」

【第百五十一條（経歴放送）】

（経歴放送）
（公営の立会演説会を行へき選挙）を
第百五十一條の二（選挙放送の公正確保）に、第百六
第百五十一條の三（選挙運動放送の制限）
第百五十二條（義務制公営立会演説会）」

昭和二十七年六月五日 衆議院會議録第五十号 公職選挙法の一部を改正する法律案

「第百六十四條（個人演說会の施設の無料使用）」
 「第百六十四條の二（個人演說会における録音盤の使用）」
 「第百六十四條の三（街頭演說）」
 「第百六十四條の四（選呼行為の制限）」
 「第百六十四條の五（標旗を要する選挙運動の運動）」

「第百七十五條（氏名等の掲示に關しその他必要な事項）」を

に、「第百七十五條（氏名等の掲示に關しその他必要な事項）」を

（用）

員」
の揭示に關しその他必要な事項（票記載所の氏名等の揭示）に、「第百九十七條（選挙運動に關する支出とみなされないも

の範囲」を「第百九十七條（選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲）」に、「第二百一十九條の二（実費弁償及び報酬の額）」

第二百一十條 (國名の寄附等の禁止及び図書館附屬)
 第十四章の二 衆議院議員の選挙の特例 (第二百一十條の二) (特例の範圍)
 第二百一十一條の二 (特例の範圍)
 第二百一十二條の二 (個人演説会の特例)
 第二百一十三條の二 (他の演説会の特例)

第二條の五（選挙公報の字数の制限）
第二條の六（選挙運動に関する支出金額の制限）
第二條の七（選挙運動期間中の政党その他の政治団体の機関紙の発行の禁止及び印刷所等）
第二條の八（政党その他の政治団体の機関紙の発行の禁止及び印刷所等）

一條の二(第二百一條の八)

特別の政治活動(紙誌)

の決定、裁決又は判決」を「第二百九條(当選の効力に関する争訟における選挙の無効の決定、裁決又は判決)」に、「第二百二十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)」に改める。

に、「第二百九條(当選の効力に関する争訟における選挙の無効

を「第二百二十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)」に、「第二百三十五條(虚偽事項の公表罪)」を「第二百三十五條(虚偽事項の公表罪)」に、「第二百三十五條(虚偽事項の公表罪)」を「第二百三十五條(虚偽事項の公表罪)」に改める。

(2) 第十八條第三項中「市長」を「市町村長」に、「市の教育委員会」を「市町村の教育委員会」に改める。

(3) 第二十六條第一項中「(第百十七條第一項(長の決選投票の場合)の選挙を除く。を削り、「当該選挙の期日」を「補充選挙人名簿調製の期日」に改め、第二項中「当該選挙の期日」を「補充選挙人名簿調製の期日」に改め、第三項後段を削る。

(4) 第三十一條第四項中「三十日」を「二十五日」に改める。

(5) 第三十三條第三項及び第七項を削り、第四項を第三項とし、以下一項ずつ繰り上げ、同條に次の一項を加える。

6 第一項、第二項及び前項の選挙の期日は、左の各号の区分により、告示しなければならぬ。

一 都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては、少くとも二十五日前に

二 都道府県の議会の議員並びに地方自治法第百五十五條第二項(区を設ける指定市)の市

(6) 第三十四條第六項を次のように改める。

6 第一項の選挙の期日は、特別の定がある場合を除く外、左の各号の区分により、告示しなければならぬ。

一 参議院議員の選挙にあつては、少くとも三十日前に

二 衆議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては、少くとも二十五日前に

三 都道府県の議会の議員並びに地方自治法第百五十五條第二項(区を設ける指定市)の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては、少くとも二十日前に

四 前項に規定する市以外の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては、少くとも十五日前に

五 町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては、少くとも十日前に

(7) 第四十八條第一項中「投票管理者が投票立会人の意見を聴いて選任する者をしてその候補者一人の氏名を記載させ、投票箱に入れさせることができる。」を「代理投票をさせることができる。」に、第二項中「前項を前二項に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する候補者一人の氏名を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

(8) 第四十九條中「証明するものの

投票については、(の下に「政令の定めるところにより、」を加え、「政令で特別の規定を設けることができる。」を「不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行わせることができる。」に改める。

(9) 第六十二條第二項中「届出のあつた者において開票立会人十人を互選しなければならない。」を「届出のあつた者の中から開票管理者がくじで定めた十人をもつて開票立会人としなければならない。」に、第五項中「第二項及び第三項の規定にかかわらず、届出により直ちに開票立会人を定め得る場合にあつては、その者の中で開票管理者がくじで定めた二人、互選により開票立会人を定めるべき場合にあつては得票最多数の者二人(二人を定めるに当り得票数が同じであるときは、開票管理者がくじで定めた者)を「第二項の規定にかかわらず、その者の中で開票管理者がくじで定めた二人」に、第六項中「第二項、第三項」を「第二項」に、第七項中「第二項の規定による互選又は第五項の規定によ

(10) 第六十八條の次に次の一條を加える。

(同一氏名等の候補者に対する投票の効力)

第六十八條の二 同一の氏名、氏又は名の公職の候補者が二人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前條第一項第七号の規定にかかわらず、有効とする。

2 前項の有効投票は、開票区ごとに、当該候補者のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとす。この場合において一票未満の端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。

(11) 第八十六條第一項を次のように改める。

- する場合は、この限りでない。」を加え、同項第三号出主として選挙運動のために使用されるもの」を「第六百六十四條の四（連呼行為の制限）但書の規定により連呼することのできる場合に使用される自動車以外の諸車」に改め、同項第五号を削り、同條に次の二項を加える。
- 3 第一項に規定する立札及び看板の類は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートルを超えてはならない。
- 4 第一項の規定により掲示することのできるものとし、その大きさは、高さ八十五センチメートル、直徑四十五センチメートルを超えてはならない。
- (36) 第六百四十四條の見出しを「参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター」に改め、同條第一項を次のように改める。
- 選挙運動のために使用するポスターは、参議院（全国選出）議員の選挙の場合に限り、掲示することができる。但し、その数は、公職の候補者一人につき、二万枚を超えてはならない。
- 同條第二項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）を「中央選挙管理委員会」に、「参議院（全国選出）議員の候補者のポスター」については、本人の申請により、「当該候補者の申請により、」に改め、同條に次の一項を加える。
- 4 第一項のポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。
- (37) 第六百四十五條第一項中「第六百四十三條（文書圖面の掲示）第一項第五号」を「前條」に改め、同項に次の但書を加える。
- 但し、標り、電柱、公營住宅その他命令で定めるものについては、この限りでない。
- 同條第二項中「第六百四十三條第一項第五号」を「前條」に、「その所有者又は管理者」を「その管理者（居住者を含む）、管理者がない場合にはその所有者」に改める。
- (38) 第六百四十七條第一項中「（ポスターの枚数）を「参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター」に、第二項中「第六百四十三條第一項第五号」を「第六百四十四條」に改める。
- (39) 第六百四十八條第一項中「新聞紙」の下に「これに類する通信類を含む。以下同じ。」を加え、同條に次の一項を加える。
- 3 前二項の規定の適用については新聞紙及び雑誌とは、選挙運動の期間中に限り、左の條件を具備するものをいう。
- 一 新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期に有償頒布するものであること。
- 二 第三種郵便物の認可のあるものであること。
- 三 当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年以来、前二号に該当し、引き続き発行するものであること。
- 四 新聞紙にあつては社団法人日本新聞協会その他社団法人たる新聞協会の会員、雑誌にあつては社団法人日本出版協会、社団法人全国出版協会の他社団法人たる出版協会の会員であること。
- (40) 第六百四十八條の次に次の二條を加える。
- (新聞紙、雑誌の不法利用等の制限)
- 第六百四十八條の二 何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者に対し金銭、物品その他の財産上の利益の供與、その供與の申込若しくは約束をし又は賛成接待、その申込若しくは約束をして、これに選挙に関する報道及び評論を掲載させることができない。
- 2 新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者は、前項の供與、賛成接待を受け若しくは要求し又は前項の申込を承諾して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載することができない。
- 3 何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて、新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載し又は掲載させることができない。
- (新聞紙、雑誌の人氣投票掲載の制限)
- 第六百四十八條の三 新聞紙又は雑誌は、選挙に關し、公職に就くべき者を予想する人氣投票の経過又は結果を掲載することができない。
- (41) 第六百五十條第一項中「当該公職の候補者は」の下に「政令の定めるところにより、」を、「日本放送協会」の下に、及び「一般放送事業者」を、「その政見を無料で放送することができない。」の下に「この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、その政見を録音し、これをそのまま放送しなければならない。」を、第三項中「日本放送協会」の下に、及び「一般放送事業者」を加える。
- (42) 第六百五十一條の次に次の二條を加える。
- (選挙放送の公正確保)
- 第六百五十一條の二 日本放送協会及び一般放送事業者は、選挙に關し、虚偽の事項を放送し又は事実を歪曲して放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。
- (選挙運動放送の制限)
- 第六百五十一條の三 何人も、この法律に規定する場合を除く外、放送設備（有線電氣通信設備を含む）を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができない。
- (43) 第六百五十二條の見出しを「（義務制公營立会演説会）に改め、同條中「（第六百七十七條第一項「決選投票の場合」の選挙を除く）」を削る。
- 第六百五十三條第一項中「五千」を「四千」に、第二項中「五万」を「四万」に改める。
- (44) 第六百五十四條の次に次の四條を加える。
- (45) 第六百五十四條を次のように改める。
- (立会演説会における演説者)
- 第六百五十四條 立会演説会においては、当該選挙における公職の候補者が演説を行うものとし、当該公職の候補者が演説を行うことができないときは、その代理として一人を限り、自己の行うべき立会演説会において演説を行わせることができる。
- (46) 第六百六十條の二第二項中「市町村長の選挙（第六百七十七條第一項「決選投票の場合」の選挙を除く）」については、市町村は、「一都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、地方自治法第五十五條第二項（区を設ける指定市）の市の議会の議員及び市町村長の選挙については市町村は、それぞれ、」に改める。
- (47) 第六百六十四條の次に次の四條を加える。
- (個人演説会における録音機の使用)
- 第六百六十四條の二 個人演説会（第六百六十一條（公營施設使用の個人演説会）に規定する施設以外の施設を使用してする場合を含む。）においては、選挙運動のため、録音機を使用して演説をすることを妨げない。
- (街頭演説)
- 第六百六十四條の三 選挙運動のためにする街頭演説（屋内から街頭へ向つてする演説を含む。以下同じ）は、演説者がその場所に駐り、第二項に規定する証明書を携帯する者が現在し、且

つ、同項に規定する標旗を掲げる場合でなければ、行うことができない。

2 選挙運動のため街頭演説をしようとする場合には、公職の候補者は、予め当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）の発行する証明書及びその定める様式の標旗の交付を受けなければならない。

3 前項の証明書及び標旗は、公職の候補者一人について、各一（参議院全国選出議員の場合にあつては各十五）を交付する。

4 第一項の証明書及び標旗は、当該公務員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(連呼行為の制限)

第六十四條の四 何人も、選挙運動のため、特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又は演説会若しくは街頭演説の告知を連呼してはならない。但し、前條に規定する標旗を掲げて、第六十四條第一項（自動車、抵声機及び船舶の使用）の規定により選挙運動のために使用される自動車若しくは船舶の上において又は道路交通取締法第二條第四項（諸車の定義）に規定する諸車で自動車以外のもの（一台に限る。）の上においてする場合、この限りでない。

（標旗を要する選挙運動の運動員）

第六十四條の五 前二條の規定による街頭演説及び連呼行為においては、選挙運動に従事する者（運転手、助手その他労務を提供する者を含む。）は、公職の候補者一人について、十五人を超えてはならない。

2 前項の規定による選挙運動に従事する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）の定めるところにより、一定の腕章を着けなければならない。

(48) 第六十六條の二を次のように改める。

（夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止）

第六十六條の二 何人も、午後九時から翌日午前六時までの間は、選挙運動のため、街頭演説をし、特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を連呼し又は演説会若しくは街頭演説の告知を連呼してはならない。

(49) 第六十七條第一項中「及び第六十七條第一項（長の決選投票の場合）の選挙」を削る。

(50) 第七十條中「三日までに、配布する。」を「五日までに、配布するものとする。」と改める。但し、第六十九條（選挙の同時施行）第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合においては、第七十二條の二（任意制選挙公報の発行）の規定による條例の定める期日までに、

配布するものとする。」に改める。

(51) 第七十二條の二中「地方自治法第五十五條第二項（区を設ける指定市）の市に市長の選挙（選挙の一部無効に因る再選挙及び第七十七條第一項決選投票の場合）の選挙を除く。」において、市の選挙管理委員会は、各都道府県の議会、市町村の議会の議員、市町村長及び市町村の教育委員会の委員の選挙（選挙の一部無効に因る再選挙を除く。）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、に改める。

(52) 第七十三條第一項中「選挙が行われる場合においては、各選挙につき、」に改め、第二項中「当該選挙の投票所の入口その他」を削り、「市町村の教育委員会の委員及び第七十七條第一項（長の決選投票の場合）を」及び市町村の教育委員会の委員」に改め、同條に次の一項を加える。

3 前二項の掲示については、その掲示方法、掲示場所等につき適当な措置を講じ、公職の候補者の氏名等が選挙人に周知されるようにつとめなければならない。

(53) 第七十四條第一項を次のように改める。

前條第一項の掲示は、衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては当該選挙の期日前十日から、都道府県の議会の議員並びに市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては当該選挙の期日

前六日から、町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては、当該選挙の期日前三日から、それぞれその選挙の当日まで行ふ。

(54) 第七十五條の次に次の一條を加える。

（投票記載所の氏名等の掲示）

第七十五條の二 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に、公職の候補者の氏名及び党派別（教育委員会の委員の候補者についてはその氏名）の掲示をしなければならない。

2 前項の掲示の掲載の順序は、市町村の選挙管理委員会がくじで定める。

3 当該選挙の公職の候補者又はその代人は、前項のくじに立ち会ふことができる。

4 前三項に規定するものの外、第一項の掲示に關し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

(55) 第七十七條第一項中「（ポスターの数）」を「（参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター）」に、第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

(57)(56) 第七十八條但書を削る。

第七十九條第一項第一号及び第二号を次のように改め、同項第三号を第二号とする。

一 当該選挙の期日の公示又は告示の日前まで、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経

過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から十五日以内に、同條第二項を次のように改め、第三項中「前二項」を「第一項」に改める。

2 前項の報告書の様式は、命令で定める。

(58) 第九十四條第二項を削り、第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

(59) 第九十五條第三項中「前條第三項」を「前條第二項」に改める。

(60) 第九十七條第一項第二号中「又は第九十七條第一項（長の決選投票の場合）」の規定により公職の候補者となつた後」を削り、同項第三号但書を削り、第二項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県の教育委員会の委員及び地方自治法第五十五條第二項の市の市長の選挙において」を削り、同項中「第六十四條第一項」の下に「（選挙運動に使用する場合）」を加える。

(61) 第九十七條の次に次の一條を加える。

（実費弁償及び報酬の額）

第九十七條の二 選挙運動に従事する者に対する交通費、宿泊費、弁当料等の実費弁償及び選挙運動のために使用する労務者に対する報酬の額は、自治庁長官の定める基準に従い、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）が定める。

(62) 第十四章の次に次の一章を加える。

第十四章の二 衆議院議員の選挙の特例

例

(特例の範囲)

第二百一十一條の二 衆議院議員の選挙については、本章に規定する特例による外、この法律のその他の規定の定めるところによる。

(個人演説会の特例)

第二百一十一條の三 衆議院議員の候補者(以下「議員候補者」という。)は、第六百六十一條「公営施設使用の個人演説会」に規定する施設及びこれらの施設以外の施設(建物その他の施設の構内を含む。)を使用して、個人演説会を四十回以内開催することができる。

2 前項の規定の適用については、いかなる名義をもつてするを問わず、選挙運動のためにする座談会、議員候補者が共同して行う演説会及び議員候補者のために合同して行う演説会は、同項の個人演説会とみなす。この場合において同項の規定による回数計算については、各議員候補者につき、それぞれ一回として計算する。

3 議員候補者が第五項の規定による申出をした後、その開催すべき個人演説会を実施しなかつた場合においても、その実施しなかつた回数は、第一項の規定による回数に算入する。但し、天災その他不可抗力に因る場合は、この限りでない。

4 第一項の個人演説会においては、議員候補者以外の者も演説をすることが出来る。

5 議員候補者は、第一項の個人演説会を開催しようとする場合においては、開催すべき日前二日までに、使用すべき施設、開催すべき日時及び議員候補者の氏名を文書で市町村の選挙管理委員会に申し出るとともに、都道府県の選挙管理委員会に定めるところにより、回数表を呈示し、これにその開催の回数の確認を受けなければならない。

6 市町村の選挙管理委員会は、第一項の個人演説会が開催される場合においては、その演説会開催当日、当該議員候補者の氏名及び党派並びに演説会開催の日時及び会場を表示する立札一箇を、会場前の公衆の見易い場所に見易い方法をもつて、掲示しなければならない。

7 議員候補者は、第一項の個人演説会の告知のため、ポスターを掲示することができる。

8 前項のポスターは、タブロイド型(長さ四十一センチメートル、幅二十八センチメートル)とし、命令で定めるところにより、必要事項を印刷の上、議員候補者一人について、四百枚を交付する。

9 第四百四十五條「ポスターの掲示箇所」及び第四百四十七條「文書(図画の撤去)」の規定は、前二項のポスターの掲示について、準用する。

10 第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号「演説会場における文書図画の掲示」の規定により使用することが出来るもの(一)に限る。この外、掲示することが出来ない。

(他の演説会の禁止)

第二百一十一條の四 衆議院議員の選挙においては、選挙運動のためにする演説会は、この法律の規定により行う立会演説会及び個人演説会を除く外、いかなる名義をもつてするを問わず、開催することが出来ない。

(選挙公報の字数の制限)

第二百一十一條の五 衆議院議員の選挙における選挙公報の掲載文は、字数千五百を超えないことができる。

(選挙運動に関する支出金額の特例)

第二百一十一條の六 衆議院議員の選挙における第四百九十四條「選挙運動に関する支出金額の制限」及び第四百九十五條「選挙の一部無効及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限」の規定による選挙運動に関する支出金額の算出の基準となるべき金額は、四円とする。

(選挙運動期間中の政党その他の政治活動)

第二百一十一條の七 衆議院議員の総選挙においては、政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭演説

(連呼行為を含む。)の開催並びに宣伝告知のための自動車の使用及びポスターの掲示については、その選挙運動の期間中に限り、これをすることが出来ない。但し、全国を通じて二十五人以上の所属議員候補者を有する政党その他の政治団体が左の各号の規定によりする場合、この限りでない。

一 政談演説会の開催について

は、一選挙区につき一回

二 街頭演説(連呼行為を含む。)の開催については、第三号の規定により使用する自動

車上一

三 政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用する自動車については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて次の区分による台数

(イ) 所属議員候補者が二十五人以上百人未満の場合 三台以内

(ロ) 所属議員候補者が百人以上二百人未満の場合 五台以内

(ハ) 所属議員候補者が二百人以上の場合 八台以内

四 ポスターの掲示については、政策の普及宣伝及び演説の告知用として一選挙区につき千枚以内

3 自治庁長官は、前項の確認書を交付したときは、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

4 第四百四十一條第二項から第四項(自動車使用の証明書及び表示)までの規定は、第一項第三号の自動車の使用について、準用する。この場合において同條第二項及び第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」とあるのは「自治庁長官」と読み替へるものとする。

5 第四百四十四條第二項から第四項(ポスターの検印、型等)まで及び第四百四十五條(ポスターの掲示箇所)の規定は、第一項第四号のポスターについて、準用する。

6 第一項第四号のポスターには、いかなる名義をもつてするを問わず、当該選挙区の議員候補者の氏名を記載することができない。

7 第六百六十六條の二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)の規定は、第一項第二号の街頭演説(連呼行為を含む。)について準用する。

(政党その他の政治団体の機関紙誌)

第二百一十一條の八 政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については、第四百四十八條第三項「新聞紙及び雑誌の定義」の規定にかかわらず、前條第一項但書に規定する政党その他の政治団

体は、所屬議員候補者の氏名を連記し、自治庁長官に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

2 前項但書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、所屬議員候補者の氏名を連記し、自治庁長官に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

3 自治庁長官は、前項の確認書を交付したときは、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

4 第四百四十一條第二項から第四項(自動車使用の証明書及び表示)までの規定は、第一項第三号の自動車の使用について、準用する。この場合において同條第二項及び第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」とあるのは「自治庁長官」と読み替へるものとする。

体の本部において直接発行し、且つ、通常の方法により頒布する機関新聞紙又は機関雑誌で、自治庁長官に届け出たものいづれか一に限り、第四百四十八條第一項及び第二項の規定を適用する。

2 前項の届出には、当該機関新聞紙又は雑誌の名称並びに編集人及び発行人の氏名を記載しなければならぬ。

(63) 第二百二條第二項を削り、第三項中「前二項」を「前項」に、その決定があつた日」を「その決定書の交付を受けた日又は第二百二十五條《決定書の要旨の告示》の規定による告示の日」に改め、同項を第二項とする。

(64) 第二百三條中「同條第三項」を「同條第二項」に改める。

(65) 第二百六條第二項を削り、第三項中「前二項」を「前項」に、その決定があつた日」を「その決定書の交付を受けた日又は第二百二十五條《決定書の要旨の告示》の規定による告示の日」に改め、同項を第二項とする。

(66) 第二百七條第一項中「同條第三項」を「同條第二項」に改める。

(67) 第二百九條の次に次の一條を加える。
(当選の効力に関する争訟における潜在無効投票)
第二百九條の二 当選の効力に関する異議の申立、訴願の提起又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の当日選挙権を有しない者の投票その他本来無効なべき投票であつてその無効原因が表面にあらわれない投票で

有効投票に算入されたことが明らかでない、且つ、その帰属が不明な投票があることが判明したときは、当該選挙管理委員会又は裁判所は、第九十五條《当選人の規定による有効投票の計算について》は、その開票区ごとに、各候補者の得票数から当該無効投票数をそれぞれ一律に差し引くものとする。この場合において、開票区における当該得票数が当該無効投票数より少く候補者については、当該開票区においては、その得票数の限度において差し引くものとする。

(68) 第二百十五條及び第二百十六條中「第二百二條第三項」を「第二百二條第二項」に、「第二百六條第三項」を「第二百六條第二項」に改める。

(69) 第二百二十三條の次に次の一條を加える。
(新聞紙、雑誌の不法利用罪)
第二百二十三條の二 第四百四十八條の二《新聞紙、雑誌の不法利用等の制限》第一項又は第二項の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

(70) 第二百二十四條中「前三條」を「前四條」に改める。

(71) 第二百二十七條中「立会人」の下に「(第四百四十八條《代理投票》第二項の規定により投票を補助すべき者を含む。以下同じ。)」を加える。

(72) 第二百三十五條第二項を削り、同條の次に次の二條を加える。
(新聞紙、雑誌が選挙の公正を害する罪)
第二百三十五條の二 左の各号の

一に該当する者は、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。

一 第四百四十八條第一項但書《選挙報道等の公正確保》の規定に違反して新聞紙又は雑誌が選挙の公正を害したとき
二 新聞紙又は雑誌を編集し又は発行した者

二 第四百四十八條第三項《新聞紙及び雑誌の定義》に規定する新聞紙及び雑誌並びに第二百一十一條の八《政党その他の政治団体の機関紙誌》に規定する機関新聞紙及び機関雑誌以外の新聞紙及び雑誌が選挙運動の期間中当該選挙に関し報道又は評論を掲載したときは、これらの新聞紙又は雑誌を編集し又は発行した者

三 第四百四十八條の二第三項《新聞紙、雑誌に対する地位利用の制限》の規定に違反して選挙に関する報道又は評論を掲載し又は掲載させた者
四 第四百四十八條の三《新聞紙、雑誌の人氣投票掲載の制限》の規定に違反して新聞紙又は雑誌が人氣投票の経過又は結果を掲載したときは、その新聞紙又は雑誌を編集し又は発行した者

(選挙放送等の制限違反)
第二百三十五條の三 左の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。

一 該当する者は、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。

一 第五百一十一條の二《選挙放送の公正確保》の規定に違反して選挙の公正を害したときは、その放送をし又は編集をした者

二 第五百一十一條の三《選挙運動放送の制限》の規定に違反して放送をし又は放送をさせた者

(代理投票における記載義務違反)
第二百三十七條の二 第四百四十八條《代理投票》第二項の規定により候補者の氏名を記載すべきものと定められた者が選挙人の指示する候補者の氏名を記載しなかつたときは、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。

(75) 第二百三十九條第一号中「又は」を「又は」に改める。
第二百三十七條《教育者の地位利用の選挙運動の禁止》を、第三百三十七條《教育者の地位利用の選挙運動の禁止》又は第三百三十七條の二《未成年者の選挙運動の禁止》に改め、同條に次の一号を加える。
四 第三百三十八條の二《署名運動の禁止》の規定に違反して署名運動をした者

(76) 第二百四十三條第四号中「(ポスターの枚数)を、(参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター)」に改め、第八号の次に次の三号を加える。

八の二 第六百六十四條の三《街頭演説》第一項の規定に違反して街頭演説をした者
八の三 第六百六十四條の四《連呼行為の制限》の規定に違反して連呼をした者
八の四 第六百六十四條の五《選挙運動の制限》の規定に違反して選挙運動に従事した者

八の二 第六百六十四條の三《街頭演説》第一項の規定に違反して街頭演説をした者
八の三 第六百六十四條の四《連呼行為の制限》の規定に違反して連呼をした者
八の四 第六百六十四條の五《選挙運動の制限》の規定に違反して選挙運動に従事した者

十一 第二百一十一條の三第十項《個人演説会場の掲示の制限》に違反して文書図画を掲示した者
十二 第二百一十一條の四《他の演説会の禁止》の規定に違反して演説会を開催した者

(77) 第二百四十四條第三号中「(ポスターの掲示箇所)及び第四号中「(文書図画の撤去)」の下にそれぞれ「(第二百一十一條の三第九項《個人演説会告知用ポスター》)において準用する場合を含む。」を加え、第五号の次に次の一号を加える。
五の二 第六百六十四條の三《街頭演説》第四項の規定に違反して証明書又は標旗の呈示を拒んだ者

九 第二百一十一條の三第五項《個人演説会の確認》の規定に違反して確認を受けなかつた者
第二百四十七條中「第八十九條の下に」第一項を加える。
第二百五十一條第一項中「又は」第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘

第二百五十一條第一項中「又は」第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘

第二百五十一條第一項中「又は」第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘

同條第二項を次のようにし
る。

2 前項の報告書の様式は、總理府令でこれを定める。

〔小澤佐重吉君登壇〕

○小澤佐重吉君 たいま議題に供された公職選挙法の一部を改正する法律案の提案趣旨並びにその理由を説明せんとするものであります。

公職選挙法の改正につきましては、第十回国会の昨年五月八日、委員二十五名よりなる特別委員会が設置せられまして以来、引続き第十一回、第十二回国会を経て、今次第十三回国会においても同一委員会を設け、その間一年有余にわたり継続して公職選挙法改正に関する調査を進めて参つたことは、御承知の通りであります。

まず、本案の内容の説明に先だちまして、特別委員会における調査の経過の概要を簡単に御説明申し上げます。委員会におきましては、まず委員十二名よりなる小委員会を設けまして改正案要綱の審議立案に当たるといたし、またこれと並行いたしまして、全国選挙管理委員会並びに関係取締り当局からも参考意見を聴取いたして審議に資し、さらに審査に入るにあたりまして、さきに行われた地方選挙の実情を現地について調査する必要を認め、委員を四班にわけて全国各地に派遣いたし、地方選挙管理委員会、地方議会並びに現地の取締り関係機関とも十二分に意見の交換を行い、その選挙の実情をたゞして、これらの生きた資料を参酌いたしまして、改正案要綱の作成に万全を期して参つた次第であります。

かくいたしまして、長期間にわたつて、委員諸君にはきわめて熱心なる論

議検討を重ね、慎重調査の結果、昨日小委員会の成果を得、次いで本日、共産党、社会党第二十三控室を除く各派の賛成をもつて特別委員会の成果を決定し、本案の提出を見るに至つた次第であります。

以上、特別委員会における調査の概要を申し述べましたが、以上、本案の内容について御説明をいたします。本案の各改正事項につきましては、逐一説明いたすことは長時間を要しますので、詳細につきましては、委員会の議録並びに議長の許可を得て速記録に掲載する報告書によつて御承知を願いたいと存するものであります。

まず第一は選挙運動に関する改正の点であります。選挙運動の適正化をはかるための措置といたしまして選挙運動の期間を短縮した点であります。衆議院議員のみについて申しますれば、最大限現行三十日間の選挙運動期間を二十五日間とし、五日間短縮することにいたしましたのであります。

選挙事務所につきましては、衆議院議員、参議院地方選出議員及び都道府県、市、町、村の選挙事務所を、現行二箇所を一箇所に減少することにいたしました。

また未成年者の選挙運動の禁止に関する規定を新設いたしました。これは未成年者の選挙運動及び未成年者を使用する選挙運動をすることをともに禁止いたしましたのであります。

次に戸別訪問についてであります。戸別訪問は候補者といえども全面的に禁止し、選挙期日後のあいさつ行為としての戸別訪問もまた全面的に禁止することにいたしましたのであります。

て百三十八條に但書が設けられ、公職の候補者が親族、平素親交の間柄にある知己その他密接な間柄にある者を訪問する場合の戸別訪問はさしつかえなしというように相なつておるのであります。この但書を削除し、戸別訪問を禁止することにいたしましたのであります。なおこの禁止の趣旨は、候補者が社交上の目的をもつて訪問することを禁止する意味でないことは理の当然でありまして、この点特にここに明確にいたしておきたいのであります。

次に署名運動の禁止であります。これは何人も選挙に関し投票を得もしくは得しめぬ目的をもつて選挙人に對し署名運動をすることができないものといたしましたのであります。

次に自動車、拡声機及び船舶の使用についての改正点であります。衆議院、参議院、都道府県、五大市の選挙におきましては、現行は自動車一台と船舶一隻並びに拡声機二台といふのであります。これを、自動車または船舶一、拡声機一とすることに減らすこととし、参議院、都道府県、五大市については、現行自動車三台と船舶二隻となつておりましたのを、自動車または船舶を三台または三隻とし、五大市を除く市及び町村の選挙におきましては、自動車または船舶を禁止し、拡声機は一とすることにいたしました。

次に文書圖畫の掲示についてであります。文書圖畫のうち、選挙運動用ポスターの掲示は、参議院、都道府県、五大市の選挙の場合を除き全面的に禁止することとしたし、連呼行為に使用される諸車にはポスター、立札及びちやうちんの掲示を認めることといたしました。

次に新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由に関する新しい規制措置であります。これは、いわゆる選挙目当ての新聞紙または雑誌が選挙の公正を害し、特殊の候補者と結びつく弊害を除去するため、選挙運動期間中に限り、選挙法上定義する新聞紙及び雑誌についてのみ選挙に関する報道及び評論等の自由を認めることとしたのであります。以上、これは新聞紙にあつては毎月一回以上、号を追つて定期に有償頒布するものであること、第三種郵便物の認可のあるものであること、当該選挙の選挙の期日の公示または告示の日以前一年以来引續いて発行するものであること、新聞紙にあつては社団法人たる新開協会の会員、雑誌にあつては社団法人たる出版協会の会員であること、以上の条件を具備することを要するものといたしましたのであります。なお言論買収の取締りといひましては、新聞紙、雑誌の不法利用等の制限規定を新設するとともに、新聞紙、雑誌等の人氣投票の掲載を禁止することにいたしましたのであります。

これは選挙運動放送の制限であります。この法律に規定する場合のほか、一切の放送設備を使用して放送することとできないものといたしました。

次に衆議院議員選挙の特例に関する点についてであります。まず無料はがきの枚数につきましては、現行三万枚を一万枚に減少することとし、選挙公報の掲載文の字数を、現行五百字を千五百字に増すこととしたのであります。

次に新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由に関する新しい規制措置であります。これは、いわゆる選挙目当ての新聞紙または雑誌が選挙の公正を害し、特殊の候補者と結びつく弊害を除去するため、選挙運動期間中に限り、選挙法上定義する新聞紙及び雑誌についてのみ選挙に関する報道及び評論等の自由を認めることとしたのであります。以上、これは新聞紙にあつては毎月一回以上、号を追つて定期に有償頒布するものであること、第三種郵便物の認可のあるものであること、当該選挙の選挙の期日の公示または告示の日以前一年以来引續いて発行するものであること、新聞紙にあつては社団法人たる新開協会の会員、雑誌にあつては社団法人たる出版協会の会員であること、以上の条件を具備することを要するものといたしましたのであります。なお言論買収の取締りといひましては、新聞紙、雑誌の不法利用等の制限規定を新設するとともに、新聞紙、雑誌等の人氣投票の掲載を禁止することにいたしましたのであります。

これは選挙運動放送の制限であります。この法律に規定する場合のほか、一切の放送設備を使用して放送することとできないものといたしました。

次に衆議院議員選挙の特例に関する点についてであります。まず無料はがきの枚数につきましては、現行三万枚を一万枚に減少することとし、選挙公報の掲載文の字数を、現行五百字を千五百字に増すこととしたのであります。

次に衆議院議員選挙の特例に関する点についてであります。まず無料はがきの枚数につきましては、現行三万枚を一万枚に減少することとし、選挙公報の掲載文の字数を、現行五百字を千五百字に増すこととしたのであります。

次に衆議院議員選挙の特例に関する点についてであります。まず無料はがきの枚数につきましては、現行三万枚を一万枚に減少することとし、選挙公報の掲載文の字数を、現行五百字を千五百字に増すこととしたのであります。

次に衆議院議員選挙の特例に関する点についてであります。まず無料はがきの枚数につきましては、現行三万枚を一万枚に減少することとし、選挙公報の掲載文の字数を、現行五百字を千五百字に増すこととしたのであります。

次に衆議院議員選挙の特例に関する点についてであります。まず無料はがきの枚数につきましては、現行三万枚を一万枚に減少することとし、選挙公報の掲載文の字数を、現行五百字を千五百字に増すこととしたのであります。

内に制限することとし、いかなる名義をもつてするも、選挙運動のための座談会、建物その他の施設において行ふ演説会は右の個人演説会とみなし、候補者が共同し、または候補者のために合同して演説会を行う場合においても、その都度各候補者についてそれ／＼一回として計算することとし、天災その他不可抗力による場合は、実施しなかつた回数も算入することとしたのであります。

なお個人演説会表示のための掲示については、公営において立札一個を、また候補者の負担において、ちやうち一個を掲示し得ることとするものと、個人演説会告知用のポスターを、候補者一人につき四百枚を交付することとしたのであります。

次に法定以外の演説会につきましては、この法律に定める立会演説会及び個人演説会以外の演説会はずべてこれを禁止することといたしました。

また選挙運動費用につきましては、経済の実情に即せしめるため、その基準額を現行二円から四円に引上げ、これを法定することといたしました。

これは選挙運動期間中の政党その他の政治団体の政治活動について新たに規制を加えた点であります。まずこの場合の政党その他の政治団体とは、全国を通じて二十五名以上の候補者を有するものに限定することとしたし、それらの政治活動のうち、政談演説会の開催は一選挙区につき一回とし、ポスターの掲示は、政策の普及宣伝用または演説の告知用として一選挙区について千枚以内とし、そのポスターには候補者の氏名を記載してはならないこととしたのであります。もちろん、その

その回数に候補者一人につき四十回以内

昭和二十七年六月五日 衆議院會議録第五十号 議長の報告

候補者とは、当該選挙区より立候補する候補者のこととあります。また政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用する自動車については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて、所属議員候補者が二十五人以上二百人未満の場合は三台以内、二百人以上二百人未満の場合は五台以内、二百人以上は八台以内とし、以上の政治活動の規制は衆議院議員の総選挙に限って適用し、再選挙及び補欠選挙についてはこれを適用しないこととしたのであります。なお政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については、いずれか一つに限り選挙に関する報道及び評論の掲載の自由を認めることといたしました。

次に選挙公営に関する点について、以下簡単に申し上げます。まず政見放送につきましては、新たに民間放送利用の道を開くこととし、公営立会演説会につきましても、市町村について開催標準たる人口単位を引下げて、その開催の主体を拡充することとし、任意制公営立会演説会の制度については、都道府県及び五大市の議員の選挙の場合にも拡充することと改め、選挙公報につきましても、すべての地方選挙についても原則として選挙公報を発行し得るようにより改め、また投票所内の氏名等の掲示制度を新設し、投票記載所のボックスごとに、候補者の氏名及び党派別を公営により掲示せしめることとしたのであります。

第二は選挙運動費用に關してであります。選挙運動の收支報告書の提出の簡素化をはかるため、中間報告を廃止し、選挙期日から十五日以内に清算

の上、一回報告させることといたしました。なお実費弁償及び報酬の基準額につきましても、当該選挙管理委員会に選挙運動に従事する者に対する弁償及び労働者に対する報酬についての基準額を定めることができる旨の規定を新設いたしましたのであります。

第三は選挙管理上の改正点であります。まず選挙期日の公示または告示期間を短縮することとしたし、これは、さきに申し上げました選挙運動期間の短縮と相まち、衆議院議員及び知事、都道府県会議員、教育委員並びに五大市を除く市長、議員、教育委員につきましても、それより五日間を短縮し、町村の長、議員、教育委員につきましても、現行より十日間を短縮することといたしました。

次に代理投票における補助者の不正行為を取締るための規定を設けるとともに、不在者投票に伴う弊害を除去するため、いわゆる在宅投票を廃止することといたしました。

次に、同一氏名等の投票を有効とする道を開き、その投票は開票区ごとの他の有効投票数に比例して按分加算することとしたのであります。

次に供託金及び公営分担金についてであります。公営分担金はこれを廃止し、供託金はおおむね現行の供託金及び分担金の額を加えたものの倍額に増加することとし、衆議院議員については十万円としたのであります。供託金の没収については、選挙期日前十日以内に立候補を辞退した場合に限らず、それ以前に立候補を辞退した場合においても、原則的としてこれを没収することと改めたのであります。

次に長の決選投票制度を廃止することとすると、法定得票数を四分の一に引下げ、これに達するものがないときは再選挙を行うものとしたのであります。

第四は罰則についてであります。詐偽投票罪の未遂を罰する旨の規定並びに禁止規定の新設に伴う所要の罰則を設けたのであります。

第五は争訟に關してであります。当選の効力に關する争訟における潜在無効投票の処理に關する規定を新設いたしましたのであります。

最後に第六として施行期日であります。政令を定めるための準備期間及び改正規定についての地方の啓蒙期間を勘案して、本年九月一日より施行し、衆議院議員の選挙に關しましては、次の総選挙から施行することとした次第であります。

以上が本改正案の要点であります。何とぞ皆さんの御賛同をお願いしたいのであります。(拍手)

○副議長(若本信行君) 採決いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○副議長(若本信行君) 起立多数。

「討論だ」「散会々々」と呼ぶ者あり

○副議長(若本信行君) 御参考までに申し上げますけれども、採決もいたしましたし、なおかつ討論の申立てはありません。よつて本案は可決いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十六分散会

出席國務大臣

通商産業大臣

郵政大臣

電気通信大臣

建設大臣

出府政府委員

人事官

入江誠一郎君

全国選挙管理

委員会委員長

牧野 良三君

全国選挙管理

委員会事務局

吉岡 恵一君

地方自治行政

次官 藤野 繁雄君

厚生行政次官

松野 頼三君

農林行政次官

野原 正勝君

通商産業行政

次官 本間 俊一君

朗誦を省略した報告

一、去る三日本院は日本国有鉄道監理

委員会委員に佐藤喜一郎君及び工藤

義男君を任命することに同意した旨

参議院に通知した。

一、去る三日林議長は吉田内閣総理大

臣申出の、次の者を政府委員に任命

することを承認した。

建設大臣官 金子 一平

房会計課長

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、

去る二日議長において承認した山口

正義を去る三日政府委員に任命した

旨の通知を受領した。

一、昨四日国会において承認すること

を議決した次の件を内閣に送付し、

その旨参議院に通知した。

国際連合への加盟について承認を求

めるの件

一、昨四日次の法律の公布を奏上し、

その旨参議院に通知した。

長期信用銀行法

日本国との平和條約の効力の発生及

出席國務大臣

通商産業大臣

郵政大臣

電気通信大臣

建設大臣

出府政府委員

人事官

入江誠一郎君

全国選挙管理

委員会委員長

牧野 良三君

全国選挙管理

委員会事務局

吉岡 恵一君

地方自治行政

次官 藤野 繁雄君

厚生行政次官

松野 頼三君

農林行政次官

野原 正勝君

通商産業行政

次官 本間 俊一君

朗誦を省略した報告

一、去る三日本院は日本国有鉄道監理

委員会委員に佐藤喜一郎君及び工藤

義男君を任命することに同意した旨

参議院に通知した。

一、去る三日林議長は吉田内閣総理大

臣申出の、次の者を政府委員に任命

することを承認した。

建設大臣官 金子 一平

房会計課長

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、

去る二日議長において承認した山口

正義を去る三日政府委員に任命した

旨の通知を受領した。

一、昨四日国会において承認すること

を議決した次の件を内閣に送付し、

その旨参議院に通知した。

国際連合への加盟について承認を求

めるの件

一、昨四日次の法律の公布を奏上し、

その旨参議院に通知した。

長期信用銀行法

日本国との平和條約の効力の発生及

安全保障條約第三條に基く行政協定の

実施等に伴い国家公務員法等の一

部を改正する等の法律

一、昨四日一般職の職員に關する

法律の一部を改正する法律案内閣協

議会衆議院協議委員議長倉石忠雄君

から林議長宛、次の内閣協議会の成

案が成立した旨の報告書を受領した。

一般職の職員の給與に關する法

律の一部を改正する法律案内閣

協議会成案

別表第六の備考に次の一項を加え

る。

本表は、暫定的のものであつて、

なるべく速かに昭和二十七年五月六

日行つた参議院の修正議決の趣旨を

斟酌して改訂するものとする。

附則は参議院議決の通りとする。

その他は衆議院議決の通りとする

る。

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、

去る三日議長において承認した金子

一平を昨四日政府委員に任命した

旨、及び同日(大蔵省銀行局銀行課

長)大月高の政府委員を免じた通知

を受領した。

一、去る三日常任委員会において、次

の通り理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 江花 静君(理事江花静

君去る五月二十四日委員

辞任につきその補欠)

理事 鈴木 義男君(理事鈴木義

男君去る五月二十四日委

員辞任につきその補欠)

大蔵委員会

理事 奥村又十郎君(理事三宅則

義君去る三日理事辞任に

つきその補欠)

通商産業委員会

理事 小川 平二君(理事高木君之助君去る三日理事辞任につきその補欠)

一、去る三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

山口喜久一郎君 西村 榮一君

今野 武雄君

人事委員

地方行政委員

法務委員

外務委員

大蔵委員

文部委員

水産委員

郵政委員

電気通信委員

高橋 權六君

経済安定委員

予算委員

一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

飯塚 宗輔君

林 百郎君

人事委員

地方行政委員

法務委員

外務委員

大蔵委員

文部委員

水産委員

郵政委員

電気通信委員

小峯 柳多君

経済安定委員

予算委員

一、昨四日経済安定委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 中崎 敏君(理事中崎敏君去る五月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 多田 勇君(理事多田勇君去る五月二十九日委員辞任につきその補欠)

一、昨四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

外務委員

水田三喜男君

今野 武雄君

大蔵委員

有田 二郎君

水田三喜男君

経済安定委員

一、昨四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

外務委員

宮原幸三郎君

林 百郎君

大蔵委員

高橋 權六君

水田三喜男君

経済安定委員

一、去る三日議長から提出した議案は次の通りである。

農林省設置法等の一部を改正する法律案(松浦東介君外一名提出)

一、去る三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

農林省設置法等の一部を改正する法律案(松浦東介君外一名提出)

一、去る三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

農林省設置法等の一部を改正する法律案(松浦東介君外一名提出)

一、去る三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

農林省設置法等の一部を改正する法律案(松浦東介君外一名提出)

一、去る三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

農林省設置法等の一部を改正する法律案(松浦東介君外一名提出)

一、去る三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

農林省設置法等の一部を改正する法律案(松浦東介君外一名提出)

一、去る三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

農林省設置法等の一部を改正する法律案(松浦東介君外一名提出)

一、去る三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

農林省設置法等の一部を改正する法律案(松浦東介君外一名提出)

一、去る三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

一、昨四日委員長から提出した議案は次の通りである。

消防法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

一、昨四日内閣から提出した議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

南方通商事務局設置法案(内閣提出第二四四号)

日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案

一、去る三日提出した緊急質問は次の通りである。

東京電力役員紛争及び電気事業経営に関する緊急質問(今澄勇君提出)

北京で調印された中日貿易協定に関する緊急質問(田中織之進君提出)

一、昨四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

立川市における飲料水の汚濁に関する質問主意書(並木芳雄君提出)

衆議院會議録第四十九号中正誤

頁	段	行	誤	正
六六	五	末	四	するべきも
六七	三	七	電力の行政	電力行政
六八	二	二	二十三号	二十三
六九	三	末	三	経営の
七〇	六	末	六	二十三名

昭和二十七年六月五日 衆議院會議録第五十号

一〇三三

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十 円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
印刷 刷 行
電話 九段區 一五
東京一九〇〇官報社